

平成23年度実施施策に係る事前分析表

別紙2

(内閣府23-1(政策01-施策①))

|                                      |   |                  |                    |        |  |  |   |   |   |  |               |  |  |  |
|--------------------------------------|---|------------------|--------------------|--------|--|--|---|---|---|--|---------------|--|--|--|
| 施策名                                  | 市民活動の促進   |                  |                    |        | 担当部局名  | 大臣官房市民活動促進課  |   |   |   | 作成責任者名   | 市民活動促進課長 野村 裕 |  |  |  |
| 施策の概要                                | 特定非営利活動促進法の適切な施行等により、市民活動の促進を図るため、必要な体制整備、情報発信等を行う。 |                  |                    |        | 政策体系上の位置付け   | 市民活動の促進  |   |   |   |  |               |  |  |  |
| 達成すべき目標                              | 本施策の推進により、「新しい公共」の担い手の一つである特定非営利活動法人の活動を促す。         |                  |                    |        | 目標設定の考え方・根拠  | 第177回国会菅総理大臣施政方針演説「『最少不幸社会実現』の担い手として、『新しい公共』の推進が欠かせません。」 |   |   |   | 政策評価実施予定時期   | 平成24年8月       |  |  |  |
| 測定指標                                 | 基準値   |                  | 目標値                |        | 年度ごとの目標値   |  |   |   |   | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠  |               |  |  |  |
|                                      | 基準年度  | 目標年度             | 23年度               | 24年度   | 25年度   | 26年度   | 27年度  |   |   |  |               |  |  |  |
| 1 特定非営利活動促進法に基づく申請に対する認証・不認証の決定までの期間 | 4ヶ月以内   | 平成18年度           | 4ヶ月以内              | 平成23年度 | 4ヶ月以内  | -  | -   | - | - | 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第2項に基づく縦覧2ヶ月、第12条第2項に基づく認証又は不認証の決定期間2ヶ月以内の計4ヶ月以内と設定。   |               |  |  |  |
| 2 NPOホームページへのアクセス数                   | 543,639件  | 平成21年度           | 3ヶ年度平均(583,162件)以上 | 平成23年度 | 583,162件   | -  | -   | - | - | 平成22年度までの事後評価結果を踏まえ、NPOホームページのアクセス数の目標値を3ヶ年度平均以上と設定。   |               |  |  |  |
| 3 税制改正要望の成果の反映としての認定特定非営利活動法人数       | 71法人  | 平成22年度           | 3ヶ年度平均(40法人)以上     | 平成23年度 | 40法人   | -  | -   | - | - | 平成13年10月より認定特定非営利活動法人制度が施行され、平成23年3月末において198法人が認定を受けている。平成22年度までの認定数を踏まえ、平成23年度税制改正要望の成果の反映としての認定特定非営利活動法人数の目標値を過去3ヶ年度平均以上と設定。 |               |  |  |  |
| 達成手段(開始年度)                           | 補正後予算額(執行額)(千円)                                     |                  | 23年度予算額(千円)        | 関連する指標 | 達成手段の概要  | 達成手段の目標(23年度)  | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容   |   |   |  |               |  |  |  |
|                                      | 21年度  | 22年度             |                    |        |  |  |   |   |   |  |               |  |  |  |
| (1) 市民活動促進経費(平成10年度)                 | 268,029(203,295)                                    | 171,799(111,188) | 144,301            | 1,2    | 法に基づき速やかに認証・不認証の決定を行うための体制整備や、情報公開を通じた市民による監督のため、NPOホームページの運用において、所轄法人の事業報告書等閲覧情報を速やかに掲載を行う。   | 認証・不認証までの決定期間(4ヶ月以内)、ホームページアクセス数(583,162件)               | 特定非営利活動法人数が増加する中、法に基づき速やかに認証・不認証の決定を行うことや、NPOホームページにおいて所轄法人の事業報告書等閲覧情報の掲載など情報提供を行うことは、制度全般の信頼性の維持に寄与する。 |   |   |  |               |  |  |  |
| (2) 特定非営利活動法人に関する租税特別措置(平成13年度)      | -   | -                | -                  | 3      | 平成23年度税制改正において、認定特定非営利活動法人の認定要件の一つであるパブリック・サポート・テスト(PST)要件の緩和や期限の定めがあった特例措置の恒久化などの改正が行われたことにより、今後更に認定特定非営利活動法人が増加していくが想定される。また、個人が認定特定非営利活動法人に寄附した場合の税額控除制度の創設により、認定特定非営利活動法人に対する寄附はこれまでよりも増加すると考えられることから認定特定非営利活動法人の増加が想定される。<br>なお、手引きやパンフレットの作成等により、地方団体や特定非営利活動法人への周知を行っていく。 | 認定特定非営利活動法人数(40法人)                                       | 累次の税制改正や地方団体等への周知活動により、認定を受けようとする特定非営利活動法人の増加や制度の普及につながり、認定特定非営利活動法人の増加に寄与する。                           |   |   |  |               |  |  |  |

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-2(政策02-施策①))

| 施策名   | 公文書管理制度の適正かつ円滑な運用   |                        |                     |             | 担当部局名   | 大臣官房公文書管理課 |            | 作成責任者名     | 公文書管理課長 岡本 信一   |   |
|---|---|------------------------|---------------------|-------------|---|------------|------------|------------|---|---|
| 施策の概要   | 行政機関において公文書等の管理に関する法律に基づく適正文書管理がなされるとともに、歴史資料として重要な公文書その他の文書(歴史公文書等)の確実な移管がなされるよう、公文書管理制度の適正かつ円滑な運用を図る。 |                        |                     |             | 政策体系上の位置付け  | 適正文書管理の実施  |            |            |   |   |
| 達成すべき目標   | 公文書管理制度の推進により、行政文書等の適正文書管理を図るとともに、公文書管理制度の円滑な運営と効果的・効率的な実施を図る。  |                        |                     | 目標設定の考え方・根拠 | 公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)(全般)  |            |            | 政策評価実施予定時期 | 平成24年8月   |   |
| 測定指標  | 基準  |                        | 目標                  |             | 施策の進捗状況(目標)   |            |            |            |   | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠  |
|   | 21年度  | 22年度                   | 23年度                | 24年度        | 25年度  | 26年度       | 27年度       | 28年度       |   |   |
| 行政機関において管理する行政文書ファイル等の移管又は廃棄の措置(レコードスケジュール)の設定状況<br>1 当該年度末時点において管理する全行政文書ファイル等のうち、レコードスケジュールを設定した行政文書ファイル等数の割合(%)。 | —   | —                      | 設定割合<br>対前年度<br>比増  | —           | レコードスケジュール<br>早期設定の<br>促進、設定<br>状況の調査を<br>実施  | 対前年度<br>比増 | 対前年度<br>比増 | —          | —   | <ul style="list-style-type: none"> <li>公文書等の管理に関する法律第5条第5項において、行政機関が作成・取得した行政文書ファイル等について、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものは国立公文書館等への移管の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めること(=レコードスケジュールの設定)が規定されているところ。</li> <li>移管・廃棄の判断を早期に設定することは、行政文書ファイル等の内容を熟知している当該ファイル等の作成・取得者が判断に関与することが期待されることから、行政文書等の誤廃棄の防止や歴史公文書等の確実な移管に資するものと考えられる。</li> <li>歴史公文書等の評価・選別を早い段階から行うことが重要であるとする制度の趣旨にかんがみ、各年度ごとに行政機関で管理する行政文書ファイル等数のうち、公文書管理法施行初年度である23年度は行政機関に対し、レコードスケジュール早期設定の促進と設定状況の調査を実施することを目標とし、24年度以降は、行政機関において管理する行政文書ファイル等のうちレコードスケジュールの設定を行ったものの数の割合について、23年度の実績値を踏まえ、対前年度比で増加すべきものとして目標を設定(時点は各年度末)。</li> <li>各行政機関においてレコードスケジュールの早期設定が定着するには少なくとも制度施行後3年程度は要すると考えられることから、目標年度を平成25年度に設定。</li> <li>なお、測定指標のレコードスケジュール設定割合について、早期設定を定着させることに主眼を置いており、また、必ずしも全ての行政文書ファイル等について歴史公文書等としての評価・選別を即時に行えるものではないことから、目標を「対前年度比増」としている。</li> </ul> |
| 達成手段(開始年度)  | 補正後予算額(執行額)(千円)   |                        | 23年度<br>予算額<br>(千円) | 関連する<br>指標  | 達成手段の概要   |            |            |            | 達成手段<br>の目標<br>(23年度)   | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容   |
| (1) 各行政機関におけるレコードスケジュール設定状況の確認や行政文書の管理状況の報告の取りまとめ(平成23年度)   | —   | —                      | —                   | 1           | 政府の公文書管理制度を所管する立場から、各行政機関におけるレコードスケジュールの早期設定を促すとともに、設定状況を確認するため、以下の業務を実施。 <ul style="list-style-type: none"> <li>各行政機関に対し、行政文書ファイル等の移管・廃棄等に関する手順を提示し、レコードスケジュールの早期設定を促進。</li> <li>手順に基づき各行政機関から報告を受けたレコードスケジュール設定状況について専門家の知見を活用しながら内容を確認。</li> <li>各行政機関における行政文書の管理状況の報告の取りまとめ、概要の公表。</li> </ul> |            |            |            | 公文書管理<br>制度の推進<br>により、各行政<br>機関にお<br>ける適正文<br>書管理に<br>及び歴史資<br>料として重<br>要な公文書<br>その他の文<br>書の確実な<br>移管を図る<br>(一) | <ul style="list-style-type: none"> <li>レコードスケジュールの設定についてその手順、時期を提示するとともに設定状況について報告を受け、内容を確認することは、各行政機関におけるレコードスケジュールの早期設定に寄与するものである。</li> <li>早期のレコードスケジュールの設定により、文書の誤廃棄を防止するなど適正文書管理に資するとともに、歴史公文書等の確実な移管に資する。</li> </ul>  |
| (2) 公文書等の管理・保存構想検討経費(平成20年度)  | 34,363千円<br>(17,013千円)  | 21,680千円<br>(14,489千円) | 16,714千円            | 1           | 文書管理の手法、人材育成、保存施設の在り方等について民間企業や諸外国の実態調査を行い、それぞれのベストプラクティスを踏まえた日本の公文書管理のシステムのあるべき姿を組み合わせ、公文書管理制度の充実を図る。  |            |            |            | 公文書等の<br>管理・保存構<br>想検討に係<br>る委託調査<br>を実施<br>(一)   | ベストプラクティスの収集・分析等の結果から得た公文書管理のシステムのあるべき姿を制度運用に結び付けることにより、公文書管理制度の円滑な運営と効果的・効率的な実施に寄与するものである。   |

|                                      |          |          |                 |          |  |   |  |
|--------------------------------------|----------|----------|-----------------|----------|--|---|--|
| <p>被災公文書等修復支援事業費補助金<br/>(平成23年度)</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>70,297千円</p> | <p>—</p> | <p>独立行政法人国立公文書館において、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関する専門的技術的助言の一環として、東日本大震災により被災した公文書等の修復に当たり、被災市町村から推薦を受けた者を国立公文書館において採用し、修復研修生として研修等を実施する。また、技術を習得した修復研修生は、当該市町村のみならず周辺市町村等の修復事業にも参画する。</p> | <p>東日本大震災により被災した公文書等の修復に当たる人材を育成するための研修を行い、被災自治体が修復作業を早急に進める環境を整備<br/>(一)</p> | <p>東日本大震災により被災した公文書等の修復に当たる人材を育成し、被災市町村における歴史資料として重要な公文書等の保存を推進することを通じ、公文書管理制度の効果的な実施に寄与するものである。</p> |
|--------------------------------------|----------|----------|-----------------|----------|--|---|--|

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-3(政策03-施策①))

| 施策名                                   | 重要施策に関する広報  |                              |             |             | 担当部局名  | 大臣官房政府広報室   |  |      | 作成責任者名     | 参事官<br>高田 潔  |  |
|---------------------------------------|---|------------------------------|-------------|-------------|--|---|--|------|------------|--|--|
| 施策の概要                                 | 政府の重要施策に関する広報において、各々のテーマに応じた適切な広報媒体、実施時期等を考慮して実施する。 |                              |             |             | 政策体系上の位置付け   | 政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進                                 |  |      |            |  |  |
| 達成すべき目標                               | 政府の重要施策に関し、その背景、内容等について広報を実施し、国民の理解と協力を促進する。        |                              |             | 目標設定の考え方・根拠 | 実施した広報に対する国民の理解度・満足度等を把握することにより、政府広報におけるPDCAサイクルを機能させ更なる改善を図り、重要施策に関する国民の理解と協力を得ることを目指す。 |   |  |      | 政策評価実施予定時期 | 平成24年8月  |  |
| 測定指標                                  | 基準値   |                              | 目標値         |             | 年度ごとの目標値   |   |  |      |            | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠  |  |
|                                       | 基準年度  | 基準年度                         | 目標年度        | 目標年度        | 23年度   | 24年度  | 25年度   | 26年度 | 27年度       |  |  |
| 1 重要施策に関する広報理解度                       | 86%   | 20年度                         | 80%         | 平成23年度      | 80%  | -   | -  | -    | -          | ・平成22年度事後評価結果を踏まえて、実施した広報内容についてアンケート調査で「理解できた」と回答した割合の目標値を80%に設定(平成22年度の目標値は75%)。          |  |
| 2 重要施策に関する広報満足度                       | 69%   | 20年度                         | 70%         | 平成23年度      | 70%  | -   | -  | -    | -          | ・平成22年度事後評価結果を踏まえて、実施した広報内容についてアンケート調査で「満足した」と回答した割合の目標値を70%に設定(平成22年度の目標値は65%)。           |  |
| 測定指標                                  | 基準  |                              | 目標          |             | 施策の進捗状況(目標)  |   |  |      |            | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠   |  |
|                                       | 基準年度  | 基準年度                         | 目標年度        | 目標年度        | 23年度   | 24年度  | 25年度   | 26年度 | 27年度       |  |  |
| 3 重要施策に関する広報国民からの反響やその後の行動意識変容等の把握・分析 | -   | -                            | 試行的実施       | 平成23年度      | 試行的実施  | -   | -  | -    | -          | ・政策評価有識者懇談会における指摘を踏まえて、アンケート結果や問い合わせ内容等から、国民からの反響やその後の行動意識変容等を把握・分析を試み、今後の広報展開への活用方法を検討する。 |  |
| 達成手段(開始年度)                            | 補正後予算額(執行額)(千円)                                     |                              | 23年度予算額(千円) | 関連する指標      | 達成手段の概要  | 達成手段の目標(23年度)   | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容                                    |      |            |  |  |
|                                       | 21年度  | 22年度                         |             |             |  |   |  |      |            |  |  |
| (1) 重要施策に関する広報(昭和24年度)                | 9,289,710千円<br>(8,243,357千円)                        | 4,773,400千円<br>(4,784,020千円) | 5,217,236千円 | 1.2.3       | 各府省庁との連携を図りつつ、政府の広報共同利用媒体としてテレビやラジオ、新聞、雑誌、インターネット等の媒体を確保したうえで、重要施策に関する広報を国内外を通じて効率的に実施。  | -<br>(重要施策に関する広報の理解度: 80%、満足度: 70%、国民からの反響や行動変容等の把握・分析) | 各種メディアを活用した効率的・効果的な政府広報の実施により、政府の重要施策に対する国民の理解と協力の促進に寄与する。 |      |            |  |  |

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-4(政策03-施策②))

|                             |  |                          |              |              |  |                         |   |   |            |  |             |  |
|-----------------------------|--|--------------------------|--------------|--------------|--|-------------------------|---|---|------------|--|-------------|--|
| 施策名                         | 世論の調査  |                          |              |              | 担当部局名  | 大臣官房政府広報室               |   |   |            | 作成責任者名   | 参事官<br>高田 潔 |  |
| 施策の概要                       | 世論調査の実施により、国民の基本的な意識の動向及び政府の重要施策に関する国民の意識を公正・中立・正確かつ適時に把握・公表し、国政モニター制度により、政府の重要政策等に対する一般国民からの幅広い意見、要望などを聴取し、及び国民対話により、大臣と国民とが直接、双方向で対話を行うことにより国民の理解を深めるとともに、国民の意見や提言を聴取し、政府施策の企画立案等に資する。 |                          |              |              | 政策体系上の位置付け   | 政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進 |   |   |            |  |             |  |
| 達成すべき目標                     | 広聴活動により把握した意識、意見、要望等の、政府施策の企画立案作業等への反映を図る。   |                          |              | 目標設定の考え方・根拠  | 公正な世論を把握することにより、政府は施策の立案、実施に役立てて、行政の民主化及び能率化と行政費の軽減をはかることができる。 |                         |   |   | 政策評価実施予定時期 | 平成24年8月  |             |  |
| 測定指標                        | 基準値  |                          | 目標値          |              | 年度ごとの目標値   |                         |   |   |            | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠  |             |  |
|                             | 基準年度   | 目標年度                     | 23年度         | 24年度         | 25年度   | 26年度                    | 27年度  |   |            |  |             |  |
| 1 世論調査結果の各府省の審議会、白書などでの利活用度 | 24   | 平成20年度                   | 平成23年度調査件数以上 | 平成23年度調査件数以上 | 平成23年度調査件数以上   | -                       | -   | - | -          | 世論調査では、政府の重要施策の企画・立案に資する「施策調査」及び国民の意識全般を把握し施策全般の参考とする「動向調査」を実施している。従って、法律改正や基本計画の策定につながる、審議会などでの活用及び施策の現状分析などを行う白書等での結果引用回数を指標とすることが適切である。<br>なお、中・長期的観点での活用を想定すべき調査もあるため、目標値は当該年度調査件数以上と設定した。 |             |  |
| 達成手段(開始年度)                  | 補正後予算額(執行額)(千円)  |                          | 23年度予算額(千円)  | 関連する指標       | 達成手段の概要  | 達成手段の目標(23年度)           | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容   |   |            |  |             |  |
|                             | 21年度   | 22年度                     |              |              |  |                         |   |   |            |  |             |  |
| (1) 世論調査その他の広聴活動(昭和22年度)    | 216,550千円<br>(170,583千円)   | 204,228千円<br>(158,212千円) | 173,930千円    | 1            | 世論調査の実施、国政モニター制度の運営及び国民対話の実施                                   | 世論調査の実施等(各府省での利活用)      | 科学的な方法による公正な世論調査の実施等で世論を把握することにより、政府等にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報を提供し、もって政府施策の企画立案等に寄与する。 |   |            |  |             |  |

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-5(政策04-施策①))

|                             |  |                            |             |             |   |                            |  |            |         |   |  |
|-----------------------------|--|----------------------------|-------------|-------------|---|----------------------------|--|------------|---------|---|--|
| 施策名                         | 化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の廃棄処理  |                            |             |             | 担当部局名   | 遺棄化学兵器処理担当室                |  |            | 作成責任者名  | 参事官(総括)本田 晃一  |  |
| 施策の概要                       | 第二次世界大戦中、旧日本軍によって中国に遺棄された化学兵器(毒ガス兵器)について、化学兵器禁止条約(1995年批准、1997年発効)に基づき、日本は「遺棄締約国」として、中国における日本の遺棄化学兵器を廃棄する義務を負うこととなった。<br>平成11(1999)年3月に、「遺棄化学兵器問題に対する取組について」が閣議決定され、それに基づき、同年4月に遺棄化学兵器処理担当室が総理府(現内閣府)に設置された。また、同年7月、日中間で覚書を締結し、環境と安全を最も優先しつつ、中国国内で廃棄を行うこと等を確認している。 |                            |             |             | 政策体系上の位置付け  | 遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進            |  |            |         |   |  |
| 達成すべき目標                     | 旧日本軍の遺棄化学兵器の廃棄処理を着実にを行う。   |                            |             | 目標設定の考え方・根拠 | 平成9年に発効した化学兵器禁止条約に基づく。  |                            |  | 政策評価実施予定時期 | 平成24年8月 |   |  |
| 測定指標                        | 基準値  | 基準年度                       | 目標値         | 目標年度        | 年度ごとの目標値  |                            |  |            |         | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠   |  |
|                             |  |                            |             |             | 23年度  | 24年度                       | 25年度   | 26年度       | 27年度    |   |  |
| 1 平成23年度計画の遺棄化学兵器処理数の割合     | -  | 平成23年度                     | 100%        | 平成23年度      | 100%  | -                          | -  | -          | -       | 平成19年4月の日中首脳会談で、移动式処理設備を導入し、遺棄化学兵器の廃棄作業を開始することに合意した。平成22年度に南京に保管されている遺棄化学兵器(約36,000発)の廃棄処理を開始し、23年度に完了させる予定であるため、その進捗よく割合を目標値として設定する。 |  |
| 2 会議等における日本側の取組に対する中国側の評価   | -  | 平成23年度                     | 肯定評価        | 平成23年度      | 肯定評価  | -                          | -  | -          | -       | 事業において中国側の協力を得ることが重要かつ不可欠であるため。   |  |
| 達成手段(開始年度)                  | 補正後予算額(執行額)(千円)  |                            | 23年度予算額(千円) | 関連する指標      | 達成手段の概要   | 達成手段の目標(23年度)              | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容                      |            |         |   |  |
|                             | 21年度   | 22年度                       |             |             |   |                            |  |            |         |   |  |
| 1 遺棄化学兵器廃棄処理事業担当室経費(平成11年度) | 244,401<br>(211,478)   | 249,464<br>(237,835)       | 251,449     | 1.2         | 事業の企画・調達・運営・管理及び中国との協議等、廃棄処理に必要な業務を適切に行う。また、事業執行の透明性を高めるため事業全般について助言を行う有識者会議を開催するとともに、専門的な分野(建築・施工管理、化学物質分析等)について高度な知見を有する事業参与(非常勤)を採用するなど体制の強化を図っている。                              | 兵器の処理率:100%<br>中国側の評価:肯定評価 | 廃棄処理を着実に推進していくため、適切に事業の企画等を行うとともに実施体制の強化を図る。 |            |         |   |  |
| 2 遺棄化学兵器廃棄処理事業経費(平成11年度)    | 11,214,618<br>(6,439,872)  | 13,184,726<br>(13,357,305) | 21,670,937  | 1.2         | 中国各地から発見されている旧日本軍の遺棄化学兵器について、環境と安全を最も優先しつつ、速やかに発掘・回収、保管、廃棄処理を行う。<br>平成23年度においても、中国各地で発掘・回収、保管を行う。また、平成22年度に開始した南京に保管されている遺棄化学兵器の移动式廃棄処理設備による廃棄処理を引き続き実施し、並行して南京以外の廃棄処理場所の設備の調達等を行う。 | 兵器の処理率:100%<br>中国側の評価:肯定評価 | 廃棄処理の着実な実施により、化学兵器禁止条約上我が国が負う義務を履行する。        |            |         |   |  |

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-6(政策05-施策①))

|                              |  |       |             |                    |  |                                       |   |               |                               |   |
|------------------------------|--|-------|-------------|--------------------|--|---------------------------------------|---|---------------|-------------------------------|---|
| 施策名                          | 政府調達に係る苦情処理についての周知・広報  |       |             |                    | 担当部局名  | 政策統括官(経済財政運営担当)                       | 作成責任者名  | 参事官(企画担当)西崎寿美 |                               |   |
| 施策の概要                        | 政府調達苦情処理体制は、WTOの「政府調達協定」に基づいて閣議決定により整備され、内外無差別の原則の下、政府調達手続きの透明性、公正性及び競争性の一層の向上を図ることを目的としている。具体的には、苦情の申立てに応じて政府調達苦情検討委員会を開催し、政府調達協定等に基づいて苦情の検討を行っている。<br>本施策は、上述の我が国の政府調達苦情処理手続きについて、関係省庁や大使館で開催される政府調達セミナー等においてパンフレットを配布すること等により、制度の周知を図るとともに、ホームページにおいて、苦情処理体制・制度の内容や委員会における苦情申立ての検討結果等を公表するもの。 |       |             |                    | 政策体系上の位置付け   | 経済財政政策の推進                             |   |               |                               |   |
| 達成すべき目標                      | 政府調達苦情申立てに対して適切に対応するとともに、政府調達セミナー等を通じて積極的に制度周知を行う。   |       | 目標設定の考え方・根拠 | 昨年度の実績を踏まえて目標設定した。 |  |                                       | 政策評価実施予定時期  | 平成24年8月       |                               |   |
| 測定指標                         | 基準値  | 基準年度  | 目標値         | 年度ごとの目標値           |  |                                       |   |               | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |   |
|                              |  |       | 目標年度        | 23年度               | 24年度   | 25年度                                  | 26年度  | 27年度          |                               |   |
| 1 HPへのアクセス件数                 | 78,339件  | 22年度  | 80,000件     | 平成23年度             | 80,000件  | -                                     | -   | -             | -                             | 政府調達に係る苦情処理についての周知・広報活動の結果を測定する指標としてHPへのアクセス件数が適当であり、また具体的な目標値については昨年度の実績を踏まえて設定した。 |
| 達成手段(開始年度)                   | 補正後予算額(執行額)(千円)  |       | 23年度予算額(千円) | 関連する指標             | 達成手段の概要  | 達成手段の目標(23年度)                         | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容   |               |                               |   |
|                              | 21年度   | 22年度  |             |                    |  |                                       |   |               |                               |   |
| (1) 政府調達苦情処理の推進に必要な経費(平成8年度) | 5,000(100)   | 4,000 | 4,000       | 1                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>政府調達苦情処理推進会議(議長:内閣府事務次官、構成員:関係省庁事務次官等)において、苦情処理手続の制定等を行う。</li> <li>国の政府機関及び政府関係機関の調達について、具体的な苦情申立てがなされた場合には、政府調達に関する学識経験者によって構成される「政府調達苦情検討委員会」を開催し、公平かつ独立した立場から苦情の検討を行う。</li> <li>また、政府調達苦情処理体制を紹介する広報パンフレットの作成及びHPへの制度内容・苦情申立て検討経緯の公表、また「政府調達セミナー」(外務省主催)等への参加を通じて、苦情処理体制の周知を行う。</li> </ul> | HPへのアクセス件数: 80,000件(苦情検討委員会の開催: 1~7回) | 政府調達苦情検討委員会において公正かつ独立した立場から苦情検討を行い、検討結果をHPに公表すること、また、広報パンフレットの作成およびセミナーへの参加を通じて苦情処理体制の周知を行うことで、HPへのアクセス件数に寄与する。 |               |                               |   |

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-7(政策05-施策②))

|            |   |                   |                   |             |  |  |      |   |               |                                |   |  |  |  |
|------------|---|-------------------|-------------------|-------------|--|--|------|---|---------------|--------------------------------|---|--|--|--|
| 施策名        | 対日直接投資の推進   |                   |                   |             | 担当部局名  | 政策統括官(経済財政運営担当)  |      |   |               | 作成責任者名                         | 参事官(産業・雇用担当)山下 善太郎  |  |  |  |
| 施策の概要      | 日本に高付加価値拠点を呼び込むため「アジア拠点化推進法」の制定や外国企業向けの事業環境整備等の施策を取りまとめた「アジア拠点化・対日投資促進プログラム(仮称)」を年内に策定するなど、対日直接投資を推進するための関係府省庁の総合調整を行う。本事業は、その一環として、地方シンポジウム等を通じた施策の周知・広報を行うもの。 |                   |                   |             | 政策体系上の位置付け   | 経済財政政策の推進  |      |   |               |                                |   |  |  |  |
| 達成すべき目標    | ①地方シンポジウムにおけるアンケートの肯定的な評価の割合70%<br>②「アジア拠点化・対日投資促進プログラム(仮称)」の策定   |                   |                   | 目標設定の考え方・根拠 | ①昨年度の実績値を踏まえて目標値を設定した。<br>②「日本再生ための戦略に向けて」(平成23年8月)等により平成23年末までに策定することとしている。 |  |      |   | 政策評価実施予定時期    | 平成24年8月                        |   |  |  |  |
| 測定指標       | 基準値   |                   | 目標値               |             | 年度ごとの目標値   |  |      |   |               | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠  |   |  |  |  |
|            | 基準年度  | 目標年度              | 23年度              | 24年度        | 25年度   | 26年度   | 27年度 |   |               |                                |   |  |  |  |
| 1          | 地方シンポジウムにおけるアンケートの肯定的な評価の割合   | 62%               | 平成22年度            | 70%         | 平成23年度   | 70%  | -    | - | -             | -                              | 周知・広報活動の結果を測定する指標としてアンケート結果は適切であり、昨年度の実績値を踏まえて目標値を設定した。                                     |  |  |  |
| 測定指標       | 基準  |                   | 目標                |             | 施策の進捗状況(目標)  |  |      |   |               | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠   |   |  |  |  |
|            | 基準年度  | 目標年度              | 23年度              | 24年度        | 25年度   | 26年度   | 27年度 |   |               |                                |   |  |  |  |
| 2          | 「アジア拠点化・対日投資促進プログラム(仮称)」の策定   | -                 | -                 | プログラムの策定    | 平成23年度   | プログラム策定  | -    | - | -             | -                              | 「新成長戦略」(平成22年6月)、「日本再生ための戦略に向けて」(平成23年8月)等により「アジア拠点化・対日投資促進プログラム(仮称)」を平成23年末までに策定することとしている。 |  |  |  |
| 達成手段(開始年度) | 補正後予算額(執行額)(千円)   |                   | 23年度予算額(千円)       | 関連する指標      | 達成手段の概要  |  |      |   | 達成手段の目標(23年度) | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容        |   |  |  |  |
|            | 21年度  | 22年度              |                   |             |  |  |      |   |               |                                |   |  |  |  |
| (1)        | 対日直接投資の促進に必要な経費   | 43,523<br>(1,479) | 22,512<br>(1,654) | 9,654       | 1.2  | 内閣府としては、地方への対日直接投資の促進を図るために開催する地方シンポジウムの開催、直近の対日投資企業の動向に関する周知活動等を行う。 |      |   |               | 地方シンポジウムにおけるアンケートの肯定的な評価の割合70% | 地方シンポジウムの開催により、対日直接投資の意義について理解を深め、対日直接投資の適切な推進を図っていく。                                       |  |  |  |



平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-8(政策05-施策③))

| 施策名  | 緊急雇用対策の実施   |      |         |             | 担当部局名   | 政策統括官(経済財政運営担当) |      |      |                               | 作成責任者名   | 参事官(産業・雇用担当) 山下 善太郎 |  |
|--|---|------|---------|-------------|---|-----------------|------|------|-------------------------------|--|---------------------|--|
| 施策の概要  | ・地域社会雇用創造事業及び復興支援型地域社会雇用創造事業として、以下の2事業を行う。<br>(1) 社会起業インキュベーション事業<br>NPOや社会起業家など社会的企業等の創業・事業化を通じて、「地域社会雇用」を創造する。このため、社会起業プラン・コンペティションを通じて、企業支援対象者の選出を行うとともに、これらの者の事業立ち上げ等を支援する。<br>(2) 社会的企業人材創出・インターンシップ事業<br>社会的企業分野におけるインターンシップを含めた人材創出を行う。<br><br>・実践キャリア・アップ事業<br>平成24年度から、復興に役立つ人材として、介護、省エネ等及び食の6次産業化を担う人材の育成プログラムを認証するとともに、実践的な職業能力を評価してキャリア段位(レベル)の認定を行うこととしている。このため、23年度には、制度説明会の実施、パンフレットの作成等の普及啓発活動を行う。 |      |         |             | 政策体系上の位置付け  | 経済財政政策の推進       |      |      |                               |  |                     |  |
| 達成すべき目標  | ・社会的企業の創業および人材創出を支援する等の事業を実施し、地域社会における事業と雇用を加速的に創造することを目的とする。<br><br>・実践キャリア・アップ戦略について、24年度から実践的な職業能力評価及び育成プログラムの整備等を被災地において先行的、重点的に実施することとしているところ、制度の普及啓発を進め、24年度からの円滑な制度の立ち上げに資することを目的とする。  |      |         | 目標設定の考え方・根拠 | ・地域社会雇用創造事業及び復興支援型地域社会雇用創造事業の実施により、「社会的企業」分野において、新たな雇用が創造され、その結果、地域の活性化や若者の雇用促進などにつながると考えられる。<br><br>・実践キャリア・アップ事業の実施により、24年度からの円滑な制度の立ち上げに資することが考えられる。 |                 |      |      | 政策評価実施予定時期                    | 平成24年8月  |                     |  |
| 測定指標   | 基準値   |      | 目標値     | 年度ごとの目標値    |   |                 |      |      | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |  |                     |  |
|  | 基準年度  | 目標年度 |         | 23年度        | 24年度  | 25年度            | 26年度 | 27年度 |                               |  |                     |  |
| 1 社会起業インキュベーション事業による起業支援者数   | -   | -    | 800名    | 平成23年度      | 800名  | -               | -    | -    | -                             | 地域社会雇用創造事業の実施により、「社会的企業」分野において、新たな雇用が創造され、その結果、地域の活性化や若者の雇用促進などにつながると考えられる。目標値は、「地域社会雇用創造事業実施要領」において定めた目標人数。                     |                     |  |
| 2 社会的企業人材創出・インターンシップ事業による研修受講者数  | -   | -    | 12,000名 | 平成23年度      | 12,000名   | -               | -    | -    | -                             | 地域社会雇用創造事業の実施により、「社会的企業」分野において、新たな雇用が創造され、その結果、地域の活性化や若者の雇用促進などにつながると考えられる。目標値は、「地域社会雇用創造事業実施要領」において定めた目標人数。                     |                     |  |
| 3 復興支援型社会起業インキュベーション事業による起業支援者数  | -   | -    | 600名    | 平成24年度      | -   | 600名            | -    | -    | -                             | 復興支援型地域社会雇用創造事業の実施により、「社会的企業」分野において、被災地における新たな雇用が創造され、その結果、地域復興、被災地支援や若者の雇用促進などにつながると考えられる。目標値は、「復興支援型社会的企業支援基金実施要領」において定めた目標人数。 |                     |  |
| 4 復興支援型社会的企業人材創出・インターンシップ事業による研修受講者数                                     | -   | -    | 2,000名  | 平成24年度      | -   | 2,000名          | -    | -    | -                             | 復興支援型地域社会雇用創造事業の実施により、「社会的企業」分野において、被災地における新たな雇用が創造され、その結果、地域復興、被災地支援や若者の雇用促進などにつながると考えられる。目標値は、「復興支援型社会的企業支援基金実施要領」において定めた目標人数。 |                     |  |
| 5 実践キャリア・アップ戦略の周知パンフレットを手にとってくれた方の人数(説明会での受取、ラック等からのピック・アップ、周知活動を通じた頒布等) | -   | -    | 48,500名 | 平成23年度      | 48,500名   | -               | -    | -    | -                             | 実践キャリア・アップ戦略の周知パンフレットを配布し、手に取っていただくことによって、制度の周知や平成24年度からの円滑な制度の立ち上げにつながると考えられる。  |                     |  |

| 達成手段<br>(開始年度)                  | 補正後予算額(執行額)(千円)          |      | 23年度<br>予算額<br>(千円) | 関連する<br>指標 | 達成手段の概要   | 達成手段<br>の目標<br>(23年度)                              | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容  |
|---------------------------------|--------------------------|------|---------------------|------------|---|--|--|
|                                 | 21年度                     | 22年度 |                     |            |   |  |  |
| (1) 地域社会雇用創造事業<br>(平成21年度)      | 7,000,000<br>(7,000,000) | 0    | 0                   | 1.2        | (1) 社会起業インキュベーション事業<br>NPOや社会起業家など社会的企業等の創業・事業化を通じて、「地域社会雇用」を創造する。このため、社会起業プラン・コンペティションを通じて、スタートアップ等を支援する。<br>(2) 社会的企業人材創出・インターンシップ事業<br>社会的企業分野におけるインターンシップを含めた人材創出に取り組む。 | 起業支援者数: 800名、<br>研修受講者数: 12,000名                   | 地域社会雇用創造事業の実施により、「社会的企業」分野において、新たな雇用が創造され、その結果、地域の活性化や若者の雇用促進などにつながると考えられる。目標値は「地域社会雇用創造事業実施要領」において定めた目標人数。                      |
| (2) 復興支援型地域社会雇用創造事業<br>(平成23年度) | 0                        | 0    | 3,200,000           | 3.4        |   | 【24年度】<br>起業支援者数: 600名、<br>研修受講者数: 2,000名          | 復興支援型地域社会雇用創造事業の実施により、「社会的企業」分野において、被災地における新たな雇用が創造され、その結果、地域復興、被災地支援や若者の雇用促進などにつながると考えられる。目標値は、「復興支援型社会的企業支援基金実施要領」において定めた目標人数。 |
| (3) 実践キャリア・アップ事業<br>(平成23年度)    | 0                        | 0    | 23,000              | 5          | 実践キャリア・アップ戦略周知パンフレットの作成及び制度説明会を開催する。  | パンフレット<br>作成部数:<br>48,500部<br><br>説明会開催<br>回数: 15回 | 実践キャリア・アップ戦略周知パンフレットの作成し、制度説明会等において配布することにより、パンフレットを手にとっていただく機会が増加することが期待され、制度の周知広報が促進される。                                       |

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-9(政策05-施策④))

|  |  |        |                     |             |  |                 |       |            |                             |  |  |
|--|--|--------|---------------------|-------------|--|-----------------|-------|------------|-----------------------------|--|--|
| 施策名  | 道州制特区の推進   |        |                     |             | 担当部局名  | 政策統括官(経済財政運営担当) |       |            | 作成責任者名                      | 参事官(地域・企業担当)鶴田晋幸   |  |
| 施策の概要  | 道州制特区は、将来の道州制導入の検討に資するため、特定広域団体(現在は北海道のみ)からの提案を踏まえ、国からの事務・事業の移譲等を進めていく仕組みであり、道州制特別区域推進計画に基づく広域行政の推進状況等のフォローアップ調査等を行っている。 |        |                     |             | 政策体系上の位置付け                                       | 経済財政政策の推進       |       |            |                             |  |  |
| 達成すべき目標  | 道州制特区の着実な推進により、関係行政機関との連携を深め、実施状況調査等を行い、道州制導入に向けた国民的な議論の進展を図る。   |        |                     | 目標設定の考え方・根拠 | 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第4条<br>道州制特別区域基本方針       |                 |       | 政策評価実施予定時期 | 平成24年8月                     |  |  |
| 測定指標   | 基準値  |        | 目標値                 |             | 年度ごとの目標値   |                 |       |            |                             | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠  |  |
|  |  | 基準年度   |                     | 目標年度        | 23年度   | 24年度            | 25年度  | 26年度       | 27年度                        |  |  |
| 国から権限移譲された事務・事業 <sup>1</sup> の合計(累計)件数<br>(平成27年度までに10件以上)     | 10件  | 平成22年度 | 10件以上               | 平成27年度      | 10件以上  | 10件以上           | 10件以上 | 10件以上      | 10件以上                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・道州制特区は、将来の道州制導入の検討に資するため、法律及び基本方針に基づき国からの事務・事業の移譲を進める仕組みである。(道州制を導入する場合には、国から道州へ大幅な権限移譲を行うことが重要とされており(地方制度調査会答申)、道州制特区はその先行モデルとして、特定広域団体にできるだけ多くの国の事務・事業が移譲されることが期待されている。)</li> <li>・上記目標の達成状況を確認するため、政策評価における定量的な測定指標として、国からの事務・事業の移譲件数(累計)を設定。</li> <li>・特定広域団体(現在は北海道のみ)からの提案に基づき、国からの事務・事業の移譲を行うため、北海道から提案が提出され、かつ提案の内容が権限移譲を目的としたものであることが必要となる。したがって、年度ごとの新規増加分を含めた移譲件数の目標値は設定しない。</li> </ul> |  |
| 測定指標   | 基準   |        | 目標                  |             | 施策の進捗状況(目標)                                      |                 |       |            |                             | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠   |  |
|  |  | 基準年度   |                     | 目標年度        | 23年度   | 24年度            | 25年度  | 26年度       | 27年度                        |  |  |
| 北海道道州制特別区域計画に盛り込まれた事務・事業のフォローアップ <sup>2</sup><br>(事務・事業の適切な進捗) | 実施   | —      | 実施                  | 毎年度         | 実施   | 実施              | 実施    | 実施         | 実施                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・道州制特区は、将来の道州制導入の検討に資するため、法律及び基本方針に基づき国からの事務・事業の移譲を進める仕組みである。(道州制を導入する場合には、国から道州へ大幅な権限移譲を行うことが重要とされており(地方制度調査会答申)、道州制特区はその先行モデルとして、特定広域団体にできるだけ多くの国の事務・事業が移譲されることが期待されている。)</li> <li>・上記目標の達成状況を確認するため、定性的な指標として、事務・事業の適切な進捗を設定。</li> <li>・今まで移譲した事務・事業が適切に行われているか等、毎年度フォローアップを行うことは、今後の権限移譲を進めていくために重要。</li> <li>・フォローアップ調査及びその内容を本部へ報告することは、道州制特別区域基本方針(平成22年3月26日一部変更)により規定されている。</li> </ul>     |  |
| 達成手段<br>(開始年度)   | 補正後予算額(執行額)(千円)  |        | 23年度<br>予算額<br>(千円) | 関連する<br>指標  | 達成手段の概要  |                 |       |            | 達成手段<br>の目標<br>(23年度)       | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容  |  |
|  | 21年度   | 22年度   |                     |             |  |                 |       |            |                             |  |  |
| (1)道州制特区の推進に必要な経費  | 5,536  | 5,342  | 1,585               | 1.2         | 将来の道州制導入の検討に資するため、今まで移譲した事務・事業等のフォローアップ調査等を行うもの。 |                 |       |            | フォローアップ調査の実施<br>国からの権限移譲の推進 | 国からの移譲事業等についてフォローアップ調査を行い、今後の移譲事業の推進等についての方針に反映することにより、将来の道州制導入に向けた国民的な議論の進展を図ることに寄与する。  |  |

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-10(政策05-施策⑤))

|  |   |        |              |  |  |  |   |                             |                             |  |
|--|---|--------|--------------|--|--|--|---|-----------------------------|-----------------------------|--|
| 施策名                                    | 民間資金等活用事業の推進(PFI基本方針含む)   |        |              |  | 担当部局名  | 政策統括官(経済社会システム担当)                      | 作成責任者名  | 参事官 上田洋平                    |                             |  |
| 施策の概要                                  | ・民間資金等活用事業の推進を図るため、民間資金等活用事業に関する情報収集、整理、提供を定期的を実施。<br>・PFI法では少なくとも3年ごとに特定事業の実施状況について検討を加え、必要な措置を講ずるとされているため、実施状況や検討に必要な調査等を実施。平成22年に民間資金等活用事業推進委員会が公表した「中間的とりまとめ」に示された「地方公共団体への支援体制の充実などPFI制度の拡充」について必要な措置等を実施。 |        |              |  | 政策体系上の位置付け   | 経済財政政策の推進                              |   |                             |                             |  |
| 達成すべき目標                                | 民間資金等活用事業推進委員会が平成22年5月25日に公表した「中間的とりまとめ」において指摘された課題に対応し、PFIの一層の推進を図る。   |        | 目標設定の考え方・根拠  | ・中間的とりまとめは民間資金等活用事業推進委員会が「PFI推進委員会報告一真の意味の官民パートナーシップ実現に向けて」(H19.11.15)を踏まえ公表したもの。<br>・政府においては、法改正が必要となる事項に重点を置いて効率的に作業を進める事が求められている。 |  |  | 政策評価実施予定時期  | 平成24年8月                     |                             |  |
| 測定指標                                   | 基準  |        | 目標           |  | 施策の進捗状況(目標)  |  |   |                             |                             | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠   |
|  | 基準年度  | 目標年度   | 23年度         | 24年度   | 25年度   | 26年度                                   | 27年度  |                             |                             |  |
| 「中間的とりまとめ」で指摘された課題に関する施策の推進            | 「中間的とりまとめ」で指摘された課題に関する施策の推進   | 平成23年度 | 民間資金等活用事業の推進 | 「中間的とりまとめ」で指摘された課題に関する施策の推進  | 「中間的とりまとめ」で指摘された課題に関する施策の推進                              | 「中間的とりまとめ」で指摘された課題に関する施策の推進            | 「中間的とりまとめ」で指摘された課題に関する施策の推進   | 「中間的とりまとめ」で指摘された課題に関する施策の推進 | 「中間的とりまとめ」で指摘された課題に関する施策の推進 | <p>平成23年度は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PFI法の改正・関係政令、府令、基本方針等の策定。(「対象施設の拡大」「コンセッション方式の導入」等)</li> <li>・民間からの要望が強い事項の検討。(「多段階選抜・競争的対話」「資金調達環境整備」等)</li> <li>・地方公共団体への支援体制の拡充。(「PFI専門家派遣制度」「ワンストップサービス」等)</li> <li>・モデルプロジェクトを行う。</li> </ul> <p>平成24年度は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドラインの作成(「コンセッション方式の導入」「民間事業者の参入意欲」等)</li> <li>・民間からの要望が強い事項の運用。(「多段階選抜・競争的対話」「資金調達環境整備」等)</li> <li>・個別課題の対応(「ユニバーサルテストングの導入」等)</li> <li>・地方公共団体への支援体制の拡充(「PFI専門家派遣制度」「ワンストップサービス」等)</li> <li>・モデルプロジェクトを行う。</li> </ul> |
| 達成手段(開始年度)                             | 補正後予算額(執行額)(千円)   |        | 23年度予算額(千円)  | 関連する指標   | 達成手段の概要  | 達成手段の目標(23年度)                          | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容   |                             |                             |  |
|  | 21年度  | 22年度   |              |  |  |  |   |                             |                             |  |
| 「中間的とりまとめ」で指摘された課題(1)に対する施策の推進(平成23年度) | -   | -      | 118,120      | 1  | PFI専門家派遣制度やワンストップサービス等の地方公共団体への支援体制の拡充。モデルプロジェクトを選定し、実施。 | 中間的とりまとめのフォローアップにより民間資金等活用事業の推進を図る。(一) | 地方自治体への支援体制の拡充やモデルプロジェクトを実施することにより、小規模な地方公共団体においてもPFIを実施しやすくする共にPFI事業の円滑化及び事業推進のボトルネックの把握をする。このことによりPFIの一層の推進を図る。 |                             |                             |  |

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-11(政策05-施策⑥))

|                                 |                            |        |                     |             |  |                           |   |            |                     |   |
|---------------------------------|----------------------------|--------|---------------------|-------------|--|---------------------------|---|------------|---------------------|---|
| 施策名                             | 市場開放問題に係る苦情処理を通じた市場アクセスの改善 |        |                     |             | 担当部局名  | 行政刷新会議事務局<br>規制・制度改革担当事務局 |   | 作成責任者名     | 参事官(市場システム担当) 高島 竜祐 |   |
| 施策の概要                           | 市場開放問題に係る対外的な苦情処理業務        |        |                     |             | 政策体系上の位置付け   | 経済財政政策の推進                 |   |            |                     |   |
| 達成すべき目標                         | 持ち込まれる個々の苦情事案の適時適切な解決を図る   |        |                     | 目標設定の考え方・根拠 | 昭和57年1月30日経済対策閣僚会議決定<br>平成6年2月1日閣議決定   |                           |   | 政策評価実施予定時期 | 平成24年8月             |   |
| 測定指標                            | 基準値                        | 基準年度   | 目標値                 | 目標年度        | 年度ごとの目標値   |                           |   |            |                     | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠   |
|                                 |                            |        |                     |             | 23年度   | 24年度                      | 25年度  | 26年度       | 27年度                |   |
| 1 苦情解決比率(累積値)の維持                | 99%                        | 平成14年度 | 100%                | 平成23年度      | 100%   | -                         | -   | -          | -                   | これまで持ち込まれた苦情事案は全件解決済みで、平成20年度以降苦情解決比率は99.85%を維持していることから、今後も新たに事案が持ち込まれる際には、引き続き事案解決に努めることを通じて当該解決比率を維持できるよう図る。(※自主的に設定している目標) |
| 達成手段<br>(開始年度)                  | 補正後予算額(執行額)(千円)            |        | 23年度<br>予算額<br>(千円) | 関連する<br>指標  | 達成手段の概要  | 達成手段<br>の目標<br>(23年度)     | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容                                       |            |                     |   |
|                                 | 21年度                       | 22年度   |                     |             |  |                           |   |            |                     |   |
| (1) 市場開放問題苦情処理の推進に必要な経費(昭和56年度) | 6,662                      | 386    | 386                 | なし          | 輸入・投資の妨げとなっている政府規制に関する内外からの苦情が寄せられた際には、当該苦情に対し、関係省庁から申立人へ直接の説明、関係省庁による会議体(「苦情処理部会」)での審議を行い、所要の改善を行う。 | 事案が持ち込まれた際の速やかな解決         | 今後も新たに事案が持ち込まれる際には、引き続き事案解決に努めることを通じて当該解決比率を維持できるよう図ることとしている。 |            |                     |   |

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-12(政策05-施策⑦))

|                                       |  |        |             |             |  |   |   |            |           |   |
|---------------------------------------|--|--------|-------------|-------------|--|---|---|------------|-----------|---|
| 施策名                                   | 競争の導入による公共サービスの改革の推進(公共サービス改革基本方針含む)   |        |             |             | 担当部局名  | 政策統括官(経済社会システム担当)<br>公共サービス改革推進室          |   | 作成責任者名     | 参事官 後藤 和夫 |   |
| 施策の概要                                 | 公共サービス改革基本方針改定に関する事務に加え、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の着実かつ適正な運用を図るため、官民競争入札等の対象事業を実施する各省庁や地方公共団体に対する支援を含め、実務上生じる様々な課題についての調査・検討を行い、指針等を作成するなど、競争の導入による公共サービスの改革の推進を行う。 |        |             |             | 政策体系上の位置付け   | 経済財政政策の推進                                 |   |            |           |   |
| 達成すべき目標                               | 公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、国の行政機関等又は地方公共団体がその事務又は事業の全体の中で自ら実施する公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現する。  |        |             | 目標設定の考え方・根拠 | 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)   |   |   | 政策評価実施予定時期 | 平成24年8月   |   |
| 測定指標                                  | 基準   | 基準年度   | 目標          | 目標年度        | 施策の進捗状況(目標)  |   |   |            |           | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠  |
|                                       |  |        |             |             | 23年度   | 24年度                                      | 25年度  | 26年度       | 27年度      |   |
| 1 公共サービス改革の進捗状況                       | 確認   | -      | -           | -           | 進捗状況の確認  | 進捗状況の確認                                   | 進捗状況の確認   | 進捗状況の確認    | 進捗状況の確認   | 公共サービス改革法に基づき、毎年度、公共サービス改革基本方針を見直す中で、公共サービス改革の進捗状況を確認することを目標値として設定した。 |
| 達成手段(開始年度)                            | 補正後予算額(執行額)(千円)  |        | 23年度予算額(千円) | 関連する指標      | 達成手段の概要  | 達成手段の目標(23年度)                             | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容   |            |           |   |
|                                       | 21年度   | 22年度   |             |             |  |   |   |            |           |   |
| 競争の導入による公共サービスの(1)改革の推進に必要な経費(平成18年度) | 50,771   | 49,199 | 28,130      | 1           | 公共サービス改革基本方針改定に関する事務に加え、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の着実かつ適正な運用を図るため、官民競争入札等の対象事業を実施する各省庁や地方公共団体に対する支援を含め、実務上生じる様々な課題についての調査・検討を行い、指針等を作成するなど、競争の導入による公共サービスの改革の推進を行う。 | 公共サービス改革推進により、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現する。 | 様々な課題についての調査・検討を行い、指針等を作成するなどにより、実務上の障害を取り除き、競争の導入による公共サービスの改革の推進を行うことは、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することに資する。 |            |           |   |

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-13(政策5-施策⑧))

| 施策名                             | 「新しい公共」に関する施策の推進  |                                   |                                   |  | 担当部局名       | 政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(総括担当)付、参事官(社会基盤担当)付 | 作成責任者名     | 井野参事官、三上参事官 |  |                              |
|---------------------------------|---|-----------------------------------|-----------------------------------|--|-------------|---|------------|-------------|--|------------------------------|
| 施策の概要                           | ①「新しい公共」の推進について、「新しい公共」を支える多様な担い手が検討を行う場として、「新しい公共」推進会議を開催する。<br>②社会的責任に関する施策を推進し、安全・安心で持続可能な社会の実現に向け、広範な主体の協働を推進するため、社会的責任に関する円卓会議に参画する。<br>③「新しい公共」に関する国民の意識や考え方等について把握するため、国民生活選好度調査を実施する。<br>④新しい公共支援事業の進捗管理のため、有識者による運営会議等を開催するとともに、事業の分析・評価のための調査を実施する。 |                                   |                                   |  | 政策体系上の位置付け  | 経済財政政策の推進                                 |            |             |  |                              |
| 達成すべき目標                         | ①「新しい公共」推進会議において、提案をとりまとめ<br>②安全・安心で持続可能な未来に向けた協働戦略のフォローアップ<br>③国民生活選好度調査の公表<br>④新しい公共支援事業の適切な進捗管理  |                                   | 目標設定の考え方・根拠                       | ①会議における議論の一定の成果であるとりまとめを目標として設定した。<br>②安全・安心で持続可能な未来に向けた協働戦略において、今後2年間協働戦略のフォローアップを行うこととされていることを受け、目標を設定した。<br>③調査の成果物である結果の公表を目標として設定した。<br>④施策の目的が新しい公共支援事業の進捗管理であることを踏まえ、目標を設定した。 |             |   | 政策評価実施予定時期 | 平成24年4月以降   |  |                              |
| 測定指標                            | 基準  |                                   | 目標                                |  | 施策の進捗状況(目標) |   |            |             |  | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 |
|                                 | 基準年度  | 目標年度                              | 23年度                              | 24年度   | 25年度        | 26年度                                      | 27年度       |             |  |                              |
| 1 「新しい公共」推進会議において、提案をとりまとめ      | 「新しい公共」推進会議の設置及び議論の開始<br>平成22年度   | 提案を取りまとめた上で、政府の対応を決定・推進<br>平成23年度 | 提案を取りまとめた上で、政府の対応を決定・推進<br>平成23年度 | -  | -           | -   | -          | -           | 会議における議論の一定の成果であるとりまとめを目標として設定した。                                    |                              |
| 2 安全・安心で持続可能な未来に向けた協働戦略のフォローアップ | 社会的責任に関する円卓会議の推進について、「社会的責任に関する円卓会議」に参画し、協働戦略を策定<br>平成22年度  | 着実な実施<br>平成23年度                   | 着実な実施<br>平成23年度                   | -  | -           | -   | -          | -           | 安全・安心で持続可能な未来に向けた協働戦略において、今後2年間協働戦略のフォローアップを行うこととされていることを受け、目標を設定した。 |                              |

| 3                                       | 国民生活選好度調査の公表      | 国民生活に関する調査分析について、国民生活選好度調査の実施、分析、公表 | 平成22年度 | 国民生活選好度調査の実施、分析、公表  | 平成23年度     | 国民生活選好度調査の実施、分析、公表   | -  | -   | - | - | 調査の成果物である結果の公表を目標として設定した。                  |
|---|-------------------|-------------------------------------|--------|---------------------|------------|--|--|---|---|---|--|
| 4                                       | 新しい公共支援事業の進捗の把握状況 | 新しい公共支援事業の開始                        | 平成22年度 | 進捗の把握               | 平成24年度     | 進捗の把握  | -  | -   | - | - | 平成24年度末まで新しい公共支援事業を実施する予定であることを受け、目標を設定した。 |
| 達成手段<br>(開始年度)                          |                   | 補正後予算額(執行額)(千円)                     |        | 23年度<br>予算額<br>(千円) | 関連する<br>指標 | 達成手段の概要  | 達成手段<br>の目標<br>(23年度)  | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容   |   |   |  |
|   |                   | 21年度                                | 22年度   |                     |            |  |  |   |   |   |  |
| 「新しい公共」に関わる施策の推進<br>1に必要な経費<br>(平成22年度) |                   | 0                                   | 58,812 | 67,834              | 1, 2, 3, 4 | <p>①「新しい公共」の推進について「新しい公共」を支える多様な担い手が検討を行う場として、「新しい公共」推進会議を開催し、政府の対応のフォローアップ等を実施。</p> <p>②安全・安心で持続可能な社会の実現に向け、多様な主体が協働する社会的責任に関する円卓会議に参画。</p> <p>③「新しい公共」の担い手となる非営利法人の特性を生かす法人制度及び支援の在り方の検討に資するため、国内外の社会的企業等や有識者へのヒアリング調査、文献調査を実施。</p> <p>④政府と市民セクター等との公契約や協約のあり方の検討に資するため、先進的な取組を行う地方公共団体等に対しヒアリング調査を実施。</p> <p>⑤アンケートによって、幸福感や「新しい公共」に係る国民意識等を調査。</p> <p>⑥有識者による事業運営会議や都道府県担当者との連絡調整会議の開催、新しい公共支援事業全体の分析および評価のための調査の実施。</p> | <p>①、③、④について、「新しい公共」推進会議における提案とりまとめ</p> <p>②について、安全・安心で持続可能な未来に向けた協働戦略のフォローアップ</p> <p>⑤について、国民生活選好度調査の公表</p> <p>⑥について、運営会議・連絡調整会議の開催、調査の実施</p> | <p>1の指標について、①、③、④により、「新しい公共」推進会議における円滑に議論・運営を実施することで、同会議の議論のとりまとめの実現を担保する。</p> <p>2の指標について、②により、社会的責任に関する円卓会議に参画することで、「安全・安心で持続可能な未来に向けた協働戦略」のフォローアップを実施する。</p> <p>3の指標について、⑤により、幸福感や「新しい公共」に係る国民意識等を正確に把握した上で、国民生活選好度を分析し、その結果を公表する。</p> <p>4の指標について、⑥により、新しい公共支援事業の進捗が把握され、適切な進捗管理が可能となる。</p> |   |   |  |



平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-14(政策05-施策⑨))

|  |  |                          |                     |            |  |   |      |      |      |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--------------------------|---------------------|------------|--|---|------|------|------|--|--|--|--|--|--|
| 施策名  | 「新しい公共」の自立的な発展の促進のための環境整備  |                          |                     |            | 担当部局名  | 政策統括官(経済社会システム担当)付<br>参事官(社会基盤担当)付  |      |      |      | 作成責任者名   | 参事官(社会基盤担当) 三上 圭一  |  |  |  |  |
| 施策の概要  | 「新しい公共」の担い手となる特定非営利活動法人等の民間非営利組織の自立的活動を支援する。   |                          |                     |            | 政策体系上の位置付け   | 経済財政政策の推進   |      |      |      |  |  |  |  |  |  |
| 達成すべき目標  | ・国民の積極的な「公」への参加による、公的サービスの無駄のない供給に向け、NPO等が自ら資金調達し、自立的に活動することが可能となる。<br>・NPO等の民間非営利団体が主導する「新しい公共」による被災地域の復興を促進する。 |                          |                     |            | 目標設定の考え方・根拠  | ・「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」(平成22年10月8日閣議決定)において、「新しい公共」の自立的な発展の促進のための環境整備」の内容として規定。<br>・「東日本大震災からの復興の基本方針」において、「新しい公共支援事業」等を通じた支援により、「新しい公共」による被災地域の復興を促進することとしている。 |      |      |      | 政策評価実施予定時期   | 平成24年度   |  |  |  |  |
| 測定指標   | 基準値  |                          | 目標値                 |            | 年度ごとの目標値   |   |      |      |      | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠  |  |  |  |  |  |
|  |  | 基準年度                     |                     | 目標年度       | 23年度   | 24年度  | 25年度 | 26年度 | 27年度 |  |  |  |  |  |  |
| 1 NPO等の活動成熟度                                     | 現時点値<br>(未調査)  | 平成22年度                   | 増加率<br>10%以上        | 平成23年度     | 増加率<br>10%以上   | -   | -    | -    | -    | ・当該施策はNPO等の人材育成や情報開示等を目的としており、それらの状況が表される活動成熟度を指標とした。(活動成熟度は育成された人材や情報開示の増加率等の加重平均等により算出する。)<br>・支援内容を総合的に踏まえ、事業実施前(平成22年度)に比して1割の増加を目標とした。  |  |  |  |  |  |
| 2 新しい公共の場(多様な担い手による協働の仕組み)に参画した組織数               | 0  | 平成22年度                   | 1,500               | 平成23年度     | 1,500  | -   | -    | -    | -    | ・当該施策の趣旨は、新しい公共の場の設置促進であるため。<br>・多様な担い手による協働の仕組みを取り入れた「新しい公共の場作りのためのモデル事業」に参画する組織数を測定する。<br>・各県で実施が期待されるモデル事業件数と、一件ごとに求められる参加組織数より、目標値を設定した。 |  |  |  |  |  |
| 3 本事業によりNPO等が実施した震災復興のための取組数(平成23年度第3次補正予算に係る指標) | 0  | 平成22年度                   | 40                  | 平成23年度     | 40   | -   | -    | -    | -    | ・NPO等が実施した震災復興のための取組数の増加により、「新しい公共」による被災地域の復興が促進されると考えられるため。<br>・被災3県で実施が期待されるモデル事業件数より、目標値を設定した。  |  |  |  |  |  |
| 達成手段<br>(開始年度)                                   | 補正後予算額(執行額)(千円)  |                          | 23年度<br>予算額<br>(千円) | 関連する<br>指標 | 達成手段の概要  |   |      |      |      | 達成手段<br>の目標<br>(23年度)  | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容  |  |  |  |  |
|  | 21年度   | 22年度                     |                     |            |  |   |      |      |      |  |  |  |  |  |  |
| 新しい公共支援事業<br>(1) (平成22年度)(関連 23-13(政策05-施策⑧))    | -  | 8,750,000<br>(8,750,000) | -                   | 1<br>2     | 1. 都道府県が、NPO等の民間非営利組織に対して以下の事業を実施し、活動の阻害要因を解決。<br>① NPO等の活動基盤整備のための支援事業<br>② 寄附募集支援事業<br>③ 融資利用の円滑化のための支援事業<br>④ (行政機関から業務委託を受けるNPO等に対する)つなぎ融資への利子補給事業<br>2. 都道府県が、NPO等の民間非営利組織、地方公共団体等が連携して行う以下のモデル事業を支援。<br>⑤ 新しい公共の場づくりのためのモデル事業(多様な担い手が協働し、地域の諸課題の解決を図る取組)<br>⑥ 社会イノベーション推進のためのモデル事業 |   |      |      |      | 新しい公共<br>支援事業の<br>実施<br>(一)  | NPO等の活動基盤整備のための支援等や、NPO・地方公共団体・企業等が協働する取組の支援は、NPO等の能力向上等を促進し、資金調達を含めたNPO等の自立的な活動に寄与する。 |  |  |  |  |
| 新しい公共支援事業<br>(2) (平成23年度)(関連 23-13(政策05-施策⑧))    | -  | -                        | 879,000             | 3          | 被災3県が、NPO等による活動支援拠点の構築、被災者支援、地域復興などの取組(モデル事業)を支援。  |   |      |      |      | 新しい公共<br>支援事業の<br>実施<br>(一)  | NPO等による活動支援拠点の構築、被災者支援、地域復興などの取組により、被災地域の復興が促進される。                                     |  |  |  |  |

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-15(政策05-施策⑩))

| 施策名                         | 国内の経済動向の分析  |             | 担当部局名   | 政策統括官(経済財政分析担当) | 作成責任者名   | 参事官(総括担当)杉原 茂 |        |        |        |                               |  |
|-----------------------------|---|-------------|---|-----------------|----------|---------------|--------|--------|--------|-------------------------------|--|
| 施策の概要                       | 国内の経済動向について幅広い情報収集体制の確立や調査を行い、マクロ経済の現状や経済財政政策の状況を迅速に把握する。その結果を、主に以下の成果物に取りまとめ、公表する。<br>・「月例経済報告」・・・毎月の内外の経済動向に関する調査分析結果を取りまとめ。<br>・「年次経済財政報告」(通称「経済財政白書」)・・・年一回、我が国経済財政の現状を総合的かつ詳細に分析した結果を取りまとめ。<br>・「日本経済」・・・年一回、「年次経済財政報告」公表後の我が国経済の分析を取りまとめ。 |             | 政策体系上の位置付け  | 経済財政政策の推進       |          |               |        |        |        |                               |  |
| 達成すべき目標                     | 毎月、「月例経済報告」を滞りなく作成し、「月例経済報告等に関する関係閣僚会議」等に報告することにより、政府内での景気認識の共有を図る。また、「経済財政白書」を作成の上、年央を目途に閣議に配布し、日本経済が抱える課題の解決等に貢献するとともに、年末を目途に「日本経済」を作成し公表する。以上の成果物を、ホームページ上に掲載し、広く国民への情報発信を行うなど、各方面からのニーズに対応した質の高い調査分析結果の提供に努める。                              | 目標設定の考え方・根拠 | 本年3月の震災や、夏頃から生じている海外経済の減速、円高の更なる進行など、我が国経済を取り巻く環境は厳しさを増しており、景気のきめ細やかな実情把握が求められている。このため、月次で景気動向を把握していく(月例経済報告)とともに、概ね半年に一度、経済の構造面にまで踏み込んだ分析を実施(経済財政白書、日本経済)し、国民各層への情報提供を行う。<br><br>(参考1)第177回国会における与謝野内閣府特命担当大臣(経済財政政策)の経済演説(平成23年1月24日)<br>第一に、景気回復と雇用環境の改善に取り組んでまいります。我が国の景気は、昨年秋頃から足踏み状態にあり、失業率が高水準にあるなど厳しい状況です。(中略)引き続き、景気のきめ細かな実情把握に努めてまいります。<br><br>(参考2)月例経済報告等に関する関係閣僚会議の開催について(平成5年8月13日閣議口頭了解)<br>1. 月例経済報告等の聴取等を行うことを目的として、月例経済報告等に関する関係閣僚会議(以下「会議」という。)を随時開催する。<br>2. 会議の構成員は、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣(金融)、内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)、内閣府特命担当大臣(経済財政政策)、内閣府特命担当大臣(科学技術政策)、内閣府特命担当大臣(地域主権推進)、内閣府特命担当大臣(行政刷新)、国家戦略担当大臣、公務員制度改革担当大臣及び内閣官房長官とする。(以下略) | 政策評価実施予定時期      | 平成24年8月  |               |        |        |        |                               |  |
| 測定指標                        | 基準値   | 基準年度        | 目標値   | 目標年度            | 年度ごとの目標値 |               |        |        |        | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |  |
|                             |   |             |   |                 | 23年度     | 24年度          | 25年度   | 26年度   | 27年度   |                               |  |
| 1 月例経済報告のホームページにおけるアクセス件数   | 311,842件  | 平成22年度      | 対前年度比並  | 平成23年度          | 対前年度比並   | 対前年度比並        | 対前年度比並 | 対前年度比並 | 対前年度比並 | 対前年度比並                        | 「月例経済報告」を毎月作成しているか、また、その内容が国民に周知されているかを測る指標として設定。    |
| 2 年次経済財政報告のホームページにおけるアクセス件数 | 43,125件   | 平成22年度      | 対前年度比並  | 平成23年度          | 対前年度比並   | 対前年度比並        | 対前年度比並 | 対前年度比並 | 対前年度比並 | 対前年度比並                        | 質の高い「年次経済財政報告」が作成されたか、また、その内容が国民に周知されているかを測る指標として設定。 |
| 3 日本経済のホームページにおけるアクセス件数     | 6,434件  | 平成22年度      | 対前年度比並  | 平成23年度          | 対前年度比並   | 対前年度比並        | 対前年度比並 | 対前年度比並 | 対前年度比並 | 対前年度比並                        | 質の高い「日本経済」が作成されたか、また、その内容が国民に周知されているかを測る指標として設定。     |

| 測定指標                               | 基準                       |                    | 目標                       |            | 施策の進捗状況(目標)  |  |  |                          |                          | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠  |
|------------------------------------|--------------------------|--------------------|--------------------------|------------|--|--|--|--------------------------|--------------------------|---|
|                                    | 基準年度                     | 目標年度               | 23年度                     | 24年度       | 25年度   | 26年度   | 27年度   |                          |                          |   |
| 4 主要な会議等への取り上げの有無                  | 月例経済報告等に関する関係閣僚会議等にて取り上げ | 平成20年度             | 月例経済報告等に関する関係閣僚会議等にて取り上げ | 23年度       | 月例経済報告等に関する関係閣僚会議等にて取り上げ   | 月例経済報告等に関する関係閣僚会議等にて取り上げ                           | 月例経済報告等に関する関係閣僚会議等にて取り上げ   | 月例経済報告等に関する関係閣僚会議等にて取り上げ | 月例経済報告等に関する関係閣僚会議等にて取り上げ | 月々の景気動向が政府部内で共有されているかを測る指標として設定。<br>※「月例経済報告等に関する関係閣僚会議の開催について」(平成5年8月13日閣議口頭了解)において、月例経済報告等の聴取等を行うことを目的として、月例経済報告等に関する関係閣僚会議を随時開催することとされている。 |
| 5 各メディアへの掲載                        | 主要紙にて記事掲載                | 平成20年度             | 主要紙にて記事掲載                | 23年度       | 主要紙にて記事掲載  | 主要紙にて記事掲載  | 主要紙にて記事掲載  | 主要紙にて記事掲載                | 主要紙にて記事掲載                | 我が国の景気動向等が、国民に周知されているかを測る指標として設定。   |
| 達成手段<br>(開始年度)                     | 補正後予算額(執行額)(千円)          |                    | 23年度<br>予算額<br>(千円)      | 関連する<br>指標 | 達成手段の概要  | 達成手段<br>の目標<br>(23年度)                              | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容  |                          |                          |   |
|                                    | 21年度                     | 22年度               |                          |            |  |  |  |                          |                          |   |
| 国内の経済動向調査等に必要経費<br>(1)<br>(平成12年度) | 77,444<br>(54,302)       | 67,661<br>(44,866) | 56,068                   | 全て         | 質の高い調査分析を行うために、業界関係者や学識経験者からのヒアリング、広範かつ詳細な金融経済統計データの活用、独自のアンケート調査等を行う。 | 左記のヒアリング、データ活用、独自調査を適切に実施し、調査分析業務の改善を図る<br><br>(一) | 左記のヒアリング、データ活用、独自調査を着実に実施することは、我が国経済について掘り下げた分析を行うことを可能とし、「月例経済報告」、「経済財政白書」、「日本経済」の質向上に寄与する。 |                          |                          |   |

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-16(政策05-施策①))

| 施策名                          | 国内の経済動向に係る産業及び地域経済の分析   |        |                |        | 担当部局名          | 政策統括官(経済財政分析担当)  |                |                |                | 作成責任者名                        | 参事官(地域担当)田邊 靖夫                          |  |
|------------------------------|---|--------|----------------|--------|----------------|--|----------------|----------------|----------------|-------------------------------|---|--|
| 施策の概要                        | 地域経済の動向や問題点を的確に把握するため、地域経済について幅広い情報収集体制を確立するとともに、地域経済動向に関する調査を行い、地域の現状に応じたきめ細かな政策立案に貢献する。毎月一回、全国11地域の景気ウォッチャー2,050人からの景気判断に関する回答を取りまとめ、「景気ウォッチャー調査」を公表している。四半期に一回、全国11地域の経済動向について取りまとめ、「地域経済動向」を作成・公表している。毎年一回、地域経済を総合的に分析し、特定のテーマについてより深い調査・分析を行い、「地域の経済」を作成・公表している。 |        |                |        | 政策体系上の位置付け     | 経済財政政策の推進  |                |                |                |                               |   |  |
| 達成すべき目標                      | 地域経済動向の分析を広く示すことにより、地域経済動向の迅速かつ適切な把握、経済財政政策の形成、政策議論への貢献等を図る。また、「景気ウォッチャー調査」、「地域経済動向」及び「地域の経済」の作成・公表、報告書に基づく経済財政部局への情報提供等を実施するとともに公表物はホームページに掲載し広く国民への情報提供に努める。  |        |                |        | 目標設定の考え方・根拠    | 地域経済について、地域経済動向の迅速かつ確かな情報の収集と調査・分析を行い、我が国の経済財政政策運営に係る政策提案に資する基礎資料を作成・提出する。このため、毎月「景気ウォッチャー調査」の作成により、足元の景気判断を取りまとめ、四半期に一回、全国11地域の経済動向について調査・分析をし、年に一回、地域経済の総合的な分析等を行い、「地域の経済」を作成している。 |                |                |                | 政策評価実施予定時期                    | 平成24年8月                                 |  |
| 測定指標                         | 基準値   | 基準年度   | 目標値            | 目標年度   | 年度ごとの目標値       |  |                |                |                | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |   |  |
|                              |   |        |                |        | 23年度           | 24年度   | 25年度           | 26年度           | 27年度           |                               |   |  |
| 1 「景気ウォッチャー調査」ホームページのアクセス件数  | 42,475件   | 平成18年度 | 対前年度比並         | 平成23年度 | 対前年度比並         | 対前年度比並   | 対前年度比並         | 対前年度比並         | 対前年度比並         | 対前年度比並                        | 地域ごとの景気の現状の国民への周知度を推し測る指標として。           |  |
| 2 「地域経済動向」ホームページのアクセス件数      | 11,735件   | 平成18年度 | 対前年度比並         | 平成23年度 | 対前年度比並         | 対前年度比並   | 対前年度比並         | 対前年度比並         | 対前年度比並         | 対前年度比並                        | 地域経済の現状の国民への周知度を推し測る指標として。              |  |
| 3 「地域の経済」ホームページのアクセス件数       | 9,751件  | 平成18年度 | 対前年度比並         | 平成23年度 | 対前年度比並         | 対前年度比並   | 対前年度比並         | 対前年度比並         | 対前年度比並         | 対前年度比並                        | 地域経済の現状及び特色等の国民への周知度を測る指標として。           |  |
| 測定指標                         | 基準  | 基準年度   | 目標             | 目標年度   | 施策の進捗状況(目標)    |  |                |                |                | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠  |   |  |
|                              |   |        |                |        | 23年度           | 24年度   | 25年度           | 26年度           | 27年度           |                               |   |  |
| 4 「景気ウォッチャー調査」報告書公表日         | 調査終了後6営業日   | 平成22年度 | 調査終了後6営業日      | 平成23年度 | 調査終了後6営業日      | 調査終了後6営業日  | 調査終了後6営業日      | 調査終了後6営業日      | 調査終了後6営業日      | 調査終了後6営業日                     | 「景気ウォッチャー調査」が毎月遅滞なく公表されているかを測る指標として。    |  |
| 5 「景気ウォッチャー調査」報告書の配布箇所数      | 82ヶ所  | 平成22年度 | 対前年度比並         | 平成23年度 | 対前年度比並         | 対前年度比並   | 対前年度比並         | 対前年度比並         | 対前年度比並         | 対前年度比並                        | 「景気ウォッチャー調査」が民間企業等の経済分析に資しているかを測る指標として。 |  |
| 6 「景気ウォッチャー調査」マスメディアによる報道の状況 | 124件  | 平成22年度 | 対前年度比並         | 平成23年度 | 対前年度比並         | 対前年度比並   | 対前年度比並         | 対前年度比並         | 対前年度比並         | 対前年度比並                        | 「景気ウォッチャー調査」の国民への周知度を測る指標として            |  |
| 7 「地域経済動向」報告書公表日             | 年4回(2、5、8、11月)  | 平成22年度 | 年4回(2、5、8、11月) | 平成23年度 | 年4回(2、5、8、11月) | 年4回(2、5、8、11月)   | 年4回(2、5、8、11月) | 年4回(2、5、8、11月) | 年4回(2、5、8、11月) | 年4回(2、5、8、11月)                | 「地域経済動向」が遅滞なく公表されているかを測る指標として。          |  |

|   |                         |                      |                      |                     |            |  |          |          |          |          |  |   |
|---|-------------------------|----------------------|----------------------|---------------------|------------|--|----------|----------|----------|----------|--|---|
| 8                                       | 「地域経済動向」関係団体、企業へのヒアリング  | 132回                 | 平成22年度               | 対前年度比並              | 平成23年度     | 対前年度比並   | 対前年度比並   | 対前年度比並   | 対前年度比並   | 対前年度比並   | 対前年度比並   | 「地域経済動向」が多くの情報が盛り込まれ質の高いものとなっているかを測る指標として。  |
| 9                                       | 「地域経済動向」報告書の配布箇所数       | 190ヶ所                | 平成22年度               | 対前年度比並              | 平成23年度     | 対前年度比並   | 対前年度比並   | 対前年度比並   | 対前年度比並   | 対前年度比並   | 対前年度比並   | 「地域経済動向」が民間企業等の経済分析に資しているかを測る指標として。   |
| 10                                      | 「地域経済動向」マスメディアにおける報道の状況 | 36件                  | 平成22年度               | 対前年度比並              | 平成23年度     | 対前年度比並   | 対前年度比並   | 対前年度比並   | 対前年度比並   | 対前年度比並   | 対前年度比並   | 「地域経済動向」の国民への周知度を測る指標として  |
| 11                                      | 「地域の経済」報告書公表日           | 年1回(年度内)             | 平成22年度               | 年1回(年度内)            | 平成23年度     | 年1回(年度内)   | 年1回(年度内) | 年1回(年度内) | 年1回(年度内) | 年1回(年度内) | 年1回(年度内)                                       | 「地域の経済」が滞滞なく公表されているかを測る指標として。   |
| 12                                      | 「地域の経済」報告書の配布箇所数        | 217ヶ所                | 平成22年度               | 対前年度比並              | 平成23年度     | 対前年度比並   | 対前年度比並   | 対前年度比並   | 対前年度比並   | 対前年度比並   | 対前年度比並   | 「地域の経済」が民間企業等の経済分析に資しているかを測る指標として。  |
| 13                                      | 「地域の経済」マスメディアにおける報道の状況  | 3件                   | 平成22年度               | 対前年度比並              | 平成23年度     | 対前年度比並   | 対前年度比並   | 対前年度比並   | 対前年度比並   | 対前年度比並   | 対前年度比並   | 「地域の経済」の国民への周知度を測る指標として   |
| 14                                      | 上記報告書の月例経済報告等への活用状況     | 74件                  | 平成22年度               | 対前年度比並              | 平成23年度     | 対前年度比並   | 対前年度比並   | 対前年度比並   | 対前年度比並   | 対前年度比並   | 対前年度比並   | 地域の景気動向が政府部内で共有されているかを測る指標として。<br>※「月例経済報告等に関する関係関係会議の開催について」(平成5年8月13日閣議口頭了解)において、月例経済報告等の聴取等を行うことを目的として、月例経済報告等に関する関係関係会議を随時開催することとされている。 |
| 達成手段<br>(開始年度)                          |                         | 補正後予算額(執行額)(千円)      |                      | 23年度<br>予算額<br>(千円) | 関連する<br>指標 | 達成手段の概要  |          |          |          |          | 達成手段<br>の目標<br>(23年度)                          | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容   |
|   |                         | 21年度                 | 22年度                 |                     |            |  |          |          |          |          |  |   |
| (1) 国内の経済動向に係る産業及び地域経済の調査等に必要経費(平成12年度) |                         | 144,211<br>(131,844) | 128,995<br>(113,260) | 125,157             | すべて        | 「景気ウォッチャー調査」の作成に係る委託費や、地域経済動向専門家会議等の開催や地域経済に関するデータ、情報収集等を行う。 |          |          |          |          | 左記の会議や地域経済に関するデータ、情報収集等により、地域経済の分析に資する。<br>(-) | 左記の作業を行うことで、作業の効率化や、地域経済の分析調査においてより掘り下げた分析を行うことが可能となり、「景気ウォッチャー調査」「地域経済動向」「地域の経済」の質の向上に寄与する。  |

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-17(政策05-施策⑫))

|                             |  |                    |                          |        |  |   |                          |                          |  |   |  |  |
|-----------------------------|--|--------------------|--------------------------|--------|--|---|--------------------------|--------------------------|--|---|--|--|
| 施策名                         | 海外の経済動向の分析   |                    |                          |        | 担当部局名  | 政策統括官(経済財政分析担当)   |                          |                          |  | 作成責任者名  | 参事官<br>(海外担当)<br>嶋田 裕光   |  |
| 施策の概要                       | 我が国の経済財政政策運営に資するため、海外経済動向・国際金融情勢について、景気判断やマクロ経済政策を中心に調査・分析を行う。「月例経済報告」の海外経済部分を作成し、「月例経済報告等に関する関係閣僚会議」に報告した後公表している。また、海外経済動向・国際金融情勢を幅広く、より深く、総合的に分析し、毎年二回「世界経済の潮流」を作成、公表している。そのほか、OECD各国経済審査会合等の国際会議に出席し、会議での議論と報告書の取りまとめに参画している。 |                    |                          |        | 政策体系上の位置付け   | 経済財政政策の推進   |                          |                          |  |   |  |  |
| 達成すべき目標                     | 海外経済動向・国際金融情勢に関する的確な情報の収集と調査・分析を行い、我が国の経済財政政策運営に資する基礎資料を作成・提出し、我が国の経済財政政策の適切かつ機動的な運営への貢献を図る。また、「月例経済報告」や「世界経済の潮流」等の作成・公表、経済財政部局への情報提供等を実施するとともに公表物はホームページに掲載し広く国民への情報提供に努める。   |                    |                          |        | 目標設定の考え方・根拠  | 海外経済動向・国際金融情勢について、迅速かつ的確な情報の収集や質の高い分析を行い経済財政運営に係る政策立案に資することが求められている。このため、月次で海外の景気動向を常時把握し、月例経済報告関係閣僚会議等へ報告(月例経済報告)するとともに、概ね半年に一度、経済の構造面にまで踏み込んだ分析を実施(世界経済の潮流)し、国民各層への情報提供を行う。 |                          |                          |  | 政策評価実施予定時期  | 平成24年8月  |  |
| 測定指標                        | 基準値  | 基準年度               | 目標値                      | 目標年度   | 年度ごとの目標値   |   |                          |                          |  | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠   |  |  |
|                             |  |                    |                          |        | 23年度   | 24年度  | 25年度                     | 26年度                     | 27年度   |   |  |  |
| 1 「世界経済の潮流」のHPにおけるアクセス件数    | 22,044件  | 平成22年度             | 対前年度並またはそれ以上             | 平成23年度 | 対前年度並またはそれ以上   | 対前年度並またはそれ以上  | 対前年度並またはそれ以上             | 対前年度並またはそれ以上             | 対前年度並またはそれ以上                                   | 対前年度並またはそれ以上  | 海外経済の現状の国民への周知度を推し測る指標として、前年度並またはそれ以上のHPアクセス数を設定。  |  |
| 測定指標                        | 基準   | 基準年度               | 目標                       | 目標年度   | 施策の進捗状況(目標)  |   |                          |                          |  | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠  |  |  |
|                             |  |                    |                          |        | 23年度   | 24年度  | 25年度                     | 26年度                     | 27年度   |   |  |  |
| 2 主要な会議等への取り上げの有無           | 月例経済報告等に関する関係閣僚会議等にて取り上げ   | 平成20年度             | 月例経済報告等に関する関係閣僚会議等にて取り上げ | 平成23年度 | 月例経済報告等に関する関係閣僚会議等にて取り上げ                                     | 月例経済報告等に関する関係閣僚会議等にて取り上げ  | 月例経済報告等に関する関係閣僚会議等にて取り上げ | 月例経済報告等に関する関係閣僚会議等にて取り上げ | 月例経済報告等に関する関係閣僚会議等にて取り上げ                       | 月例経済報告等に関する関係閣僚会議等にて取り上げ  | 月々の海外経済の現状が政府部内で共有されているかを測る指標として設定。<br>※「月例経済報告等に関する関係閣僚会議の開催について」(平成5年8月13日閣議口頭了解)において、月例経済報告等の聴取等を行うことを目的として、月例経済報告等に関する関係閣僚会議を随時開催することとされている。 |  |
| 3 各マスメディアへの掲載               | 主要紙にて記事掲載  | 平成20年度             | 主要紙にて記事掲載                | 平成23年度 | 主要紙にて記事掲載  | 主要紙にて記事掲載   | 主要紙にて記事掲載                | 主要紙にて記事掲載                | 主要紙にて記事掲載                                      | 主要紙にて記事掲載   | 我が国の経済に影響を与える海外経済の動向等が、国民に周知されているかを測る指標として設定。  |  |
| 達成手段(開始年度)                  | 補正後予算額(執行額)(千円)  |                    | 23年度予算額(千円)              | 関連する指標 | 達成手段の概要  |   |                          |                          | 達成手段の目標(23年度)                                  | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容   |  |  |
|                             | 21年度   | 22年度               |                          |        |  |   |                          |                          |  |   |  |  |
| 海外の経済動向調査等に必要経費(1)費(平成12年度) | 45,623<br>(37,359)   | 41,220<br>(41,071) | 36,423                   | 全て     | 海外経済指標データベースや情報ソースを活用することで、我が国の経済財政運営に係る政策立案に資する質の高い調査分析を行う。 |   |                          |                          | 左記のデータ、情報ソースの活用を適切に実施し、調査分析業務の改善を図る<br><br>(一) | 左記のデータベース、情報ソースの活用を確実に実施することは、我が国の経済に影響を与える海外経済の動向等について掘り下げた分析を行うことを可能とし、「月例経済報告」、「世界経済の潮流」の質向上に寄与する。 |  |  |

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-18(政策06-施策①))

| 施策名  | 中心市街地活性化基本計画の認定   |                |                     |             | 担当部局名  | 地域活性化推進室                  |   | 作成責任者名     | 参事官 大滝昌平 |  |
|--|---|----------------|---------------------|-------------|--|---------------------------|---|------------|----------|--|
| 施策の概要  | 中心市街地の活性化を推進するため、中心市街地の活性化に関する法律に基づき市町村が作成する中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本計画の認定を行う。 |                |                     |             | 政策体系上の位置付け   | 地域活性化の推進                  |   |            |          |  |
| 達成すべき目標  | 中心市街地の活性化が地域の社会、経済及び文化の発展に果たす役割の重要性に鑑み、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。 |                |                     | 目標設定の考え方・根拠 | 中心市街地の活性化に関する法律第1条<br>中心市街地の活性化を図るための基本的な方針(平成18年9月8日閣議決定)           |                           |   | 政策評価実施予定時期 | 平成24年8月  |  |
| 測定指標   | 基準値   |                | 目標値                 |             | 年度ごとの目標値   |                           |   |            |          | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠  |
|  | 基準年度  | 基準年度           | 目標年度                | 目標年度        | 23年度   | 24年度                      | 25年度  | 26年度       | 27年度     |  |
| 1 認定中心市街地活性化基本計画のうち、国による認定と連携した支援措置を受けているものの割合               | 100%  | 平成20年度         | 100%                | 平成23年度      | 100%   | -                         | -   | -          | -        | 中心市街地活性化施策では、中心市街地活性化に意欲的に取り組む市町村が計画を策定し国が認定した場合、国による認定と連携した支援措置(交付率の拡充など)を行うことになっている。認定した全ての計画に対して、認定と連携した支援を行いながら中心市街地の活性化を推進していくことを目標として100%と設定した。  |
| 2 計画期間が終了した計画について、期間終了後に行ったフォローアップ調査結果のうち、目標を達成したと回答した市町村の割合 | -   | 平成20年度         | 50%                 | 平成23年度      | 50%  | -                         | -   | -          | -        | 計画期間終了後に市町村が行うフォローアップ調査において、計画の目標の達成・未達成を市町村が判断を行う。目標を達成したと回答した市町村の割合を施策の有用性を測る指標として設定。計画期間が終了した計画が少なく(H21FYまでは0件、H22FYは1件)、実績に応じた目標値設定が出来ないため暫定値として50%と設定した。<br>なお、年度ごとの目標値については暫定値であり、計画期間終了後の市町村の回答を踏まえて見直していく。 |
| 達成手段<br>(開始年度)   | 補正後予算額(執行額)(千円)   |                | 23年度<br>予算額<br>(千円) | 関連する<br>指標  | 達成手段の概要  | 達成手段<br>の目標<br>(23年度)     | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容   |            |          |  |
|  | 21年度  | 22年度           |                     |             |  |                           |   |            |          |  |
| 中心市街地活性化の推進に必要な<br>(1)経費<br>(平成19年度)                         | 2,692<br>(2,160)  | 2,645<br>(804) | 2,311               | 1、2         | 中心市街地の活性化に関する法律に基づく中心市街地活性化基本計画の認定のために、基本計画認定等に際しての現地調査、成果事例集の作成を行う。 | 中心市街地活性化基本計画を認定する。<br>(-) | 基本計画の認定を受けることが、大規模小売店舗立地法の特例の適用や基本計画に記載した事業に対する社会資本整備総合交付金の交付率の拡大など、関係省庁の総合的な支援を受けつつ、中心市街地の活性化のための事業に取り組む端緒となる。 |            |          |  |

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-19(政策06-施策②))

|  |  |                    |                     |            |  |  |                                |      |            |  |  |  |
|--|--|--------------------|---------------------|------------|--|--|--------------------------------|------|------------|--|--|--|
| 施策名  | 構造改革特区計画の認定  |                    |                     |            | 担当部局名  | 地域活性化推進室                                     |                                |      | 作成責任者名     | 参事官 山田 総一郎   |  |  |
| 施策の概要  | 地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて特定の事業を実施することにより、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、構造改革特別区域法に基づき地方公共団体が作成する構造改革特別区域計画の認定を行う。 |                    |                     |            | 政策体系上の位置付け   | 地域活性化の推進                                     |                                |      |            |  |  |  |
| 達成すべき目標  | 地域の特性に応じた規制の特例措置を活用した独創的な構想の実現を手助けし、地域特性の顕在化及び地域活性化の推進を図る。   |                    |                     |            | 目標設定の考え方・根拠  | 構造改革特別区域法第1条<br>構造改革特別区域基本方針(平成15年1月24日閣議決定) |                                |      | 政策評価実施予定時期 | 平成24年8月  |  |  |
| 測定指標   | 基準値  |                    | 目標値                 |            | 年度ごとの目標値   |  |                                |      |            | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠  |  |  |
|  |  | 基準年度               |                     | 目標年度       | 23年度   | 24年度   | 25年度                           | 26年度 | 27年度       |  |  |  |
| 1 構造改革特区計画の認定件数                                | 77件  | 平成20年度             | 20件                 | 平成23年度     | 20件  | —  | —                              | —    | —          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活性化の推進を図る上では、地方公共団体が作成する構造改革特区計画に対する認定数が重要であり、かつ、定量的なものであるため、測定指標としたものである。</li> <li>・平成20年度～平成22年度の認定実績を基に規制の特例措置の全国展開化等の特定要因を控除し、目標値20件と設定したものである。</li> </ul> |  |  |
| 2 計画策定地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合 | 70.3%  | 平成20年度             | 70%                 | 平成23年度     | 70%  | —  | —                              | —    | —          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策を活用して事業を実施している地方公共団体へアンケート調査を行うことにより、目標である地域活性化に対する有用性が測定されるものである。</li> <li>・平成20年度～平成22年度の認定実績を基に目標値70%と設定したものである。</li> </ul>                                 |  |  |
| 達成手段(開始年度)                                     | 補正後予算額(執行額)(千円)  |                    | 23年度<br>予算額<br>(千円) | 関連する<br>指標 | 達成手段の概要  | 達成手段の<br>目標<br>(23年度)                        | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容        |      |            |  |  |  |
|  | 21年度   | 22年度               |                     |            |  |  |                                |      |            |  |  |  |
| (1) 構造改革特別区域計画の認定等に<br>必要な経費<br>(平成14年度)       | 26,423<br>(18,507)   | 29,938<br>(20,184) | 26,823              | 1          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域での説明会の開催及び各地域の取組の現地視察。</li> <li>・広報用パンフ、成果事例集など印刷物を作製する。</li> </ul> | 認定申請期間前の事前相談受付件数:66件                         | 構造改革特別区域制度のさらなる周知と認定申請等の増加を図る。 |      |            |  |  |  |



平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-20(政策06-施策③))

|   |  |                    |             |        |  |   |      |      |   |   |            |  |  |  |
|---|--|--------------------|-------------|--------|--|---|------|------|---|---|------------|--|--|--|
| 施策名   | 地域再生計画の認定  |                    |             |        | 担当部局名  | 地域活性化推進室  |      |      |   | 作成責任者名  | 参事官 山田 総一郎 |  |  |  |
| 施策の概要   | 自主的かつ自立的な取組による地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生法に基づき地方公共団体が作成する地域再生計画の認定を行う。 |                    |             |        | 政策体系上の位置付け   | 地域活性化の推進  |      |      |   |   |            |  |  |  |
| 達成すべき目標   | 地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取組を推進することで、持続可能な地域の形成を図る。                           |                    |             |        | 目標設定の考え方・根拠  | 新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)において、「これからの国の地域振興策は、NPO等の「新しい公共」との連携の下で、特区制度等の活用により、地方の「創造力」と「文化力」の芽を育てる施策に転換しなければならない」と記述されている。<br>地域再生法(平成17年4月1日法律第24号)第1条<br>地域再生法基本方針(平成17年4月22日閣議決定) |      |      |   | 政策評価実施予定時期  | 平成24年8月    |  |  |  |
| 測定指標  | 基準値  |                    | 目標値         |        | 年度ごとの目標値   |   |      |      |   | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠   |            |  |  |  |
|   |  | 基準年度               |             | 目標年度   | 23年度   | 24年度  | 25年度 | 26年度 | 27年度                                      |   |            |  |  |  |
| 1 地域再生計画の認定件数                                       | 100件   | 20年度               | 70件         | 23年度   | 70件  | -   | -    | -    | -   | ・地域再生を推進する上で、地方公共団体にとって活用がしやすい制度であることが重要であり、かつ、定量的なものであることから、地域再生計画の認定数を測定指標としたものである。<br>・科学技術振興調整費などの支援措置の廃止による支援措置数の減少を踏まえ、目標値を70件と設定したものである。 |            |  |  |  |
| 2 計画期間が終了した地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合 | 65%  | 22年度               | 70%         | 23年度   | 70%  | -   | -    | -    | -   | ・認定地域再生計画に基づく事業の実施による効果を測定するため、計画に記載された目標の達成割合を測定指標とした。<br>・これまでの目標と実績の推移、及び、平成22年度の目標を70%としたところ実績が65%となったことを考慮し、目標値を70%と設定した。                  |            |  |  |  |
| 達成手段(開始年度)  | 補正後予算額(執行額)(千円)  |                    | 23年度予算額(千円) | 関連する指標 | 達成手段の概要  |   |      |      | 達成手段の目標(23年度)                             | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容   |            |  |  |  |
|   | 21年度   | 22年度               |             |        |  |   |      |      |   |   |            |  |  |  |
| 地域再生計画の認定等に必要経費(1)費(平成17年度)                         | 51,233<br>(35,884)   | 36,215<br>(24,417) | 35,130      | 1.2    | ・施策を活用して事業を実施している地方公共団体へのアンケート調査。<br>・各地域での説明会の開催及び各地域の取組の現地視察。<br>・地域づくり情報に関する総合情報サイトで、地域活性化に係る施策、活用事例等を掲載。 |   |      |      | 認定申請の事前相談受付件数: 270件<br>(地域再生計画の認定件数: 70件) | ・メールマガジンやホームページによる情報提供等による地域再生制度の更なる周知により、制度の利用の増加を図る。  |            |  |  |  |

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-21(政策06-施策④))

|  |   |                             |             |        |   |  |      |      |      |  |  |  |  |  |
|--|---|-----------------------------|-------------|--------|---|--|------|------|------|--|--|--|--|--|
| 施策名  | 地域再生基盤強化交付金の配分計画の策定   |                             |             |        | 担当部局名   | 地域活性化推進室   |      |      |      | 作成責任者名   | 参事官 浦田 啓充  |  |  |  |
| 施策の概要  | 地域再生計画を基に、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組みによる地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域の特性に応じた経済基盤の強化及び快適で魅力ある生活環境の整備を行う。 |                             |             |        | 政策体系上の位置付け  | 地域活性化の推進   |      |      |      |  |  |  |  |  |
| 達成すべき目標  | 地域の創意工夫や発想を起点にし、それを地方公共団体や国が的確に後押しできるような省庁横断的・施策横断的な観点の施策を内閣として推進し、地域活性化(地方再生)を促進する。                                      |                             |             |        | 目標設定の考え方・根拠   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新成長戦略(閣議決定)において、「これからの国の地域振興策は、NPO等の「新しい公共」との連携の下で、特区制度等の活用により、地方の「創造力」と「文化力」の芽を育てる施策に転換しなければならない」と規定されている。</li> <li>・地域再生法(17法律第24号)第19条第1項</li> <li>・地域再生基本方針(17年4月22日閣議決定)</li> </ul> |      |      |      | 政策評価実施予定時期   | 平成24年8月  |  |  |  |
| 測定指標   | 基準値   | 基準年度                        | 目標値         | 目標年度   | 年度ごとの目標値  |  |      |      |      | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠  |  |  |  |  |
|  |   |                             |             |        | 23年度  | 24年度   | 25年度 | 26年度 | 27年度 |  |  |  |  |  |
| 1<br>事業が完了した地方公共団体に対するアンケート調査で、「交付金の持つメリットを効果的に活用できた」と回答した割合 | 70%   | 平成23年度                      | 70%         | 平成23年度 | 70%   | —  | —    | —    | —    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策を活用して事業を完了させた地方公共団体へアンケートを行うことによって、目標である地域活性化に対する有用性が測定される。</li> <li>・関連施策である地域再生計画の認定にかかる設定に準じた。</li> </ul> |  |  |  |  |
| 達成手段(開始年度)   | 補正後予算額(執行額)(千円)   |                             | 23年度予算額(千円) | 関連する指標 | 達成手段の概要   |  |      |      |      | 達成手段の目標(23年度)  | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容  |  |  |  |
|  | 21年度  | 22年度                        |             |        |   |  |      |      |      |  |  |  |  |  |
| (1)<br>地域再生の推進のための施設整備に必要な経費(平成17年度)(関連23-20(政策6-施策③))       | 144,608,000<br>(114,014,672)  | 103,389,000<br>(89,305,258) | 62,000,000  | 1      | <p>地域再生基盤強化交付金は、地方からの具体的な要望に基づき、省庁の所管を越えて類似の補助金を整理統合し、創設したものである。地方公共団体が作成する概ね5ヶ年を期間とする計画を内閣府が認定する仕組みの下、内閣府に予算の一括計上がなされ、地方公共団体は省庁の所管を越えた自由な事業選択が可能となっている。</p> <p>また、事業の進捗に応じ類似する施設間の予算の融通や年度間の事業量の調整ができるなど地方公共団体の自主性・裁量性が高い交付金である。</p> |  |      |      |      | —<br>(事業の満足度:70%)  | 地域再生基盤強化交付金を実施することにより、地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取組を推進することで、持続可能な地域の形成を図ることができるため。 |  |  |  |

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-22(政策06-施策⑤))

|                                      |  |                    |             |             |  |                                 |   |      |            |  |            |  |  |  |
|--------------------------------------|--|--------------------|-------------|-------------|--|---------------------------------|---|------|------------|--|------------|--|--|--|
| 施策名                                  | 地域再生支援利子補給金の支給   |                    |             |             | 担当部局名  | 地域活性化推進室                        |   |      |            | 作成責任者名   | 参事官 山田 総一郎 |  |  |  |
| 施策の概要                                | 地域再生計画を基に、事業実施者が金融機関から当該事業を実施するうえで必要な資金を借り入れる場合に、国が当該金融機関を指定したうえで、予算の範囲内で利子補給金を支給する。 |                    |             |             | 政策体系上の位置付け   | 地域活性化の推進                        |   |      |            |  |            |  |  |  |
| 達成すべき目標                              | 地域再生支援利子補給金の支援対象となる融資が行われることによって、地域における雇用創出その他地域の再生に資することを目標とする。                     |                    |             | 目標設定の考え方・根拠 | 地域における創意工夫を生かしつつ、住みよい地域社会の実現を図ることを理念とし、地域再生基本方針(閣議決定)において、「(…略…)民間のノウハウ、資金等の活用促進、といった地域の自主的・自立的な取組のための環境整備を行う」ととされている。<br>地域再生法(平成17年4月1日法律第24号)第1条<br>地域再生法基本方針(平成17年4月22日閣議決定) |                                 |   |      | 政策評価実施予定時期 | 平成24年8月  |            |  |  |  |
| 測定指標                                 | 基準値  |                    | 目標値         |             | 年度ごとの目標値   |                                 |   |      |            | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠  |            |  |  |  |
|                                      |  | 基準年度               |             | 目標年度        | 23年度   | 24年度                            | 25年度  | 26年度 | 27年度       |  |            |  |  |  |
| 1 地域再生支援利子補給金の支援対象となる融資の融資額          | 20億円   | 平成20年度             | 80億円        | 平成23年度      | 80億円   | —                               | —   | —    | —          | 平成20年度については、本施策の前身である「日本政策投資銀行の低利融資等」の実績を参考に、下半期分として目標値を30億円に設定。21、22年度の目標値は通年ベースとして60億円に設定したところ、22年度は目標値を上回る65億円の融資があったことを踏まえ、23年度は目標値を80億円に変更した。 |            |  |  |  |
| 達成手段(開始年度)                           | 補正後予算額(執行額)(千円)  |                    | 23年度予算額(千円) | 関連する指標      | 達成手段の概要  | 達成手段の目標(23年度)                   | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容   |      |            |  |            |  |  |  |
|                                      | 21年度   | 22年度               |             |             |  |                                 |   |      |            |  |            |  |  |  |
| 地域再生の推進のための利子補給(1)金の支給に必要な経費(平成20年度) | 60,900<br>(25,303)   | 73,357<br>(66,006) | 121,624     | 1           | 地域再生に資する事業の実施者が金融機関から当該事業を実施するうえで必要な資金を借入れる場合に、国が当該金融機関を指定したうえで、予算の範囲内で、利子補給金を支給するものである。(融資後5年間、利子補給率0.7%以内。)  | 地域再生支援利子補給金の支援対象となる融資の融資額: 80億円 | 地域再生支援利子補給金対象事業を実施する事業者の事業資金の借入れに対して利子補給金を支給し、事業者の負担軽減を図ることにより、地域雇用の創出や地域経済の活性化を促進することができる。 |      |            |  |            |  |  |  |

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-23(政策06-施策⑥))

|  |   |      |             |        |   |                                    |      |      |      |  |  |  |  |  |
|--|---|------|-------------|--------|---|------------------------------------|------|------|------|--|--|--|--|--|
| 施策名  | 環境未来都市の推進   |      |             |        | 担当部局名   | 地域活性化推進室                           |      |      |      | 作成責任者名   | 参事官 大滝昌平   |  |  |  |
| 施策の概要  | 新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)の21の国家戦略プロジェクトの一つとして位置付けられた「環境未来都市」構想の実現を図る。                                   |      |             |        | 政策体系上の位置付け  | 地域活性化の推進                           |      |      |      |  |  |  |  |  |
| 達成すべき目標  | 選定した環境未来都市において、環境や超高齢化等の面で、未来に向けた技術、仕組み、サービス、まちづくりで世界トップクラスの成功事例を創出するとともに、それらの国内外への普及展開を図ることを目標とする。 |      |             |        | 目標設定の考え方・根拠   | 新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)21の国家戦略プロジェクト |      |      |      | 政策評価実施予定時期   | 平成24年8月  |  |  |  |
| 測定指標   | 基準値   | 基準年度 | 目標値         | 目標年度   | 年度ごとの目標値  |                                    |      |      |      | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠                            |  |  |  |  |
|  |   |      |             |        | 23年度  | 24年度                               | 25年度 | 26年度 | 27年度 |  |  |  |  |  |
| 1 環境未来都市の選定  | -   | -    | 選定する        | 平成23年度 | 選定する  | 未定                                 | 未定   | 未定   | 未定   | -  |  |  |  |  |
| 選定した環境未来都市が策定する計画のフォローアップの結果、「目標を上回っている」「目標どおり」に該当する評価の環境未来都市の割合 | -   | -    | 70%         | -      | -   | 70%                                | 70%  | 70%  | 70%  | 各環境未来都市が策定する年度毎の計画の達成見込みを平均し、全環境未来都市における達成率を数値目標として設定した。 |  |  |  |  |
| 達成手段(開始年度)   | 補正後予算額(執行額)(千円)   |      | 23年度予算額(千円) | 関連する指標 | 達成手段の概要   |                                    |      |      |      | 達成手段の目標(23年度)  | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容  |  |  |  |
|  | 21年度  | 22年度 |             |        |   |                                    |      |      |      |  |  |  |  |  |
| (1) 環境未来都市の推進に必要な経費(平成23年度)                                      | -   | -    | 1,134,789   | 1.2    | 環境や超高齢化等の面で、未来に向けた技術、仕組み、サービス、まちづくりで世界トップクラスの成功事例を創出し、国内外に普及展開するために必要となる計画の策定や普及啓発、選定された各環境未来都市で実施する取組に対する支援等を行う。 |                                    |      |      |      |  | 本事業の実施により、選定した環境未来都市が策定する計画の質が高まり、目標の達成可能性を高めることができる。また、選定した環境未来都市における取組が国内外に広く知られ、成果の国内外への普及展開が図られやすくなる。さらに、各環境未来都市における成功事例の創出の可能性を高めることができる。 |  |  |  |

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-24(政策06-施策6))

|  |   |       |                     |             |   |                       |  |            |         |   |  |
|--|---|-------|---------------------|-------------|---|-----------------------|--|------------|---------|---|--|
| 施策名  | 総合特区の推進   |       |                     |             | 担当部局名   | 内閣府地域活性化推進室           |  |            | 作成責任者名  | 参事官 田尻 直人   |  |
| 施策の概要  | 総合特別区域において、産業構造及び国際的な競争条件の変化、急速な少子高齢化の進展等の経済社会情勢の変化に対応して、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。 |       |                     |             | 政策体系上の位置付け  | 地域活性化の推進              |  |            |         |   |  |
| 達成すべき目標  | 総合特別区域法の下、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。   |       |                     | 目標設定の考え方・根拠 | 総合特別区域法第1条<br>総合特別区域基本方針(平成23年8月15日閣議決定)  |                       |  | 政策評価実施予定時期 | 平成24年8月 |   |  |
| 測定指標   | 基準値   | 基準年度  | 目標値                 | 目標年度        | 年度ごとの目標値  |                       |  |            |         | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠   |  |
|  |   |       |                     |             | 23年度  | 24年度                  | 25年度   | 26年度       | 27年度    |   |  |
| 1 認定国際戦略総合特別区域計画について、指定地方公共団体等に対する調査もしくは当該団体による自己評価で、最終計画年度の目標値に対する達成度の平均  | -   | 平成23年 | 80%                 | 平成27年度      | -   | 20%                   | 40%  | 60%        | 80%     | 指定地方公共団体が自ら定めた認定国際戦略総合特別区域計画について、最終計画年度の目標値に対する達成度の平均が80%を超えることで、制度の目標をおおむね達成することとなるとともに、国民への説明責任を果たすことにつながるものとなるから。なお、目標年度や目標値は指定地方公共団体が自ら定めるとしているため、年度ごとの目標値については指定前段階における仮定の数値であり、実際に制度の運用が開始された後に見直すこととした。  |  |
| 2 認定地域活性化総合特別区域計画について、指定地方公共団体等に対する調査もしくは当該団体による自己評価で、最終計画年度の目標値に対する達成度の平均 | -   | 平成23年 | 80%                 | 平成27年度      | -   | 20%                   | 40%  | 60%        | 80%     | 指定地方公共団体が自ら定めた認定地域活性化総合特別区域計画について、最終計画年度の目標値に対する達成度の平均が80%を超えることで、制度の目標をおおむね達成することとなるとともに、国民への説明責任を果たすことにつながるものとなるから。なお、目標年度や目標値は指定地方公共団体が自ら定めるとしているため、年度ごとの目標値については指定前段階における仮定の数値であり、実際に制度の運用が開始された後に見直すこととした。 |  |
| 達成手段<br>(開始年度)   | 補正後予算額(執行額)(千円)   |       | 23年度<br>予算額<br>(千円) | 関連する<br>指標  | 達成手段の概要   | 達成手段<br>の目標<br>(23年度) | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容  |            |         |   |  |
|  | 21年度  | 22年度  |                     |             |   |                       |  |            |         |   |  |
| 1 総合特区制度における規制の特例措置等<br>(平成23年度)   | -   | -     | -                   | 1.2         | 総合特区の指定申請に伴う地域からの提案等に基づき、国と地方の協議会での議論を経て措置することとされた特例事項については、規制の根拠等に応じて法令等の改正を行い、特例措置が累次追加される。             | -                     | 全国的な展開に踏み切れない規制の特例も、自己責任の下、総合特区限定で実施することで国際競争力強化および地域活性化の突破口とする。 |            |         |   |  |
| 2 総合特区推進調整費<br>(平成23年度)  | -   | -     | 15100000<br>(0)     | 1.2         | 総合特区制度における財政支援措置の一つとして、総合特区に関する計画の実現を支援するため、各府省の予算制度を重点的に活用した上でなお不足する場合に、各府省の予算制度での対応が可能となるまでの間、機動的に補完する。 | -                     | 認定総合特区計画に記載された事業に対する財政支援等を実施することで、当該総合特区における目標達成を支援する。           |            |         |   |  |
| 3 総合特区支援利子補給金<br>(平成23年度)  | -   | -     | 150675<br>(0)       | 1.2         | 総合特区制度における金融支援として、総合特区の推進に資する事業を行う者が金融機関から当該事業を実施するうえで必要な資金を借り入れる場合に、国が当該金融機関を指定し、予算の範囲内で、利子補給金を支給する。     | -                     | 総合特区の推進に資する事業に対し利子補給を実施することで、当該総合特区の認定総合特別区域計画の達成を支援する。          |            |         |   |  |

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-25(政策07-施策①))

| 施策名                              | 地域主権改革に関する施策の推進                    |       |                            |             | 担当部局名  | 地域主権戦略室<br>地域自主戦略交付金業務室 |  | 作成責任者名     | 参事官 野村善史                     |  |
|----------------------------------|------------------------------------|-------|----------------------------|-------------|--|-------------------------|--|------------|------------------------------|--|
| 施策の概要                            | 地域主権改革に関する施策を推進する                  |       |                            |             | 政策体系上の位置付け   | 地域主権改革の推進               |  |            |                              |  |
| 達成すべき目標                          | 地域主権改革を推進するための基本的な政策に関する施策の実施を推進する |       |                            | 目標設定の考え方・根拠 | 地域主権戦略大綱(平成22年6月閣議決定)  |                         |  | 政策評価実施予定時期 | 平成24年8月                      |  |
| 測定指標                             | 基準                                 |       | 目標                         | 施策の進捗状況(目標) |  |                         |  |            | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 |  |
|                                  | 基準年度                               | 目標年度  |                            | 23年度        | 24年度   | 25年度                    | 26年度   | 27年度       |                              |  |
| 1 法案等の内容の地方自治体への説明               | -                                  | 平成23年 | 法案等の内容・分量等に応じて適時実施         | 平成23年       | 法案等の内容・分量等に応じて適時実施   | -                       | -  | -          | -                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域主権改革に関する法案等につき、当事者である地方側はその内容を説明することは、地域主権改革に関する施策の円滑な推進に資する。</li> <li>・義務付け・枠付けの見直しについては、地方分権改革推進計画(平成21年12月閣議決定)において、「義務付け・枠付けの見直しに伴い、地方自治体においては、条例の制定・改正作業など、国等による関与の見直しによる事務処理方法の変更及び計画策定業務の変更等への対処が必要となることから、地方自治体の円滑な事務処理のために必要な情報提供を行うこととする」とされており、地域主権戦略大綱(平成22年6月閣議決定)においても同様の記載がある。</li> <li>・基礎自治体への権限移譲については、地域主権戦略大綱において、「国は……都道府県及び市町村に対し、移譲事務の内容や取扱い、留意点等について確実な周知・助言を行うほか、市町村からの照会や相談に適切に対応していく」とされている。</li> </ul> |
| 2 一括交付金(地域自主戦略交付金)の配分計画の策定及びその周知 | -                                  | 平成23年 | 一括交付金(地域自主戦略交付金)の導入に合わせて実施 | 平成23年       | 一括交付金(地域自主戦略交付金)の導入に合わせて実施   | -                       | -  | -          | -                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣府設置法において「地方公共団体による自主的な選択に基づいて実施されるものとして政令で定める事業又は事務に要する経費に充てるための交付金の配分計画に関すること」が内閣府の事務として定められている。</li> <li>・一括交付金(地域自主戦略交付金)の導入に合わせて、客観的指標等を用いて適正な配分計画を策定するとともに、これを適切に周知することで地方公共団体による当該交付金の活用を可能とし、対象事業の範囲で、地方公共団体の自由な事業選択を確保している。</li> </ul>   |
| 達成手段(開始年度)                       | 補正後予算額(執行額)(千円)                    |       | 23年度予算額(千円)                | 関連する指標      | 達成手段の概要  | 達成手段の目標(23年度)           | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容  |            |                              |  |
|                                  | 21年度                               | 22年度  |                            |             |  |                         |  |            |                              |  |
| 地域自主戦略の推進に必要な経費(1)(平成23年度)       | -                                  | -     | 479,876,528千円              | -           | 地方公共団体が対象事業から自主的に選択した事業に対し、国が交付金を交付することにより、地域の実情に即した事業の的確かつ効率的な実施を図る。客観的指標に基づく配分(23年度は1割程度、今後順次拡大)を導入しているほか、箇所付け等の国の事前関与を廃止している。 | 地域自主戦略交付金の導入(一)         | 地域のことは地域が決める地域主権改革を推進するため、基本的に地方が自由に使える一括交付金にするとの方針の下、現行の補助金、交付金等を改革することを目的とする。一括交付金(地域自主戦略交付金)により、各府省の枠にとらわれず、対象事業の範囲で、いかなる政策にどれだけの予算を投入し、どのような地域を目指すのかを、住民自身が考え、決めることができ、地域の知恵や創意が生かされるとともに、効率的・効果的に財源を活用することが可能となる。 |            |                              |  |

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-26(政策08-施策①))

|                            |   |              |             |        |  |  |      |  |  |                              |  |
|----------------------------|---|--------------|-------------|--------|--|--|------|--|--|------------------------------|--|
| 施策名                        | 原子力研究開発利用の推進(原子力政策大綱)   |              |             |        | 担当部局名  | 政策統括官(科学技術政策・イノベーション担当)                                      |      |  |  | 作成責任者名                       | 政策統括官(科学技術政策・イノベーション担当)<br>付参事官(原子力担当) 中村 雅人 |
| 施策の概要                      | <p>原子力委員会は、原子力政策の民主的な運営等のため原子力基本法に基づき設置されている。原子力委員会では、我が国の原子力政策の基本方針である「原子力政策大綱」を平成17年10月に策定しており、その後は同大綱に基づく関係府省等の活動を適時にフォローアップするとともに、必要に応じて各分野の政策の基本方針を企画、審議している。</p> <p>原子力委員会における主要業務は以下のとおり。</p> <p>①有識者から成る会議による原子力政策の基本方針の企画審議<br/>                 ②同方針に基づく原子力の研究、開発及び利用に関する施策の実施状況の点検・評価<br/>                 ③国際機関での議論への参画や国際会議の開催による各国との政策協議の実施<br/>                 ④原子力委員会の活動等に係る国内外への情報発信及び広聴活動の実施</p> |              |             |        | 政策体系上の位置付け   | 科学技術政策の推進  |      |  |  |                              |  |
| 達成すべき目標                    | 安全の確保を大前提に、国民の理解を得つつ、原子力の研究、開発及び利用の推進すること等(詳細は「原子力政策大綱」第1章1-1を参照)   |              |             |        | 目標設定の考え方・根拠  | ・関係省庁からのヒアリング等を通じ、原子力政策大綱に盛り込まれた施策の進捗状況を確認することを目標として設定したところ。 |      |  |  | 政策評価実施予定時期                   | 平成24年8月                                      |
| 測定指標                       | 基準  |              | 目標          |        | 施策の進捗状況(目標)  |  |      |  |  | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 |  |
|                            | 基準年度  | 目標年度         | 23年度        | 24年度   | 25年度   | 26年度   | 27年度 |  |  |                              |  |
| 原子力政策大綱に盛り込まれた施策の1 フォローアップ | 平成20年度  | 平成23年度       | 同左          | 同左     | 同左   | 同左   | 同左   | 同左                                     | ・関係省庁からのヒアリング等を通じ、原子力政策大綱に盛り込まれた施策の進捗状況を確認することを目標として設定。<br>・なお、原子力政策大綱については、原子力政策の進捗状況や原子力を取り巻く内外の諸情勢等を踏まえ、2010年11月に、新たな大綱を策定することを決定し、検討を進めていたが、今般の東京電力福島原子力発電所事故を踏まえて、2011年4月に検討の中断を決定。9月に検討を再開したところであり、事故によって安全に関する取組に対する国民の信頼が失われるなど原子力発電所を取り巻く社会環境が大きく変化している状況を踏まえて検討を進めている。 |                              |  |
| 達成手段(開始年度)                 | 補正後予算額(執行額)(千円)   |              | 23年度予算額(千円) | 関連する指標 | 達成手段の概要  |  |      | 達成手段の目標(23年度)                          | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容  |                              |  |
|                            | 21年度  | 22年度         |             |        |  |  |      |  |  |                              |  |
| (1) 原子力利用の推進に必要な経費(平成23年度) | 1.4億円(1.0億円)  | 1.1億円(0.4億円) | 1.4億円       | 1      | 原子力政策大綱に盛り込まれた施策について、原子力委員会において、関係省庁から施策の進捗状況等についてヒアリングを行い、必要に応じて、改善方策等を求めていく。 |  |      | 施策の実施状況の確認(原子力委員会政策評価部会等による施策の実施状況の確認) | 我が国の原子力の研究、開発及び利用をより効率的に推進するために、原子力委員会において基本計画(=原子力政策大綱)を策定し、それを政府の原子力政策に関する基本方針として尊重する閣議決定がされている。その基本方針に沿って、関係省庁等が施策を実施しているかどうかを原子力委員会が絶えず審議・評価することで、政府全体として効率的な原子力行政の遂行が図れる。   |                              |  |

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-27政策09-施策①)

|                                  |  |        |             |             |   |             |      |   |                                    |   |                 |  |  |  |
|----------------------------------|--|--------|-------------|-------------|---|-------------|------|---|------------------------------------|---|-----------------|--|--|--|
| 施策名                              | 防災に関する普及・啓発  |        |             |             | 担当部局名   | 政策統括官(防災担当) |      |   |                                    | 作成責任者名  | 参事官(災害予防担当)名執 潔 |  |  |  |
| 施策の概要                            | 広く国民が日常的に減災のための行動をとることにより、社会全体の防災力の向上を目指し、防災知識の普及・啓発に取り組む。具体的には、9月1日の「防災の日」および8月30日から9月5日までの「防災週間」の期間を中心に、防災フェア、防災ポスターコンクール等の各種行事を行うなど、防災に対する国民の関心を高め、災害に対する「備え」を一層強化する。 |        |             |             | 政策体系上の位置付け  | 防災政策の推進     |      |   |                                    |   |                 |  |  |  |
| 達成すべき目標                          | 災害から国民の生命、財産及び生活を守るため、防災フェア・防災ポスターコンクール等の普及・啓発活動を通じて、防災・減災対策を着実に推進する。  |        |             | 目標設定の考え方・根拠 | 災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針(平成18年4月21日中央防災会議決定)及び「災害被害を軽減する国民運動の具体化に向けた取組について」(平成18年12月13日専門調査会報告)に基づき、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う国民運動を展開する。   |             |      |   | 政策評価実施予定時期                         | 平成24年8月   |                 |  |  |  |
| 測定指標                             | 基準値  |        | 目標値         |             | 年度ごとの目標値  |             |      |   |                                    | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠                                     |                 |  |  |  |
|                                  | 基準年度   | 目標年度   | 23年度        | 24年度        | 25年度  | 26年度        | 27年度 |   |                                    |   |                 |  |  |  |
| 1 防災フェア等におけるアンケート配布数             | -  | -      | 500         | 平成23年度      | 500   | -           | -    | - | -                                  | 過去の防災フェアにおけるアンケート調査の結果を踏まえて目標値を設定した。                              |                 |  |  |  |
| 2 防災フェア等におけるアンケート回収割合            | -  | -      | 30%以上       | 平成23年度      | 30%以上   | -           | -    | - |                                    |   |                 |  |  |  |
| 3 防災フェア等におけるアンケートで「有益だった」と評価する割合 | 76%  | 平成19年度 | 70%以上       | 平成23年度      | 70%以上   | -           | -    | - |                                    |   |                 |  |  |  |
| 達成手段(開始年度)                       | 補正後予算額(執行額)(千円)  |        | 23年度予算額(千円) | 関連する指標      | 達成手段の概要   |             |      |   | 達成手段の目標(23年度)                      | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容   |                 |  |  |  |
|                                  | 21年度   | 22年度   |             |             |   |             |      |   |                                    |   |                 |  |  |  |
| (1) 防災に関する普及・啓発に必要な経費(昭和57年度)    | 59,869   | 45,556 | 48,264      | 1           | 「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」(平成18年4月21日中央防災会議決定)及び「災害被害を軽減する国民運動の具体化に向けた取組について」(平成18年12月13日専門調査会報告)に基づき、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う国民運動を展開することにより、社会全体における防災力の向上を目指し、学校や地域コミュニティにおける防災教育等の防災知識の普及・啓発活動を促進する事業を展開する。 |             |      |   | 防災フェア等におけるアンケートで「有益だった」と評価する割合:70% | 国民の防災意識を啓発する様々な事業を実施することにより、防災フェア等行事の場におけるアンケート調査において、その成果が反映される。 |                 |  |  |  |



平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-28(政策09-施策②))

| 施策名                         | 国際防災協力の推進  |         |             |   | 担当部局名   | 政策統括官(防災担当)   | 作成責任者名   | 政策統括官(防災担当)付参事官(災害予防担当) 名執 潔  |   |  |
|-----------------------------|--|---------|-------------|---|---|---|--|-------------------------------|---|--|
| 施策の概要                       | 防災分野におけるアジアの地域センターとしてのネットワークを有するアジア防災センターを通じて、アジア各国における災害対応力の強化、被害の軽減を図っている。また、2005年1月の国連防災世界会議にて採択された、「兵庫行動枠組」を推進する国連防災戦略活動を総合的・効果的に実施するため、国連を通じた多国間防災協力やアジア防災センターを通じた地域防災協力、中国・韓国などとの政府間防災協力を通じた国際防災協力を推進する。 |         |             |   | 政策体系上の位置付け  | 防災政策の推進   |  |                               |   |  |
| 達成すべき目標                     | 国際防災協力を推進し、国際社会における災害による人的・物的被害の軽減を図る  |         | 目標設定の考え方・根拠 | 2005年1月の世界防災会議において採択された兵庫行動枠組2005-2015において、地域、国、地方の災害管理における制作及び技術的、組織的能力の強化を行うことがうたわれている。 |   |   | 政策評価実施予定時期   | 平成24年8月                       |   |  |
| 測定指標                        | 基準値  | 基準年度    | 年度ごとの目標値    |   |   |   |  | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |   |  |
|                             |  |         | 目標値         | 目標年度  | 23年度  | 24年度  | 25年度   |                               |   | 26年度   |
| 1 アジア各国の防災行政実務担当者に対する短期研修者数 | 255名   | 平成18年度  | 100名        | 平成23年度  | 100名  | -   | -  | -                             | - | 兵庫行動枠組の実現に向けた取組主体となる各国の動向を把握する一つの目安として、また、我が国があらゆる機会を通じて国際社会に情報発信したことの効果測定のための指標として設定し、100名/年を目標とした。   |
| 2 アジア防災センターホームページアクセス数      | 57,906回  | 平成21年度  | 61,000回     | 平成23年度  | 61,000回   | -   | -  | -                             | - | ホームページを通じて各国の防災担当者等が必要な災害情報、各国の防災体制を取得することができるため、国際社会と防災に関する情報共有をしたことの測定のための指標として設定し、従来のホームページアクセス数を維持することを目標として、平成21年度と平成22年度の実績値の平均値を目標値とした。 |
| 達成手段(開始年度)                  | 補正後予算額(執行額)(千円)  |         | 23年度予算額(千円) | 関連する指標  | 達成手段の概要   | 達成手段の目標(23年度)   | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容  |                               |   |  |
|                             | 21年度   | 22年度    |             |   |   |   |  |                               |   |  |
| (1) 国際防災協力の推進に必要な経費(平成10年度) | 165,792(156,946)   | 163,620 | 158,205     | 1   | <ul style="list-style-type: none"> <li>国際防災協力推進に資する国際会議等への出席</li> <li>我が国を含むアジア各国の合意により1998年に設置されたアジア防災センターを通じたアジア地域における災害対応能力向上に役立つ情報共有、人材育成等の実施</li> <li>国連国際防災戦略事務局(UNISDR)を通じた国際機関、地域機関の活動の支援等の実施</li> <li>アジア各国等及び日中韓の防災協力推進のための国際セミナーの開催</li> </ul> | アジア各国における防災行政実務担当者に対する短期研修者数:100名<br>アジア防災センターホームページアクセス数:61,000回 | 本事業を実施することにより、我が国がこれまで幾多の災害を経験して培った知識・技術及び東日本大震災を受けて得られた知見・教訓を国際社会と共有し、国際防災協力を推進することに資するため |                               |   |  |

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-29(政策09-施策③))

|                                  |  |          |             |        |  |  |      |      |                              |  |                         |  |  |  |
|----------------------------------|--|----------|-------------|--------|--|--|------|------|------------------------------|--|-------------------------|--|--|--|
| 施策名                              | 災害復旧・復興に関する施策の推進   |          |             |        | 担当部局名  | 政策統括官(防災担当)  |      |      |                              | 作成責任者名   | 参事官(災害復旧・復興担当)<br>小森 雅一 |  |  |  |
| 施策の概要                            | 災害発生後の被災者の居住安定及び生活再建並びに被災地域の再建・復興を迅速かつ円滑に進めるため、大規模震災の復興対策のあり方の検討、地方公共団体に対する復旧・復興対策の普及・啓発、住家被害認定業務のあり方の検討、被災者生活再建支援制度に関する調査等の実施により、国の災害復旧・復興施策の充実及び地方公共団体等の対応力の向上を図る。 |          |             |        | 政策体系上の位置付け   | 防災政策の推進  |      |      |                              |  |                         |  |  |  |
| 達成すべき目標                          | 災害から国民の生命、財産及び生活を守るため、防災・減災対策を着実に推進する。   |          |             |        | 目標設定の考え方・根拠  | 防災基本計画 第2編第3章 ほか<br>○被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。 |      |      |                              | 政策評価実施予定時期   | 平成24年8月                 |  |  |  |
| 測定指標                             | 基準値  |          | 目標値         |        | 年度ごとの目標値   |  |      |      |                              | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠  |                         |  |  |  |
|                                  | 基準年度   |          | 目標年度        |        | 23年度   | 24年度   | 25年度 | 26年度 | 27年度                         |  |                         |  |  |  |
| 1 都道府県職員を対象とした説明会の開催             | 開催   | 平成23年度   | 開催          | 平成23年度 | 開催   | -  | -    | -    | -                            | 国の災害復旧・復興施策の充実及び地方公共団体等の対応力の向上のためには、最新の動向を踏まえた、災害復旧・復興施策に関する認識の共有並びに被災者生活再建支援制度及び住家の被害認定業務に関する知識の習得が求められる。このために、全都道府県の職員を対象とした説明会を継続的に開催する必要がある。 |                         |  |  |  |
| 達成手段(開始年度)                       | 補正後予算額(執行額)(千円)  |          | 23年度予算額(千円) | 関連する指標 | 達成手段の概要  |  |      |      | 達成手段の目標(23年度)                | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容  |                         |  |  |  |
|                                  | 21年度   | 22年度     |             |        |  |  |      |      |                              |  |                         |  |  |  |
| 災害復旧・復興に関する施策の推(1)進に必要な経費(平成7年度) | 48,540千円   | 38,630千円 | 68,190千円    | 1      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模震災の復興対策のあり方の検討</li> <li>・地方公共団体に対する復旧・復興対策の普及・啓発</li> <li>・住家被害認定業務のあり方の検討</li> <li>・被災者生活再建支援制度に関する調査</li> <li>・東日本大震災を踏まえた被災者の総合的な生活再建支援のあり方に関する調査</li> </ul> |  |      |      | 左の成果を反映した、都道府県職員を対象とした説明会の開催 | 本調査の実施により、国の災害復旧・復興施策の充実及び地方公共団体等の対応力の向上に資する成果物が作成される。   |                         |  |  |  |

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-30(政策09-施策④))

| 施策名                         | 防災行政の総合的推進(防災基本計画)   |      |                              |                    | 担当部局名  | 政策統括官(防災担当)        |  |            | 作成責任者名   | 参事官(災害予防担当)名 執 潔             |  |
|-----------------------------|--|------|------------------------------|--------------------|--|--------------------|--|------------|--|------------------------------|--|
| 施策の概要                       | 防災基本計画は、災害対策基本法に基づき中央防災会議が作成する防災分野の最上位計画であり、我が国の災害対策の根幹をなすものである。<br>本施策は、近年発生した災害の状況等を踏まえ、防災上の重要課題を把握し、防災基本計画に的確に反映させるとともに、その措置状況をフォローアップすることによって、重要課題が常に的確に反映された計画を確保し、もって防災行政の総合的推進を図るものである。 |      |                              |                    | 政策体系上の位置付け   | 防災政策の推進            |  |            |  |                              |  |
| 達成すべき目標                     | 災害から国民の生命、財産及び生活を守るため、防災・減災対策を着実に推進する。   |      |                              | 目標設定の考え方・根拠        | 災害対策基本法第3条において、国は、災害から国民の生命、財産等を守るため万全の措置を講ずる責務を有し、このため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の基本とするべき計画を作成しこれを実施することとされている。                          |                    |  | 政策評価実施予定時期 | 平成24年8月  |                              |  |
| 測定指標                        | 基準   |      | 目標                           |                    | 施策の進捗状況(目標)  |                    |  |            |  | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 |  |
|                             | 基準年度   | 目標年度 | 23年度                         | 24年度               | 25年度   | 26年度               | 27年度   |            |  |                              |  |
| 1 防災基本計画への防災上の重要課題の的確な反映    | -  | -    | 重要課題が的確に反映された計画の確保<br>平成23年度 | 重要課題が的確に反映された計画の確保 | 重要課題が的確に反映された計画の確保   | 重要課題が的確に反映された計画の確保 | -  | -          | 平成20年2月の防災基本計画修正により、「本計画の実施状況並びにこれに基づく防災業務計画及び地域防災計画の作成状況及び実施状況を定期的に把握するとともに防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、これを本計画に的確に反映させていく」とことされたところ。 |                              |  |
| 達成手段(開始年度)                  | 補正後予算額(執行額)(千円)  |      | 23年度予算額(千円)                  | 関連する指標             | 達成手段の概要  | 達成手段の目標(23年度)      | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容                                  |            |  |                              |  |
|                             | 21年度   | 22年度 |                              |                    |  |                    |  |            |  |                              |  |
| (1) 防災基本計画上の重要課題のフォローアップの実施 | -  | -    | -                            | 1                  | ・防災基本計画の実施状況並びにこれに基づく防災業務計画及び地域防災計画の作成状況及び実施状況の定期的な把握<br>・防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討、その時々における防災上の重要課題の把握及びこれらの防災基本計画への的確な反映 | 重要課題が的確に反映された計画の確保 | 防災基本計画上の重要課題のフォローアップを行うことによって、それらが的確に反映された計画を確保することができる。 |            |  |                              |  |

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-31(政策09-施策⑤))

|                            |  |   |   |  |  |  |   |   |        |                               |  |  |
|----------------------------|--|---|---|--|--|--|---|---|--------|-------------------------------|--|--|
| 施策名                        | 地震対策等の推進   |   |   |  | 担当部局名  | 政策統括官(防災担当)                                    |   |   | 作成責任者名 | 参事官(地震・火山・大規模水害対策担当)<br>越智 繁雄 |  |  |
| 施策の概要                      | 大規模地震対策、津波災害対策、火山災害対策、大規模水害対策等について、中央防災会議等の議論を踏まえ、被害想定や具体的な対策の検討を行っている。本事業の成果を活用し、国、自治体、事業者等が一体となって取り組むための指針を示した地震対策大綱や各種ガイドライン等の策定を行い、災害発生時の被害の軽減や拡大防止を図っている。 |   |   |  | 政策体系上の位置付け   | 防災政策の推進  |   |   |        |                               |  |  |
| 達成すべき目標                    | 近い将来発生する可能性のある大規模災害に備え、被害を最小限に食い止めることを目的とする。   |   | 目標設定の考え方・根拠                                       | 災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、地震防災対策特別措置法、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法、活動火山対策特別措置法 |  |  | 政策評価実施予定時期                                  | 平成24年8月   |        |                               |  |  |
| 測定指標                       | 基準   | 目標  | 施策の進捗状況(目標)                                       |  |  |  |   | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠  |        |                               |  |  |
|                            | 基準年度   | 目標年度  | 23年度  | 24年度   | 25年度   | 26年度   | 27年度  |   |        |                               |  |  |
| 1 大規模地震・津波対策の推進            | 中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」の設置<br>平成23年度  | 中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」の議論の取りまとめ<br>平成23年度 | 中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」の議論の取りまとめ | 被害想定の見直し   | 新たな対策の検討   | 新たな対策の検討                                       | 新たな対策の検討                                    | 「東日本大震災からの復興の基本方針」にて「今後の災害への備え」の項目として、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」や、東海・東南海・南海地震、首都直下地震対策などが挙げられており、喫緊の対策が必要であるため。 |        |                               |  |  |
| 達成手段(開始年度)                 | 補正後予算額(執行額)(千円)  |   | 23年度予算額(千円)                                       | 関連する指標   | 達成手段の概要  | 達成手段の目標(23年度)                                  | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容                     |   |        |                               |  |  |
|                            | 21年度   | 22年度  |   |  |  |  |   |   |        |                               |  |  |
| (1) 地震対策等の推進に必要な経費(平成12年度) | 1,319,719  | 1,414,355   | 1,803,037   | 1  | 大規模地震対策、津波災害対策、火山災害対策、大規模水害対策等について、中央防災会議等の議論を踏まえ、被害想定や具体的な対策の検討や、本事業の成果を活用し、国、自治体、事業者等が一体となって取り組むための指針を示した地震対策大綱や各種ガイドライン等の策定を行うための経費である。 | 中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」の取りまとめ | 東海・東南海・南海地震や首都直下地震等の防災対策を着実に推進していくことが可能となる。 |   |        |                               |  |  |

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-32(政策9-施策⑥))

|                            |  |        |                |             |  |            |             |            |               |  |
|----------------------------|--|--------|----------------|-------------|--|------------|-------------|------------|---------------|--|
| 施策名                        | 東日本大震災復興推進調整費の配分計画の策定  |        |                |             |  | 担当部局名      | 政策統括官(防災担当) | 作成責任者名     | 参事官 寺岡光博      |  |
| 施策の概要                      | 効果的で円滑な事業の執行が図られるよう、原則既存の補助事業の対象とはなっていない都道府県及び内閣府(復興対策本部)からの要望事業を取りまとめ、その具体的要望に基づいて弾力的に復興調整費の配分額を決定する。 |        |                |             |  | 政策体系上の位置付け | 防災政策の推進     |            |               |  |
| 達成すべき目標                    | 地域の柔軟な発想により発案され、効果的・効率的な地域の復興が行えると考えられる事業について、地域の復興に必要なものについては、復興施策として速やかな実施を確保し、復興地域づくりを支援する。         |        |                | 目標設定の考え方・根拠 | 東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定)   |            |             | 政策評価実施予定時期 | 平成24年8月       |  |
| 測定指標                       | 基準値  | 基準年度   | 目標値            | 目標年度        | 年度ごとの目標値   |            |             |            |               | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠  |
|                            |  |        |                |             | 23年度   | 24年度       | 25年度        | 26年度       | 27年度          |  |
| 1 配分計画の策定状況                | -  | 平成23年度 | 要望に基づいた配分計画の策定 | 平成23年度      | 要望に基づいた配分計画の策定   | -          | -           | -          | -             | 都道府県及び内閣府(復興対策本部)からの具体的要望に基づいて、遅滞なく、復興調整費の配分額を決定することにより復興施策として速やかな実施を確保し、復興地域づくりを支援する。               |
| 達成手段(開始年度)                 | 補正後予算額(執行額)(千円)  |        | 23年度予算額(千円)    | 関連する指標      | 達成手段の概要  |            |             |            | 達成手段の目標(23年度) | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容  |
|                            | 21年度   | 22年度   |                |             |  |            |             |            |               |  |
| 1 東日本大震災復旧・復興に係る推進調整に必要な経費 | -  | -      | 5,000,000      | 1           | 効果的で円滑な事業の執行が図られるよう、原則既存の補助事業の対象とはなっていない都道府県及び内閣府(復興対策本部)からの要望事業を取りまとめ、その具体的要望に基づいて弾力的に復興調整費の配分額を決定する。 |            |             |            | 制度の導入         | 地域の柔軟な発想により発案され、効果的・効率的な地域の復興が行えると考えられる事業について、地域の復興に必要なものについては、復興施策として速やかな実施を確保し、復興地域づくりを支援することができる。 |

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-33(政策9-施策⑦))

|                                  |  |                   |                     |             |  |             |   |  |   |                               |  |
|----------------------------------|--|-------------------|---------------------|-------------|--|-------------|---|--|---|-------------------------------|--|
| 施策名                              | 復興特区支援利子補給金の支給   |                   |                     |             | 担当部局名  | 政策統括官(防災担当) |   |  | 作成責任者名  | 参事官 青木 由行                     |  |
| 施策の概要                            | 被災地の復興に向け、復興推進計画を実施する上で中核となる事業の実施者が、予め国が指定した金融機関(以下「指定金融機関」という)から当該事業を実施するうえで必要な資金を借り入れる場合に、予算の範囲内で、融資の利子分の最大0.7%に相当する額を利子補給金として指定金融機関に対し支給する。 |                   |                     |             | 政策体系上の位置付け   | 防災政策の推進     |   |  |   |                               |  |
| 達成すべき目標                          | 復興推進計画を実施する上で中核となる事業に必要な資金の融資に対して利子補給金を支給することにより、復興推進計画の区域における雇用機会の創出その他の東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に資することを目標とする。                                    |                   |                     | 目標設定の考え方・根拠 | 東日本大震災復興特別区域法(案)第44条<br>復興特別区域基本方針   |             |   | 政策評価実施予定時期   | 平成24年8月   |                               |  |
| 測定指標                             | 基準値  |                   | 目標値                 |             | 年度ごとの目標値   |             |   |  |   | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |  |
|                                  | 基準年度   | 23年度              | 24年度                | 25年度        | 26年度   | 27年度        |   |  |   |                               |  |
| 1 復興特区支援利子補給金の支援対象となる新規融資による雇用効果 | 879人<br>※地域再生利子補給金実績<br>平成22年度   | 21,637人<br>平成23年度 | 21,637人             | —           | —  | —           | — | ・復興特区支援利子補給金の支給の目的は、復興推進計画を実施する上で中核となる事業に必要な資金の融資に対して利子補給金を支給し、事業者の負担軽減を図ることにより雇用の創出を行うことであり、かつ、定量的なものであるため、測定指標としたものである。<br>・他の利子補給金制度である地域再生利子補給金の平成22年度の実績51,763(円/雇用効果1人・1年当たり)より、目標値を21,637人と設定したものである。 |   |                               |  |
| 達成手段(開始年度)                       | 補正後予算額(執行額)(千円)  |                   | 23年度<br>予算額<br>(千円) | 関連する<br>指標  | 達成手段の概要  |             |   | 達成手段<br>の目標<br>(23年度)  | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容   |                               |  |
| 1 復興の円滑かつ迅速な推進のための利子補給金の支給に必要な経費 | —  | —                 | 280,000             | 1           | 被災地の復興に向け、復興推進計画を実施する上で中核となる事業の実施者が、予め国が指定した金融機関(以下「指定金融機関」という)から当該事業を実施するうえで必要な資金を借り入れる場合に、予算の範囲内で、融資の利子分の最大0.7%に相当する額を利子補給金として指定金融機関に対し支給する。(融資後5年間、利子補給率0.7%以内) |             |   | 復興特区支援利子補給金の支援対象となる新規融資による雇用効果:<br>21,637人   | 復興推進計画を実施する上で中核となる事業に必要な資金の融資(復興特区支援利子補給金の支援対象となる融資の額:1,600億円)の利子分の一定率に対して利子補給金を支給し、事業者の負担軽減を図ることにより、事業の円滑な実施を支援することができる。 |                               |  |

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-34(政策9-施策⑧))

| 施策名                     | 東日本大震災復興交付金の配分計画の策定   |        |                     |             | 担当部局名   | 政策統括官(防災担当)           |   | 作成責任者名     | 参事官 寺岡光博 |   |  |
|-------------------------|---|--------|---------------------|-------------|---|-----------------------|---|------------|----------|---|--|
| 施策の概要                   | 復興地域づくりに必要なハード事業の幅広い一括化、使途の自由度の高い資金の確保、地方負担の軽減、執行の弾力化や手続きの簡素化等を内容とする復興交付金の配分額を決定する。 |        |                     |             | 政策体系上の位置付け  | 防災政策の推進               |   |            |          |   |  |
| 達成すべき目標                 | 復興交付金を交付することにより、著しい被害を受けた地域の地方公共団体が自ら策定する復興プランの下に進める復興地域づくりを支援する。                   |        |                     | 目標設定の考え方・根拠 | 東日本大震災復興特別区域法(案)第78~83条<br>復興特別区域基本方針   |                       |   | 政策評価実施予定時期 | 平成24年8月  |   |  |
| 測定指標                    | 基準  |        | 目標                  | 目標年度        | 施策の進捗状況(目標)   |                       |   |            |          | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠  |  |
|                         | 基準年度  | 23年度   |                     |             | 24年度  | 25年度                  | 26年度  | 27年度       |          |   |  |
| 1 制度内容の地方自治体への説明・周知     | -   | 平成23年度 | 復興交付金の導入に合わせて実施     | 平成23年度      | 復興交付金の導入に合わせて実施   | -                     | -   | -          | -        | 法案及び制度の内容等について、復興地域づくりの主体となる地方公共団体に対して説明を行うことにより、復興交付金への申請を促し、復興地域づくりを支援する。 |  |
| 2 配分計画の策定状況             | -   | 平成23年度 | 申請に応じた配分計画の策定       | 平成23年度      | 申請に応じた配分計画の策定   | -                     | -   | -          | -        | 復興交付金を交付するため、申請状況に応じて遅滞なく、配分計画を策定することにより、復興地域づくりを支援する。                      |  |
| 達成手段<br>(開始年度)          | 補正後予算額(執行額)(千円)   |        | 23年度<br>予算額<br>(千円) | 関連する<br>指標  | 達成手段の概要   | 達成手段<br>の目標<br>(23年度) | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容   |            |          |   |  |
|                         | 21年度  | 22年度   |                     |             |   |                       |   |            |          |   |  |
| 1 東日本大震災復興旧・復興の推進に必要な経費 | -   | -      | 1,561,183,532       | 1・2         | 復興地域づくりに必要なハード事業の幅広い一括化、使途の自由度の高い資金の確保、地方負担の軽減、執行の弾力化や手続きの簡素化等を内容とする復興交付金の配分額を決定する。 | 制度の導入                 | 地方公共団体が自ら策定する復興プランの下に進める地域づくりを支援するための復興交付金を交付することにより、事業の円滑な実施を支援することができる。 |            |          |   |  |

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-35(政策10-施策①))

|                               |  |                      |             |        |   |                          |  |      |      |                               |                  |  |  |  |
|-------------------------------|--|----------------------|-------------|--------|---|--------------------------|--|------|------|-------------------------------|------------------|--|--|--|
| 施策名                           | 駐留軍用地跡地利用の推進   |                      |             |        | 担当部局名   | 政策統括官(沖縄政策担当)            |  |      |      | 作成責任者名                        | 参事官(政策調整担当) 中 素明 |  |  |  |
| 施策の概要                         | 駐留軍用地跡地(以下「跡地」という。)の有効かつ適切な利用は、沖縄の将来発展にとって極めて重要な課題であることから、米軍再編に伴う米軍施設等の返還をも見据えた跡地利用の促進のため、アドバイザー派遣、跡地利用計画の作成のための調査に対する支援などを実施する。 |                      |             |        | 政策体系上の位置付け  | 沖縄政策の推進                  |  |      |      |                               |                  |  |  |  |
| 達成すべき目標                       | 要望がある市町村全てへアドバイザーを派遣することや跡地利用に係る構想・計画の作成を支援することなどにより、市町村等における跡地利用に向けた取組が促進されること。   |                      |             |        | 目標設定の考え方・根拠   | 沖縄振興計画(平成14年7月 内閣総理大臣決定) |  |      |      | 政策評価実施予定時期                    | 平成24年8月          |  |  |  |
| 測定指標                          | 基準値  |                      | 目標値         |        | 年度ごとの目標値  |                          |  |      |      | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |                  |  |  |  |
|                               | 基準年度   |                      | 目標年度        |        | 23年度  | 24年度                     | 25年度   | 26年度 | 27年度 |                               |                  |  |  |  |
| 1 跡地利用に係る構想・計画の作成状況           | 2件   | 平成19年度               | 3件          | 平成23年度 | 3件  | -                        | -  | -    | -    | 要望があれば全て実施検討                  |                  |  |  |  |
| 2 市町村に対するアドバイザー派遣件数           | 3件   | 平成19年度               | 3件          | 平成23年度 | 3件  | -                        | -  | -    | -    | 要望があれば全て実施検討(23年度は現時点での派遣件数)  |                  |  |  |  |
| 3 支援を行う実施調査の件数                | 20件  | 平成19年度               | 27件         | 平成23年度 | 27件   | -                        | -  | -    | -    | 要望があれば全て実施検討                  |                  |  |  |  |
| 達成手段(開始年度)                    | 補正後予算額(執行額)(千円)  |                      | 23年度予算額(千円) | 関連する指標 | 達成手段の概要   | 達成手段の目標(23年度)            | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容  |      |      |                               |                  |  |  |  |
|                               | 21年度   | 22年度                 |             |        |   |                          |  |      |      |                               |                  |  |  |  |
| 駐留軍用地跡地利用推進に必要な(1)経費(平成9年度)   | 73,198<br>(47,282)   | 73,145<br>(56,683)   | 74,736      | 2      | 市町村の跡地利用の検討を支援するため、アドバイザーやプロジェクト・マネージャーの派遣、及び駐留軍用地跡地利用支援システムのデータの更新・配布等を行う。また、今後の跡地の発生に対応するため効果的な跡地利用施策等を検討する調査を行う。 | 市町村支援事業等の執行及び検討調査の実施     | 市町村へのアドバイザーやプロジェクト・マネージャーの派遣や駐留軍用地跡地利用支援システムのデータの更新・配布、及び今後の跡地の発生に対応するため効果的な跡地利用施策等を検討する調査を行うことで、市町村等における跡地利用に向けた取組が促進される。 |      |      |                               |                  |  |  |  |
| 大規模駐留軍用地跡地等利用推進に必要な経費(平成13年度) | 251,100<br>(240,055)   | 350,000<br>(261,661) | 350,000     | 1.3    | 大規模駐留軍用地等の整備予定跡地について、関係市町村等が行う跡地利用計画の策定等に向け実施する調査等の支援を行う。   | 跡地利用計画の策定に係る調査の実施        | 跡地利用に係る計画等の作成を支援することにより、市町村等における跡地利用に向けた取組が促進される。  |      |      |                               |                  |  |  |  |



平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-36(政策10-施策②))

| 施策名                               | 沖縄の離島の活性化   |        |             |        | 担当部局名  | 政策統括官(沖縄政策担当)                                   |  |   |   | 作成責任者名                         | 参事官(企画担当) 馬場 竹次郎 |  |  |  |
|-----------------------------------|---|--------|-------------|--------|--|---|--|---|---|--------------------------------|------------------|--|--|--|
| 施策の概要                             | 離島の活性化は、沖縄の均衡ある発展にとって重要な課題であるとともに、国土保全の面でも重要であることから、島の自然や文化など、それぞれの島の持つ魅力を活かした交流の促進や、専門家の派遣を通じた離島の産業振興の支援などを実施する。 |        |             |        | 政策体系上の位置付け   | 沖縄政策の推進   |  |   |   |                                |                  |  |  |  |
| 達成すべき目標                           | 離島の自然・伝統文化を活かした交流活動の実施や、離島地域における主体的かつ具体的な取組に対して専門家の派遣等を支援することにより、産業の振興や雇用の確保等を図り、離島地域の活性化に資する。                    |        |             |        | 目標設定の考え方・根拠  | 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)及び沖縄振興計画(平成14年7月内閣総理大臣決定) |  |   |   | 政策評価実施予定時期                     | 平成24年8月          |  |  |  |
| 測定指標                              | 基準値   |        | 目標値         |        | 年度ごとの目標値   |   |  |   |   | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠  |                  |  |  |  |
|                                   | 基準年度  | 目標年度   | 23年度        | 24年度   | 25年度   | 26年度  | 27年度   |   |   |                                |                  |  |  |  |
| 1 離島に派遣した児童生徒等へのアンケート調査での肯定的評価の割合 | 未把握   | 平成22年度 | 80%         | 平成23年度 | 80%  | -   | -  | - | - | 平成22年度実施の類似事業の実績値を踏まえて目標値を設定   |                  |  |  |  |
| 2 販売戦略の構築及び販路拡大に必要な専門家等の派遣数       | 未把握   | 平成22年度 | 8件          | 平成23年度 | 8件   | -   | -  | - | - | 平成22年度実施の特産品等開発事業成果を踏まえて目標値を設定 |                  |  |  |  |
| 達成手段(開始年度)                        | 補正後予算額(執行額)(千円)   |        | 23年度予算額(千円) | 関連する指標 | 達成手段の概要  | 達成手段の目標(23年度)                                   | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容  |   |   |                                |                  |  |  |  |
|                                   | 21年度  | 22年度   |             |        |  |   |  |   |   |                                |                  |  |  |  |
| (1) 沖縄離島体験交流促進事業(平成23年度)          | -   | -      | 34,716      | 1      | 沖縄本島地域の児童生徒を離島地域に派遣し、地域の人々や地元の児童生徒との交流や離島の生活・文化の体験学習等を実施し、離島の重要性や魅力に対する理解を深めることを通じて、離島地域の活性化を図る。 | 離島に派遣した児童生徒等へのアンケート調査での肯定的評価の割合: 80%            | 将来を担う子供たちが離島の重要性や魅力への認識を深めることで、離島との交流促進、文化振興・離島観光の持続的発展に結び付けることに寄与する。          |   |   |                                |                  |  |  |  |
| (2) 離島特産品等マーケティング支援事業(平成23年度)     | -   | -      | 22,989      | 2      | 離島地域の特産品等を扱う事業者に対し、専門家等を活用することにより、販路拡大のための市場調査や店舗等でのテスト販売を支援し、販売戦略を構築するとともに、販路拡大等を支援する。          | 販路拡大のために必要な専門家等の派遣数: 8件                         | 離島地域において開発された特産品等について、外部専門家による指導等の活用を通じて、販売戦略を構築し、販売促進を支援することにより、離島の産業振興に寄与する。 |   |   |                                |                  |  |  |  |

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-37(政策10-施策③))

| 施策名                                     | 沖縄振興計画の推進に関する調査   |                          |             |        | 担当部局名  | 政策統括官(沖縄政策担当)                                   |   |   |   | 作成責任者名   | 参事官(企画担当) 馬場 竹次郎<br>参事官(政策調整担当) 中 素明 |  |  |  |
|---|---|--------------------------|-------------|--------|--|---|---|---|---|--|--------------------------------------|--|--|--|
| 施策の概要                                   | 沖縄の更なる発展を図るため、沖縄振興計画等に基づき、沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現を目指して諸施策・諸事業を推進するとともに、これまで沖縄振興計画等に基づき実施されてきた諸施策・諸事業全般について総点検等を行い、今後の沖縄振興の在り方を検討する。  |                          |             |        | 政策体系上の位置付け   | 沖縄政策の推進   |   |   |   |  |                                      |  |  |  |
| 達成すべき目標                                 | 地理的・社会的な特殊事情等から依然として沖縄県は厳しい経済状況にあることから、自立を促進する産業の振興や雇用の創出、県土の均衡ある発展などの課題の解決に向けた取り組みを行うとともに、沖縄振興計画の期限(平成23年度末)を見据え、調査検討された今後の沖縄振興の在り方が各種審議会等で活用されることにより、現行計画後を展望した沖縄振興の在り方について効果的な検討を図る。 |                          |             |        | 目標設定の考え方・根拠  | 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)及び沖縄振興計画(平成14年7月内閣総理大臣決定) |   |   |   | 政策評価実施予定時期   | 平成24年8月                              |  |  |  |
| 測定指標                                    | 基準値   |                          | 目標値         |        | 年度ごとの目標値   |   |   |   |   | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠  |                                      |  |  |  |
|   | 基準年度  | 目標年度                     | 23年度        | 24年度   | 25年度   | 26年度  | 27年度  |   |   |  |                                      |  |  |  |
| 今後の沖縄振興の在り方について1 検討を行うために審議会等で使用される利活用度 | 63%   | 平成21年度                   | 100%        | 平成23年度 | 100%   | -   | -   | - | - | 本調査を沖縄振興審議会等に活用することで、今後の沖縄振興の在り方について効果的な検討が図れることから、測定指標は100%を目指すこととする。 |                                      |  |  |  |
| 達成手段(開始年度)                              | 補正後予算額(執行額)(千円)   |                          | 23年度予算額(千円) | 関連する指標 | 達成手段の概要  | 達成手段の目標(23年度)                                   | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容   |   |   |  |                                      |  |  |  |
|   | 21年度  | 22年度                     |             |        |  |   |   |   |   |  |                                      |  |  |  |
| (1) 沖縄特別振興対策調整に必要な経費(平成11年度)            | 2,260,000<br>(1,772,533)  | 5,690,000<br>(4,485,165) | 2,920,000   | -      | 沖縄振興計画に盛り込まれた諸施策の機動的な実施を図るために必要な特別振興対策の総合調整費であり、観光、情報通信、農林水産業などの産業振興や雇用対策、人材育成などの諸施策を行うための沖縄県等に対する補助金。新規事業を対象としており、年度途中の諸情勢に応じ、沖縄県知事からの具体的な要望に基づいて機動的・弾力的に配分される。当初予算においては、目未定経費として計上。                              | 沖縄振興計画に盛り込まれた諸施策の機動的な実施。<br>(一)                 | 沖縄振興計画に盛り込まれた諸施策について、年度途中の諸情勢に応じて機動的・弾力的に配分されることから、必要性・緊急性が認められ、沖縄県の経済振興に即効性のある事業が効果的・効率的に展開できることに寄与する。 |   |   |  |                                      |  |  |  |
| (2) 沖縄振興総合調査に必要な経費(平成21年度)              | 170,000<br>(107,974)  | 200,000<br>(141,847)     | 160,000     | 1      | 沖縄振興特別措置法に基づく施策・事業全般についての総点検等を踏まえ、今後の沖縄振興の在り方について検討を行うために必要な総合的な調査を実施。   | 調査数:8<br>(審議会等で使用される利活用度:100%)                  | 本調査が沖縄振興審議会等で活用されることで、沖縄振興の促進に資することが期待できる。  |   |   |  |                                      |  |  |  |
| (3) 沖縄特別振興対策事業に必要な経費(平成11年度)            | 2,740,000<br>(2,589,840)  | 2,310,000<br>(1,996,731) | 3,580,000   | -      | 沖縄振興計画に盛り込まれた諸施策の機動的な実施を図るために必要な特別振興対策の総合調整費であり、観光、情報通信、農林水産業などの産業振興や雇用対策、人材育成などの諸施策を行うための沖縄県等に対する補助金。継続事業(前年度以前に「(1) 沖縄特別振興対策調整に必要な経費」にて予算措置した事業に限る)が対象であり、沖縄県知事からの具体的な要望に基づき、当初予算に計上。                            | 沖縄振興計画に盛り込まれた諸施策の機動的な実施。<br>(一)                 | 前年度以前に「(1) 沖縄特別振興対策調整に必要な経費」にて予算措置した事業について、継続事業として当初予算に計上し、年度当初から執行することにより、着実かつ円滑な沖縄振興策の実施に寄与する。        |   |   |  |                                      |  |  |  |
| (4) 鉄軌道等導入可能性検討基礎調査(平成23年度)             | -   | -                        | 40,411      | -      | 沖縄県の交通体系については、自動車への依存度が高く、県内における新たな公共交通システムへの期待感が高まりつつある。そのため、2か年で鉄軌道をはじめとする新たな公共交通システムの導入可能性を調査検討することとした。1年目となる平成22年度は需要予測モデルの構築等を行い、23年度においては、前年度調査を踏まえ、需要予測・整備効果の検討、総事業費・事業採算性の検討、新たな公共交通システム導入の実現に向けた課題整理等を行う。 | 必要な調査の実施<br>(一)                                 | 沖縄における鉄軌道等の導入可能性について、需要予測・整備効果等の検討を行うとともに、事業主体等、今後行うべき課題を挙げる。   |   |   |  |                                      |  |  |  |

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-38(政策10-施策④))

| 施策名   | 沖縄における産業振興   |                               |             |               | 担当部局名       | 政策統括官(沖縄政策担当)                                   |       |        |      | 作成責任者名                        | 参事官(企画担当) 馬場 竹次郎<br>参事官(産業振興担当) 能登 靖<br>参事官(政策調整担当) 中 素明  |  |  |  |
|---|--|-------------------------------|-------------|---------------|-------------|---|-------|--------|------|-------------------------------|---|--|--|--|
| 施策の概要   | 沖縄振興計画に基づき、沖縄の自立型経済の発展に向けた産業振興の推進を図る。  |                               |             |               | 政策体系上の位置付け  | 沖縄政策の推進   |       |        |      |                               |   |  |  |  |
| 達成すべき目標   | アジア諸国に近接しているという地理的特性、亜熱帯という自然的特性などの沖縄の優位性を生かした産業振興を戦略的に進め、民間主導の自立型経済の発展を目指す。特に、観光産業、情報通信産業の高付加価値化とともに新しいリーディング産業を構築していく。 |                               |             |               | 目標設定の考え方・根拠 | 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)及び沖縄振興計画(平成14年7月内閣総理大臣決定) |       |        |      | 政策評価実施予定時期                    | 平成24年8月   |  |  |  |
| 測定指標  | 基準値  |                               | 目標値         |               | 年度ごとの目標値    |   |       |        |      | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |   |  |  |  |
|   | 基準年度   | 目標年度                          | 23年度        | 24年度          | 25年度        | 26年度  | 27年度  |        |      |                               |   |  |  |  |
| 1 沖縄県入域観光客数   | 572万人  | 平成22年度                        | 600万人       | 平成23年度        | 600万人       | -   | -     | -      | -    | -                             | ・沖縄の観光産業の推進を通じて入域観光客数、観光収入等の増加を図ることは、県民所得の向上や失業率の改善など沖縄の自立型経済の発展に大きく寄与するものとなるため。<br>・沖縄県では、単年度ごとの数値目標を設定した具体的な誘客行動計画である「ビジットおきなわ計画」を毎年度策定していることから、測定指標については、「平成23年度 ビジットおきなわ計画」で設定されている数値目標を選定した。 |  |  |  |
| 2 沖縄県における観光収入   | 4,033億円  | 平成22年度                        | 4,320億円     | 平成23年度        | 4,320億円     | -   | -     | -      | -    | -                             | ・沖縄県では、単年度ごとの数値目標を設定した具体的な誘客行動計画である「ビジットおきなわ計画」を毎年度策定していることから、測定指標については、「平成23年度 ビジットおきなわ計画」で設定されている数値目標を選定した。   |  |  |  |
| 3 沖縄県の完全失業率   | 7.6%   | 平成22年度                        | 全国平均並み      | 平成23年度        | 全国平均並み      | -   | -     | -      | -    | -                             | 「みんなでグッジョブ運動」にもあるように、沖縄県の自立型経済の構築に向け、最低でも雇用情勢を全国平均並みにすることは妥当である。  |  |  |  |
| 4 那覇空港国際貨物取扱量   | 約51,800トン  | 平成21年度                        | 200,000トン   | 平成24年度        | 約180,000トン  | 200,000トン                                       | -     | -      | -    | -                             | 沖縄振興計画(平成14年7月10日内閣総理大臣決定)等に基づき沖縄県による検討結果により設定  |  |  |  |
| 5 臨空型企業誘致   | 1社   | 平成21年度                        | 5社          | 平成24年度        | 3社          | 5社  | -     | -      | -    | -                             | 同上  |  |  |  |
| 6 二酸化炭素排出削減量  | -  | 平成22年度                        | 8200トン      | 平成26年度        | -           | -   | -     | 8200トン | -    | -                             | 同上  |  |  |  |
| 7 大学や研究機関等の研究成果の技術移転等を行う支援機関(TLO、産業振興公社等)において就職するコーディネーターの数 | -  | 平成22年度                        | 5人          | 平成24年度        | -           | 5人  | -     | -      | -    | -                             | 同上  |  |  |  |
| 8 沖縄県内の情報通信関連産業への雇用者数                                       | 2.5万人  | 平成22年度                        | 4万人         | 平成27年度        | 2.8万人       | 3.1万人   | 3.4万人 | 3.7万人  | 4万人  | -                             | 沖縄振興特別措置法に基づき分野別同意計画「沖縄県情報通信産業振興計画」における設定指標に基づき沖縄県による検討結果により設定  |  |  |  |
| 9 沖縄県内への情報通信関連企業の立地企業数                                      | 216社   | 平成22年度                        | 350社        | 平成27年度        | 240社        | 265社  | 290社  | 320社   | 350社 | -                             | 同上  |  |  |  |
| 10 県外からの誘致企業数   | ①3社<br>②3社<br>③1社  | ①平成21年度<br>②平成22年度<br>③平成23年度 | 5年間で10社程度   | 平成21年度～平成25年度 | -           | -   | -     | -      | -    | -                             | 沖縄振興計画(平成14年7月10日内閣総理大臣決定)等に基づき沖縄県による検討結果により設定  |  |  |  |
| 11 コンテンツの商品化件数  | -  | -                             | 5年間平均で20%程度 | 平成22年度～平成26年度 | -           | -   | -     | -      | -    | -                             | 同上  |  |  |  |
| 12 採択プロジェクト・企業数のうち商品化される割合                                  | -  | -                             | 5年間平均で20%程度 | 平成21年度～平成25年度 | -           | -   | -     | -      | -    | -                             | 同上  |  |  |  |

| 測定指標                             | 基準                   |                      | 目標                  | 施策の進捗状況(目標) |  |                           |  |      | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 |  |
|----------------------------------|----------------------|----------------------|---------------------|-------------|--|---------------------------|--|------|------------------------------|--|
|                                  | 基準年度                 | 目標年度                 |                     | 23年度        | 24年度   | 25年度                      | 26年度   | 27年度 |                              |  |
| 13 地域医療施設とリハビリ関係施設の整備            | -                    | -                    | -                   | -           | -  | -                         | 完成予定   | -    | -                            | 「沖縄米軍基地所在市町村に関する懇談会」の提言に基づく事業として、ギンバル訓練場跡地に、健康診断、がん検診等の受診や放射線治療のできる地域医療施設と運動療法等のできるリハビリ関係施設を整備するが、平成25年度末の完成予定であるため、定量的な測定指標は示せない。 |
| 達成手段<br>(開始年度)                   | 補正後予算額(執行額)(千円)      |                      | 23年度<br>予算額<br>(千円) | 関連する<br>指標  | 達成手段の概要  | 達成手段<br>の目標<br>(23年度)     | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容  |      |                              |  |
|                                  | 21年度                 | 22年度                 |                     |             |  |                           |  |      |                              |  |
| (1) 高度観光人材育成モデル事業<br>(平成21年度)    | 11,944<br>(9,728)    | 23,054<br>(8,290)    | 14,964              | 1.2         | 将来の沖縄観光をリードする高度観光人材を育成するため、トップクラスのホテルスクールへの留学を支援するとともに、経営者層の意識啓発を図るため、組織マネジメント、ホスピタリティ精神、外国人対応等を内容に含んだ効果的な事業を実施するもの。 | セミナー受講者満足度: 95%           | ・経営者層を対象とした意識啓発セミナーの受講者に対するアンケート調査において「良かった」とする回答割合について、95%以上を目指す。<br>・沖縄観光を支える経営者の意識啓発や外国人観光客の対応等多様なニーズに対応できる高度な観光の人材の育成・確保を通じて質の高い観光を実現することにより、外国人観光客の誘客、観光の高付加価値化が図られる。                     |      |                              |  |
| (2) 環境共生型観光地形成支援事業<br>(平成22年度)   | -                    | 34,544<br>(32,067)   | 41,366              | 1.2         | 自然環境を活用した持続的な観光を推進するため、観光利用による観光資源の劣化を軽減する市町村の施策を支援するもの。   | 水質調査AA判定割合: 90%           | ・水浴場判定基準(環境省)に基づき、沖縄県が実施する主要水浴場(年間利用者1万人超)の水質調査(水浴シーズン前)において、調査対象箇所のうち、適正の最上位であるAA判定の割合について、90%以上を目指す。<br>・沖縄観光の大きな魅力である豊かな自然環境の保全と利用の調和を通じて沖縄観光を持続的に発展させていくことにより、観光の高付加価値化、観光の資源の持続的利用等が図られる。 |      |                              |  |
| (3) おきなわ新産業創出投資事業<br>(平成21年度)    | 808,772<br>(793,692) | 497,782<br>(366,550) | 460,292             | 10,12       | 有望ベンチャー企業の発掘・育成、研究開発支援、ハンズオンマネージャーによる研究開発から事業化まで一貫した支援を実施。さらには、ファンドによる民間資金の供給を実施。                                    | 新産業創出支援を実施                | 研究開発等支援を通じたベンチャー企業の発掘・育成及び事業化に際して必要となる資金について、ベンチャーファンドによる投資を行うことにより新産業創出に寄与する。   |      |                              |  |
| (4) 沖縄文化等コンテンツ産業創出支援事業(平成22年度)   | -                    | 291,260<br>(277,193) | 37,774              | 11          | 沖縄県における有望コンテンツ企業の発掘・育成に際してファンドによる民間資金の供給支援の他、コンテンツ制作を目指す事業者への企画～流通まで一貫したハンズオン支援を実施。                                  | 沖縄文化等コンテンツ産業創出支援事業を実施     | コンテンツ企業の事業化に際して必要となる資金について、コンテンツファンドを活用することによりコンテンツ制作促進に寄与するとともに、当該一貫したハンズオン支援によりコンテンツ産業の育成に寄与する。  |      |                              |  |
| (5) 新産業創出人材育成事業<br>(平成22年度)      | -                    | 44,858<br>(27,085)   | 45,096              | 7           | 産学官連携などをコーディネートできる支援人材(コーディネーター)を育成し、県内の資源(人・モノ・金・情報・知財など)の適切な組み合わせにより、沖縄県における新たな産業の創出や既存産業の高度化を図る。                  | (目標指標の結果は平成24年度以降)        | 産学官連携など、沖縄県内の資源(人・モノ・金・情報・知財など)の適切なコーディネートにより、沖縄における新たな産業の創出や既存産業の高度化、引いては沖縄の産業振興に貢献する。  |      |                              |  |
| (6) BPO人材育成モデル事業<br>(平成21年度)     | 23,260<br>(21,279)   | 22,012<br>(20,433)   | 14,776              | 3           | 沖縄がBPO(ビジネス・プロセス・アウトソーシング)拠点の一つとして大きな役割を果たすことが期待されていることから、BPO人材育成のための研修や、BPO企業合同面接会を開催する。                            | 受講者: 150名<br>(就職率: 80%)   | 成長を続けるBPO企業に対応した人材し、就職まで繋げることは、雇用対策のみならず、産業振興の促進も図られる。   |      |                              |  |
| (7) 雇用戦略プログラム推進事業<br>(平成21年度)    | 83,434<br>(43,407)   | 81,755<br>(45,527)   | 69,617              | 3           | ①経営者の意識改革、職場環境の改善、②従業員の県外研修を通じた人材育成、③県外就職を意識した若者の職業観の醸成等に取り組む。   | ①5社、②58名、③200名(一)         | 沖縄の様々な特殊事情を踏まえた取組となっており、雇用情勢改善が期待できる。  |      |                              |  |
| (8) 子育てママの就職技術力向上支援事業(平成22年度)    | -                    | 46,746<br>(27,847)   | 43,908              | 3           | 母子家庭の母等を対象に、託児機能付のパソコン研修等を実施するほか、実際に求人募集のある企業での社員体験を実施するなど、より就職に結びつく講座等を開催する。  | 受講者: 100名<br>(就職率: 80%)   | 離婚率が高く、シングルマザーが多い沖縄県の女性に、一定のスキルを身につけ、それに対応した職業についてもらうことにより、その雇用状況の改善を図ることができる。   |      |                              |  |
| (9) 地域巡回マッチングプログラム事業<br>(平成22年度) | -                    | 42,291<br>(35,129)   | 37,315              | 3           | 求人の子多い業種を中心として企業説明会及び合同面接会等を、沖縄県の各圏域で開催する。   | 開催数: 20回<br>(就職者: 700名程度) | ミスマッチが大きい業種の企業と求職者がマッチングすることにより、雇用状況の改善が図れる。   |      |                              |  |
| (10) 外国人観光客受入強化事業<br>(平成23年度)    | -                    | -                    | 198,785             | 1.2         | 外国人観光客誘致を図るため、多言語による情報案内や通訳サービス等により受入事業者支援を強化するとともに、外国人観光客のニーズに応じた着地型の観光メニューの開発等を支援するもの。                             | メニューの開発支援件数: 8件           | 多言語による情報案内や通訳案内サービスの提供、外国人観光客を対象とした観光メニューの開発を通じて外国人観光客の満足度を高めることにより、外国人観光客の誘客、観光の高付加価値化が図られる。  |      |                              |  |
| (11) 文化観光戦略推進事業<br>(平成23年度)      | -                    | -                    | 117,690             | 1.2         | 沖縄の独特の文化を活用した地域主体の観光誘客の取組の支援等を通じて新たな観光メニューの開発等を促すもの。   | 観光誘客の取組の事業化支援件数: 8件       | 文化資源を活用した地域の取組や新たな観光メニューの開発を推進することにより、沖縄の伝統文化を活かした観光産業が活性化され、観光収入等の増加が図られる。  |      |                              |  |

|      |                                  |                       |                        |           |     |  |   |   |
|------|----------------------------------|-----------------------|------------------------|-----------|-----|--|---|---|
| (12) | 沖縄IT知の集積促進事業<br>(平成23年度)         | -                     | -                      | 658,500   | 9   | 沖縄IT津梁パーク内に、高度なIT人材研修機能をもつ施設を整備し、沖縄県内情報通信関連産業の高度な人材育成を図るとともに、海外企業とのビジネス交流、また国際的なIT人材育成等の推進を図る。   | 「アジアIT研修センター」(仮称)の整備率:100%(沖縄県内へのIT企業の立地)   | 高度IT技術者等の人材研修のための「アジアIT研修センター」の整備し、海外とのビジネスも視野に入れた人材育成機能を強化することにより、国内外からのITビジネスの誘引、企業の立地が促進される。                                   |
| (13) | 新たな組込システム検証基盤構築事業(平成23年度)        | -                     | -                      | 94,786    | 8   | 沖縄に集積しているコールセンターに寄せられるユーザーからのクレーム情報に基づきユーザーの行動モデルを抽出し、家電や携帯端末等に用いられる組込みシステムの検証を行うための基盤構築を行う。   | 新たな組込システム検証基盤構築事業の進捗:33%(県内IT関係企業従事者の雇用の促進) | これまで沖縄で蓄積されてきた技術開発成果及びコールセンターのインフラを活用し、ユーザーからの苦情・問い合わせ(クレーム)分析に基づく組込みシステムの高度な検証基盤を整備することにより、県内企業の高付加価値化、受注機会の拡大を図り、雇用の拡大が促進される。   |
| (14) | 沖縄国際航空物流ハブ活用推進事業(平成23年度)         | -                     | -                      | 493,896   | 4.5 | 沖縄国際航空物流ハブを利用した取り組みにより、県産品の販路拡大のみに留まらず、臨空型産業の企業誘致等が想定される。  | ①那覇空港国際貨物取扱量(2百万t/年度)<br>②臨空型企業誘致(3社/年度)    | 沖縄国際航空物流ハブを利用した取組みにより沖縄県産品の販路拡大のみにとどまらず、新たな物流航路の開拓や臨空型産業関連産業の企業誘致、外国観光客の増加が期待され、しいては沖縄の産業振興及び雇用機会創出に寄与し、自立型経済の構築に資するものである。        |
| (15) | 沖縄21世紀ビジョン推進「万国津梁」人材育成事業(平成23年度) | -                     | -                      | 1,350,053 | 3   | 沖縄県において高度な国際性と専門性を有する産業人材を育成するため、海外の企業・大学院等への派遣・留学とともに、中核・若手人材を対象に実施するグローバル化に対応した研修に対し、支援を行う。(①海外留学・グローバルOJT派遣、②中核・若手人材を対象にしたグローバル研修)<br>アジア・太平洋地域の優秀な高校生を沖縄に招へいし、科学技術・文化等を通じて、沖縄の高校生等との国際交流を深めることにより、将来の沖縄の発展を担う若者の人材育成支援を行う。(③高校生の科学技術・文化交流) | 各事業の実施<br>(一)                               | 国際的にも通用するような沖縄の基幹産業や今後の有望産業を担う人材を育成することができる。また、異なる文化、生活、習慣をもつ同世代の若者の交流活動により、異文化を直接体験し、国際理解を深め、国際性を養うことで、沖縄の将来を担う若者の人材育成を図ることができる。 |
| (16) | 若年者ジョブトレーニング事業(平成23年度)           | -                     | -                      | 133,042   | 3   | これまで経験したことのない職種への就職を目指す若年者を対象に、6か月間の職場訓練や合同企業面接会等を開催し、若者の就職を支援する。  | 受講者:120名<br>(就職率:80%)                       | 早い段階での就職や職場定着を促進することによって、技能・技術のミスマッチの解消や、高い早期離職率の改善に結びつける。  |
| (17) | 沖縄スマートエネルギーアイランド基盤構築事業(平成23年度)   | -                     | -                      | 1,059,592 | 6   | 沖縄においてスマートエネルギーアイランド形成に資するため、太陽光発電や風力発電を導入した場合の電力系統への影響や安定化対策の検証、電力の供給側と需要側が連携したエネルギー需給管理の実証、さらに環境関連産業の育成を図る。  | -<br>(実証試験は平成24年度以降)                        | 大規模太陽光発電設備を2機、風力発電設備を1機導入することを予定しており、当該設備を導入し、火力発電への依存を減らすことにより、二酸化炭素の排出量を減少させることが可能。更には沖縄における今後の新たな産業として期待される環境関連産業の育成を図る。       |
| (18) | 沖縄型産学官・地域連携グッジョブ事業(平成23年度)       | -                     | -                      | 36,089    | 3   | 小中高生のキャリア教育として、地域や家庭が一体となり、ジョブシャドウイング(働くひとの観察)を実施する。あわせてシンポジウム等を開催し、就業意識向上を図る。   | ジョブシャドウイング実施人数:1,400名<br>(一)                | 産学官のみならず、地域や家庭との連携を図っていくことによって、児童生徒の職業観が形成され、県民全体の就業意識も向上させる。   |
| (19) | 沖縄新規学卒者等緊急就職支援事業(平成23年度)         | -                     | -                      | 249,947   | 3   | ①新規学卒予定者を対象に、ビジネスマナー講習や面接対策等の就職支援プログラム、合同企業面接会を開催するほか、②概ね卒業後3年以内の既卒生向けに、県外就職支援プログラムを実施する。  | ①受講者:960名 ②受講者:200名<br>(①、②ともに就職率80%)       | 新規学卒者を中心とした若者の就職スキルが向上し、極めて厳しい沖縄県の雇用情勢の改善が期待できる。  |
| (20) | 沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業に必要な経費(平成9年度)  | 32,613<br>(1,492,664) | 121,390<br>(25,977)    | 473,111   | 13  | 沖縄米軍基地所在市町村に関する懇談会の提言(平成8年11月19日)を受け、沖縄県の米軍基地所在市町村から提案されたプロジェクトの施設整備に必要な経費に対する補助を行う。現在は、金武町「ふるさとづくり整備事業」が対象であり、年度毎の事業予定を踏まえて、所要の予算措置を行う。   | 必要な工事の円滑な実施<br>(一)                          | 金武町「ふるさとづくり整備事業」において、本年7月末に返還されたギンバル訓練場跡地に、地域住民のニーズに沿った地域医療施設等の整備に係る工事等を実施することにより、施設整備の促進に資する。                                    |
| (21) | 沖縄北部活性化特別振興事業に必要な経費(平成22年度)      | -                     | 3,500,000<br>(401,938) | 3,500,000 | -   | 沖縄県北部地域は、県内の他の地域に比べ一人当たりの所得が最も低く、過疎地域が多く存在する地域であり、更なる振興が必要な地域である。そこで、沖縄振興計画(平成14~23年度)に基づき、県土の均衡ある発展を図る観点から、所得向上に向けた産業振興や人口増加に向けた定住条件の整備を図る。   | 北部圏域の人口増加や所得向上<br>(一)                       | 沖縄県北部地域において、産業の振興に資する事業や定住条件整備に資する事業などを行うことにより、所得の向上や人口増加に向けた条件が整備され、県土の均衡ある発展に寄与する。  |

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-39(政策10-施策⑤))

| 施策名   | 沖縄における社会資本等の整備  |        |         |        | 担当部局名       | 沖縄振興局  |      |   |   | 作成責任者名                        | 総務課長 古谷雅彦  |  |  |  |
|---|---|--------|---------|--------|-------------|--|------|---|---|-------------------------------|--|--|--|--|
| 施策の概要   | 産業の発展を支える道路や空港の整備、県民生活を支える学校施設、医療施設の整備及び災害に強い県土づくりなど、社会資本整備を中心とした沖縄振興開発事業を実施。 |        |         |        | 政策体系上の位置付け  | 沖縄政策の推進  |      |   |   |                               |  |  |  |  |
| 達成すべき目標   | 沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ、沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与する。                       |        |         |        | 目標設定の考え方・根拠 | 沖縄振興計画(総理大臣決定)において、「上下水道、公園、緑地、住宅の整備等、快適で潤いのある生活環境を支える基盤の整備を図る。」と記述。 |      |   |   | 政策評価実施予定時期                    | 平成24年8月  |  |  |  |
| 測定指標  | 基準値   |        | 目標値     |        | 年度ごとの目標値    |  |      |   |   | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |  |  |  |  |
|   | 基準年度  | 目標年度   | 23年度    | 24年度   | 25年度        | 26年度   | 27年度 |   |   |                               |  |  |  |  |
| 1 地域森林計画書に記載された治山事業の数量のうち、着手済の地区数                     | 40地区  | 平成17年度 | 88地区    | 平成23年度 | 88地区        | -  | -    | - | - | -                             | 森林法第5条第1項に基づき沖縄県が作成した地域森林整備計画において、実施すべき治山事業の数量について掲げており、平成31年度(※沖縄北部地域森林整備計画)までの目標値を定めている。社会資本整備重点計画第4条第1項に基づき作成した社会資本整備重点計画において、海岸事業の課題と今後の方向性について掲げており、平成24年度までの目標値を定めている。 |  |  |  |
| 2 津波・高潮等による災害から一定水準以上の安全性が確保されていない面積の削減(農地・漁港)        | 1,188ha   | 平成18年度 | 649ha   | 平成24年度 | -           | 649ha  | -    | - | - | -                             | 社会資本整備重点計画において、津波・高潮等による災害から一定水準以上の安全性が確保されていない農地の面積の削減値を平成24年度までの目標値としている。  |  |  |  |
| 3 津波・高潮等による災害から一定水準以上の安全性が確保されていない面積の削減(海岸整備率)(河川・港湾) | 55.3%   | 平成16年度 | 59.5%   | 平成23年度 | 59.5%       | -  | -    | - | - | -                             | 第3次沖縄県社会資本整備計画における目標値を目標としている。   |  |  |  |
| 4 公営住宅整備戸数  | 31,900戸   | 平成16年度 | 34,700戸 | 平成23年度 | 34,700戸     | -  | -    | - | - | -                             | 第3次沖縄県社会資本整備計画における目標値を目標としている。   |  |  |  |
| 5 下水道処理人口普及率  | 60.9%   | 平成16年度 | 70.0%   | 平成23年度 | 70.0%       | -  | -    | - | - | -                             | 第3次沖縄県社会資本整備計画における目標値を目標としている。   |  |  |  |
| 6 配水池標準有効容量の達成率                                       | 38.9%   | 平成13年度 | 100%    | 平成23年度 | 100%        | -  | -    | - | - | -                             | 第3次沖縄県福祉保健推進計画における目標値を目標としている。   |  |  |  |
| 7 一般廃棄物のリサイクル率  | 8.0%  | 平成13年度 | 22%     | 平成23年度 | 22.0%       | -  | -    | - | - | 22.0%                         | 第3次沖縄県環境保全実施計画における目標値を目標としている。   |  |  |  |
| 8 一般廃棄物の最終処分量   | 26.0%   | 平成13年度 | 12%     | 平成23年度 | 12%         | -  | -    | - | - | 8%                            | 第3次沖縄県環境保全実施計画における目標値を目標としている。   |  |  |  |
| 9 一人当たり公園整備面積   | 8.2㎡/人  | 平成16年度 | 14.0㎡/人 | 平成23年度 | 14.0㎡/人     | -  | -    | - | - | -                             | 第3次沖縄県社会資本整備計画における目標値を目標としている。   |  |  |  |
| 10 農地にかんがい施設が整備された面積の割合                               | 33.0%   | 平成16年度 | 49.0%   | 平成23年度 | 49.0%       | -  | -    | - | - | -                             | 沖縄振興特別措置法第60条に基づき沖縄県が作成した沖縄県農林水産振興計画において、「亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備」を基本方向として掲げており、具体的に平成23年度までの目標値を定めている。  |  |  |  |
| 11 造林面積   | 1,512ha   | 平成16年度 | 1,660ha | 平成23年度 | 1,660ha     | -  | -    | - | - | -                             | 沖縄振興特別措置法第60条に基づき沖縄県が作成した沖縄県農林水産振興計画において、「亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備」を基本方向として掲げており、具体的に平成23年度までの目標値を定めている。  |  |  |  |
| 12 漁船が台風時に安全に避難できる岸壁整備率                               | 44%   | 平成16年度 | 60%     | 平成23年度 | 60%         | -  | -    | - | - | -                             | 沖縄振興特別措置法第60条に基づき沖縄県が作成した沖縄県農林水産振興計画において、「亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備」を基本方向として掲げており、具体的に平成23年度までの目標値を定めている。  |  |  |  |
| 13 公立学校施設の耐震化率  | 48.4%   | 平成14年度 | 100%    | 平成27年度 | -           | -  | -    | - | - | 100%                          | 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第11条の規定に基づき、文部科学大臣が定める施設整備基本方針(平成23年~27年)において、「平成27年度までの5年間のできるだけ早い時期に、耐震化を完了させる」とされているため。   |  |  |  |
| 14 10万人対医師数(全国比)                                      | 92.8%   | 平成13年度 | 100%    | 平成23年度 | 100%        | -  | -    | - | - | -                             | 第3次沖縄県福祉保健推進計画における目標値を目標としている。   |  |  |  |

|                |  |                            |                     |                     |            |  |    |    |    |  |  |
|----------------|--|----------------------------|---------------------|---------------------|------------|--|----|----|----|--|--|
| 15             | さとうきびの生産量                                | 741,284t                   | 平成17年度              | 945,500t            | 平成27年度     | -  | -  | -  | -  | 945,000t   | 平成17年に農林水産省で決定された「さとうきび増産プロジェクト基本方針」に則り、沖縄県におけるさとうきびの生産量の目標値が設定されている。  |
| 16             | ウリミバエの発生件数                               | 0件                         | 平成16年度              | 0件                  | 平成23年度     | 0件   | 0件 | 0件 | 0件 | 0件   | ウリミバエについては、植物防疫法第16条の3及び植物防疫法施行規則第35条の7第2項において移動禁止動物に指定されているが、沖縄県では平成5年にウリミバエ根絶に成功したことでウリ類などの野菜を県外に出荷することが可能となった。そのため、ウリミバエ根絶の状況を維持していくことが必要であり、事業効果を測定する上でウリミバエの発生件数を目標値としている。また、ウリミバエの発生が皆無であることで県外への野菜出荷が可能となるため、目標値については0%としている。 |
| 達成手段<br>(開始年度) |  | 補正後予算額(執行額)(千円)            |                     | 23年度<br>予算額<br>(千円) | 関連する<br>指標 | 達成手段の概要  |    |    |    | 達成手段<br>の目標<br>(23年度)  | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容  |
|                |  | 21年度                       | 22年度                |                     |            |  |    |    |    |  |  |
| (1)            | 糖業振興費<br>(昭和47年度)                        | 3,324,768<br>(1,851,795)   | 3,310,925           | 2,197,386           | 15         | 沖縄県内の製糖事業者に対し、含蜜糖の標準的なコストと販売価格の差額や気象災害等によるコストの増加分、環境対策や省エネルギー対策に資する施設整備等に対する一部補助   |    |    |    | 施設整備を行った工場<br>の件数:一<br>(さとうきびの<br>生産量及び<br>沖縄県内の<br>製糖工場に<br>おける産糖<br>量:一)                             | 沖縄県の製糖業は、地理的、自然的、社会的条件が不利なことから、諸外国に比べその生産条件格差が著しく、また、原料さとうきびの生産が気象災害等の影響を受けやすく、そのことが製糖業の経営を著しく不安定なものとしている。<br>このため、生産条件格差の不利を補正するための助成措置、気象災害等がその経営に及ぼす影響を緩和するための助成措置等を講ずるものである。   |
| (2)            | 公立学校施設整備費<br>(昭和47年度)                    | 12,388,000<br>(14,239,883) | 12,912,222          | 11,004,894          | 13         | 沖縄県が実施する公立学校の耐震補強事業、改築事業、新增築事業、大規模改築事業等の施設整備が円滑に進むよう、沖縄県からの要望をふまえて必要な予算を確保し、国庫補助を行う。   |    |    |    | 公立学校施設<br>の耐震化<br>率:90%<br>(一)   | 児童生徒等が1日の大半を過ごす活動の場であり、非常災害時には地域住民の応急避難場所となる公立学校施設の改築事業等を実施することにより、耐震化率が向上し、安心・安全の確保を図る。   |
| (3)            | 沖縄保健衛生施設整備費<br>等<br>(昭和47年度)             | 1,296,000<br>(1,289,073)   | 1,294,000           | 1,316,697           | 14         | 沖縄県内の公的医療機関等の老朽化等に対応した医療施設の整備事業。<br>離島の県立診療所の医師やへき地での確保が難しい専門医の派遣事業等。  |    |    |    | 沖縄保健衛生施設整備:<br>2か所<br>無医地区医師派遣等:2<br>8人<br>医師、歯科<br>医師等派遣:<br>7人<br>(人口10万<br>人対医師数<br>(全国比):1<br>00%) | 多くの離島、へき地を抱える沖縄県の医師、歯科医師等の確保及び医療施設等の整備を行う事により、県民が安心して暮らせるよう地域医療の安定的な確保を図る。   |
| (4)            | 沖縄北部活性化特別振興<br>対策特定開発事業<br>(平成22年度)      | -                          | 2,311,000           | 3,500,000           | -          | 沖縄県北部地域は、県内の他の地域に比べ1人当たりの所得が最も低く、過疎地域が多く存在する地域であり、更なる振興が必要な地域がある。<br>沖縄振興計画(平成14~23年度)に基づき、北部地域における活性化と自立的発展の条件整備として、産業の振興や定住条件の整備などに資する振興事業(公共)を実施する。 |    |    |    | -<br>(一)   | 交通基盤の整備により交通利便性の向上を図るとともに、農業基盤の整備による農業用水の安定的な供給により農業生産の向上を図り、産業振興に資する。<br>また、地域における生活環境基盤の整備により安全・安心・快適な生活空間を創出し、定住人口の維持・拡大に資する。   |
| (5)            | 海岸事業((港湾海岸)<br>海岸事業調査費、補助事<br>業)(昭和47年度) | 449,100<br>(412,000)       | 49,300<br>(248,000) | 4,300               | 3          | 津波、高潮、波浪、海岸侵食による災害から背後の人命や財産の防護、国土保全に資することを目的に、護岸等の整備を行う。  |    |    |    | -<br>海岸整備率<br>(59.5%)  | 沖縄振興計画に基づき、高潮や津波、波浪等による自然災害や海岸侵食から県民の生命、財産を守るため、景観や生態系など自然環境に配慮した海岸保全に努めることにより、津波・高潮等による災害から一定水準以上の安全性が確保されていない面積の削減(海岸整備率)に寄与する。  |
| (6)            | (建設海岸)海岸事業調<br>査費<br>(昭和47年度)            | 795,000<br>(802,810)       | 3,000<br>(72,039)   | 3,000               | 3          | 津波、高潮、波浪、海岸侵食による災害から背後の人命や財産の防護、国土保全に資することを目的に、被災のメカニズムや特性等を把握するため、現地調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案するとともに、この計画に基づき、堤防、護岸、人工リーフ等の整備を行う。                      |    |    |    | -<br>海岸整備率<br>(59.5%)  | 沖縄振興計画に基づき、高潮や津波、波浪等による自然災害や海岸侵食から県民の生命、財産を守るため、景観や生態系など自然環境に配慮した海岸保全に努めることにより、津波・高潮等による災害から一定水準以上の安全性が確保されていない面積の削減(海岸整備率)に寄与する。  |
| (7)            | 水道施設整備に必要な経<br>費<br>(昭和47年度)             | 17,115,000<br>(18,036,249) | 14,765,000          | 2,587,000           | 6          | 沖縄県・市町村が実施する水道事業に必要な施設の整備を行う。<br>(23年度より沖縄県が実施する水道用水供給事業については一括交付金となっている)  |    |    |    | 簡易水道等<br>施設整備費<br>補助事業採<br>択件数:24<br>件<br>(配水池標準<br>有効容量の<br>達成率:10<br>0%)                             | 沖縄県、市町村が行う水道施設の整備に要する経費の一部を補助することにより、水需要の増加に対応した施設整備や老朽施設の改良(耐震化)等が推進され、将来にわたって良質な水道水の安定的な供給を図る。   |

|      |                             |                            |                          |           |     |  |  |  |
|------|-----------------------------|----------------------------|--------------------------|-----------|-----|--|--|--|
| (8)  | 廃棄物処理施設整備に必要な経費<br>(昭和47年度) | 3,058,000<br>(4,414,998)   | 1,533,000                | 1,347,000 | 7.8 | 市町村が広域的な地域について作成する循環型社会形成推進地域計画に基づき実施される事業(施設等の整備)の費用について、交付金を交付。  | 循環型社会形成推進交付件数:22件<br>(一般廃棄物のリサイクル率:22%)  | 沖縄県内において、廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進することにより、循環型社会の形成を図る。   |
| (9)  | 都市公園事業<br>(昭和47年度)          | 9,781,569<br>(10,007,176)  | 4,736,624<br>(5,501,633) | 5,042,921 | 9   | ○直轄事業<br>国が実施する国営沖縄記念公園の整備及び維持管理<br>○補助事業<br>地方公共団体等が行う都市公園の整備を支援  | 国営公園供用面積:<br>74.4ha<br>(一人当たり都市公園等面積:14.0㎡/人)  | 国内外のレクリエーション需要に応えるとともに、観光の拠点ともなる国営公園等の整備充実、歴史・文化などを活かした観光・リゾート産業の振興に資するとともに県民等の多様なニーズに対応した都市公園を整備、地域防災計画に基づく都市公園の適正配置や防災機能の付加、バリアフリーへの対応、市街地や観光地における良好な景観の形成推進により、一人当たり公園整備面積の上昇に寄与する。 |
| (10) | 下水道事業<br>(昭和47年度)           | 10,935,000<br>(10,686,062) | 303,000<br>(2,366,268)   | 0         | 5   | ○地方公共団体が実施する下記事業に対する補助金。<br>①未普及解消下水道…公衆衛生の向上、生活環境の改善を図るため、し尿・生活雑排水などの汚水の排除を行うための汚水管の整備等<br>②水質保全下水道…河川などの公共用水域の水質保全を図るため、下水処理場における水処理施設の整備等<br>③資源循環形成下水道…低炭素社会・循環型社会の構築を図るため、下水処理場における下水汚泥の有効利用を含めた汚泥処理施設の整備等<br>④浸水対策下水道…集中豪雨による浸水被害の軽減を図るため、雨水管、ポンプ場、雨水調整池の整備等<br>⑤地震対策下水道…大規模地震による被害の軽減を図るため、老朽化した下水管の耐震化に資する整備等<br>⑥都市水環境整備下水道…良好な都市水環境の保全・創出を図るため、処理水・雨水の再利用等 | 下水道事業実施箇所数(県・市町村):1箇所<br>(下水道処理人口普及率:70.0%)  | ①快適な生活環境の確保と併せて、河川・海域等の水質保全を図り豊かな自然環境を保全するための下水道の整備<br>②良好な水環境の保全・再生に配慮した下水処理水等の有効利用<br>③台風や集中豪雨、地震等による自然災害から県民の生命と財産を守り、安全で快適な住みよい生活環境の確保を図り、下水道処理人口普及率の上昇に寄与する。                      |
| (11) | 森林整備事業<br>(昭和26年度)          | 501,000<br>(322,634)       | 344,000                  | 251,000   | 11  | 森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、地方公共団体や森林所有者等が行う植付け、下刈り、間伐といった森林の整備や、間伐等の実施に必要なとなる路網の整備等に対して支援を行うなど多様で健全な森林づくりを推進。   | 森林施業面積:1ha<br>(水士保全機能が良好な森林割合:79%(全国の内数)<br>育成複層林への誘導面積:7.2万ha(全国の内数)<br>木材供給可能な資源量:1,210万㎡(全国の内数) | 国土の保全や水源のかん養といった水士保全機能、生物の生息・成育の場としての生態系を保全する機能及び林産物を供給する機能等国民のニーズに応じた森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるとともに、森林吸収量1,300万炭素トンの達成に向けて、間伐や針広混交林化等による多様で健全な森林の整備を計画的に推進する。                              |
| (12) | 治山事業<br>(昭和26年度)            | 766,000<br>(683,043)       | 644,000                  | 519,000   | 1   | 集中豪雨や地震等による山地災害を復旧・防止するため、山腹斜面や渓流を安定させる施設の整備、土砂崩壊防止機能の高い樹木の植栽等を実施する。また、水源地域等において、水源かん養機能を高めるため、機能の低下した保安林の整備等を実施。  | 治山対策を実施した箇所数:1,752箇所(全国の内数)<br>(山地災害防災機能が概成した集落数:56,000集落(全国の内数))                                  | 集中豪雨、地震、台風等により発生した集落周辺の荒地、水源地域等において、森林や渓流を安定させ、国土の保全、水源のかん養等森林の公益的機能を高めることにより早期に地域の安全・安心の確保、環境の保全を図る。  |



|   |                                    |                  |                  |                          |   |   |   |
|---|------------------------------------|------------------|------------------|--------------------------|---|---|---|
| <p>(13) 水産基盤整備事業<br/>(平成13年度)</p>             | <p>5,704,887<br/>(6,206,145)</p>   | <p>5,134,000</p> | <p>4,109,000</p> | <p>2.12</p>              | <p>地方公共団体が実施する水産資源の回復を図るための漁場造成や水域環境の保全、水産物の安定供給や衛生管理の高度化のための漁港整備等を実施。</p>  | <p>魚礁や増養殖場の整備面積:7.5万ha(全国の内数)<br/>(自給率向上のための水産物の増産:14.5万t(全国の内数))</p>   | <p>我が国周辺水域における水産資源の生産力の向上、国際競争力の強化と力強い産地づくりの推進、水産物の安定的な提供等を支える安全で安心な漁村の形成を図るため、水産基盤の整備を実施。</p>  |
| <p>(14) 農村整備事業に必要な経費<br/>(平成2年度～平成22年度)</p>   | <p>4,370,352<br/>(4,579,306)</p>   | <p>1,080,657</p> | <p>0</p>         | <p>10</p>                | <p>本事業は、沖縄県や市町村が策定する実施計画等に基づき、農業用排水施設整備やほ場整備等の農業生産整備、農業集落道整備、営農飲雑用水施設整備、農業集落排水施設整備等の農村の生活環境基盤整備を総合的に実施する。</p>   | <p>事業実施地区数:一<br/>(農業集落排水施設整備:176集落)</p>   | <p>多様な農業が展開されている農村集落及び生産条件等が不利な中山間地域において、農業生産基盤、農村生活環境等の整備を総合的に行うことにより、農業・農村の活性化を図り、快適な生活環境と定住条件が確保された個性的で魅力ある村づくりの推進や国土環境の保全等に資する。</p> |
| <p>(15) 農業生産基盤保管理・整備事業に必要な経費<br/>(昭和47年度)</p> | <p>19,651,906<br/>(19,219,781)</p> | <p>8,472,898</p> | <p>9,776,533</p> | <p>2.10</p>              | <p>島しょ地域に不足する農業用水の安定供給を図るため、特に大規模な施設(地下ダム、揚水機場、用水路等)の整備を国営事業により実施し、基幹的な施設(用水路、末端施設工等)の整備を補助事業により実施している。また、さとうきび、ゴーヤー等の畑作地域等を中心として、農地の効率的な農業生産を図るため、ほ場整備、農業用排水施設の整備、農道整備、防風林整備、畜産基盤整備等を補助事業として実施するとともに、農地・農業用施設に対する自然災害を未然に防止するための地すべり防止対策事業を補助事業により実施。</p>        | <p>実施地区数(国営事業実施地区):2地区<br/>(補助事業実施地区):83地区<br/><br/>(農業用水源施設が整備された農地面積:28,000ha<br/>かんがい施設が整備された農地面積:19,800ha<br/>ほ場整備が実施された農地面積:25,200ha)</p>  | <p>農業生産の基礎となる農業用水や農地について、島しょ性の地域特性に適合した農業用水の安定的確保、農業用排水施設の整備、農地の総合的な整備等の農業生産基盤の整備や保全を図ることにより、沖縄特有の亜熱帯性農業の持続的発展とこれによる食料の安定供給の確保を図る。</p>  |
| <p>(16) 農山漁村地域整備事業に必要な経費<br/>(平成22年度)</p>     | <p>0<br/>(0)</p>                   | <p>9,531,000</p> | <p>3,237,000</p> | <p>1.2,10,11.1<br/>2</p> | <p>沖縄県又は市町村は、農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施。<br/>農業農村、森林、水産の各分野における食料自給率の向上、森林吸収源対策等に特に寄与度の大きい以下の整備を選択できるとともに、これと一体となって事業効果を高めるために必要な効果促進事業を実施することが可能。<br/>・農業農村分野:農用地整備、農業用排水施設整備等<br/>・森林分野:路網整備、機能回復のための森林整備、予防治山等<br/>・水産分野:漁港漁場整備、海岸保全施設整備等</p> | <p>事業実施箇所を指標とし、沖縄県が作成した農山漁村地域整備計画を着実に推進:33箇所<br/>(耕地利用率の向上:108%(全国の内数))<br/>機能診断を実施した割合:約4割(全国の内数)<br/>育成林の資源量の増加:12.1万㎡(全国の内数)<br/>山地災害防止が確保された集落数:56千集落(全国の内数)<br/>自給率向上のための水産物の増産:14.5万t(全国の内数))</p> | <p>自治体が農山漁村地域ニーズにあった計画を自ら策定し、農業農村、森林、水産各分野における公共事業を自由に選択できるなど、地域の自主性と創意工夫による農山漁村地域の整備を推進する。</p>   |

|      |                               |                          |                            |            |                                   |   |  |  |
|------|-------------------------------|--------------------------|----------------------------|------------|-----------------------------------|---|--|--|
| (17) | 社会資本総合整備事業に必要な経費<br>(平成22年度)  | —                        | 65,229,000<br>(37,875,346) | 48,661,000 | 3,4,5,9                           | 地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、政策目的実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備やソフト事業を総合的・一体的に支援。  | —<br>(各社会資本総合整備計画において成果目標を設定)                                    | 社会資本整備総合交付金は、地方公共団体が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図る。   |
| (18) | 植物防疫対策費<br>(昭和47年度)           | 1,048,533<br>(1,048,533) | 1,048,533                  | 1,090,835  | 16                                | 沖縄県において、平成5年までに根絶を達成したミバエ類の再侵入防止を図るとともに、沖縄県の農業振興上の障害(イモゾウムシ等によるサツマイモ等の被害、特殊害虫の寄主植物に対する我が国の未発生地域への移動禁止又は制限等)を解決するため、特殊害虫の根絶防除等を実施。<br>・ウリミバエ:侵入警戒調査を実施するとともに、不妊虫放飼法による防除を実施<br>・ミカンコミバエ種群:侵入警戒調査を実施するとともに、誘殺版散布による防除を実施<br>・イモゾウムシ及びアリモドキゾウムシ:不妊虫放飼法による根絶防除を実施 | ウリミバエの不妊虫放飼頭数:<br>264,000万頭<br>(ウリミバエの発生件数:<br>0件)               | 沖縄県の農業生産に重大な被害を与えているイモゾウムシ及びアリモドキゾウムシ(以下「イモゾウムシ等」という。)や、既に根絶を達成しているウリミバエ及びミカンコミバエ種群(以下「ミバエ類」という。)等の特殊害虫に対し、根絶、被害軽減又は再侵入防止のための防除を実施し、沖縄県の農業振興に貢献するとともに、未発生地域へのこれら特殊害虫の侵入・まん延を防止し、我が国の食料の安定供給に資する。                       |
| (19) | 沖縄振興自主戦略の推進に必要な経費<br>(平成23年度) | —                        | —                          | 32,147,828 | 1,2,3,4,5,6,<br>9,10,11,12,<br>13 | 地方公共団体が対象事業から自主的に選択した事業に対し、国が交付金を交付することにより、地域の実情に即した事業の的確かつ効率的な実施を図る。<br>箇所付け等の国の事前関与を廃止し、地方公共団体による自由な事業選択を確保している。  | —<br>(地方公共団体に対する調査で、当該交付金により地域の自由裁量が拡大したと回答した割合:<br>100%【全国50%】) | 地域のことは地域が決める「地域主権」を確立するため、基本的に地方が自由に使える一括交付金にするとの方針の下、現行の補助金、交付金等を改革することを目的とする。一括交付金(地域自主戦略交付金)により、各府省の枠にとらわれず、対象事業の範囲で、いかなる政策にどれだけの予算を投入し、どのような地域を目指すのかを、住民自身が考え、決めることができ、地域の知恵や創意が生かされるとともに、効率的・効果的に財源を活用することが可能となる。 |

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-40(政策10-施策⑥))

| 施策名   | 沖縄の特殊事情に伴う特別対策  |        |               |             | 担当部局名   | 沖縄振興局              |      |     | 作成責任者名     | 総務課長 古谷雅彦   |  |
|---|---|--------|---------------|-------------|---|--------------------|------|-----|------------|---|--|
| 施策の概要   | 沖縄の置かれた自然的・歴史的な特殊事情に鑑み、その諸課題を解決するために必要な対策を実施。           |        |               |             | 政策体系上の位置付け  | 沖縄政策の推進            |      |     |            |   |  |
| 達成すべき目標   | 沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ、沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与する。 |        |               | 目標設定の考え方・根拠 | 沖縄振興計画(総理大臣決定)において、「ハブ等有毒生物被害の未然防止に努めるとともに、これらの研究を推進」、「沖縄振興開発金融公庫においては、沖縄振興特別措置法に基づく地域指定制度等に対応する資金制度を整備し、企業等の積極的な活用を促進」と記述。 |                    |      |     | 政策評価実施予定時期 | 平成24年8月   |  |
| 測定指標  | 基準値   |        | 目標値           |             | 年度ごとの目標値  |                    |      |     |            | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠   |  |
|   | 基準年度  | 目標年度   | 23年度          | 24年度        | 25年度  | 26年度               | 27年度 |     |            |   |  |
| 1 ハブ咬傷年間患者数   | 97人   | 平成13年度 | 65人           | 平成23年度      | 65人   | -                  | -    | -   | -          | 第3次沖縄県福祉保健推進計画における目標値を目標としている。  |  |
| 2 沖縄振興開発金融公庫の融資・支援体制に関するアンケート調査で、「非常に良い」「やや良い」と回答した割合(低金利による資金供給)                   | 87.7%   | 平成22年度 | 70%           | 平成23年度      | 70%   | 70%                | 70%  | 70% | -          | 沖縄振興計画(総理大臣決定)に基づき、「沖縄振興開発金融公庫においては、沖縄振興特別措置法に基づく地域指定制度等に対する資金制度を整備し、企業等の積極的な活用を促進」と記述されていることから、融資対象者からの沖縄振興開発金融公庫の融資・支援体制に関するアンケート調査で、測定指標で定める各項目において、「非常に良い」「やや良い」と回答した割合が70%以上であることを目標としている。 |  |
| 3 沖縄振興開発金融公庫の融資・支援体制に関するアンケート調査で、「非常に良い」「やや良い」と回答した割合(景気動向や一時的業況の変動に影響されない安定的な資金供給) | 77.3%   | 平成22年度 | 70%           | 平成23年度      | 70%   | 70%                | 70%  | 70% | -          | 沖縄振興計画(総理大臣決定)に基づき、「沖縄振興開発金融公庫においては、沖縄振興特別措置法に基づく地域指定制度等に対する資金制度を整備し、企業等の積極的な活用を促進」と記述されていることから、融資対象者からの沖縄振興開発金融公庫の融資・支援体制に関するアンケート調査で、測定指標で定める各項目において、「非常に良い」「やや良い」と回答した割合が70%以上であることを目標としている。 |  |
| 4 沖縄振興開発金融公庫の融資・支援体制に関するアンケート調査で、「非常に良い」「やや良い」と回答した割合(固定金利による長期資金の供給)               | 75.9%   | 平成22年度 | 70%           | 平成23年度      | 70%   | 70%                | 70%  | 70% | -          | 沖縄振興計画(総理大臣決定)に基づき、「沖縄振興開発金融公庫においては、沖縄振興特別措置法に基づく地域指定制度等に対する資金制度を整備し、企業等の積極的な活用を促進」と記述されていることから、融資対象者からの沖縄振興開発金融公庫の融資・支援体制に関するアンケート調査で、測定指標で定める各項目において、「非常に良い」「やや良い」と回答した割合が70%以上であることを目標としている。 |  |
| 測定指標  | 基準  |        | 目標            |             | 施策の進捗状況(目標)   |                    |      |     |            | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠  |  |
|   | 基準年度  | 目標年度   | 23年度          | 24年度        | 25年度  | 26年度               | 27年度 |     |            |   |  |
| 5 特殊抗毒素(治療薬)の研究の進捗状況  | ハブ毒の出血作用を完全に抑える成分を確認                                    | 平成21年度 | 特殊抗毒素(治療薬)の開発 | -           | ハブ毒中和抗体の力価等評価(治療効果の検証)  | 非臨床試験薬原薬(製造用細胞)の作製 | -    | -   | -          | 咬症時に県民等が安心して治療を受けるためには、副作用の少ない安全な特殊抗毒素(治療薬)の開発が不可欠であることから設定している。  |  |

| 達成手段<br>(開始年度)                          | 補正後予算額(執行額)(千円)    |                      | 23年度<br>予算額<br>(千円) | 関連する<br>指標 | 達成手段の概要   | 達成手段<br>の目標<br>(23年度)  | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容   |
|---|--------------------|----------------------|---------------------|------------|---|--|---|
|   | 21年度               | 22年度                 |                     |            |   |  |   |
| (1) 沖縄振興特別交付金に必要な経費<br>(平成17年度)         | 90,370             | 90,370               | 90,370              | -          | 補助負担率の嵩上げ措置がなされた国庫補助負担金のうち、三位一体改革により廃止されたものが従前の補助対象としていたもの等で、かつ、沖縄振興特定事業計画に位置付けられた事業について交付する。   | 特別支援教育設備整備箇所:6か所<br>(進路決定率(特別支援学校):94%)  | 障害の種類・程度に応じた特別支援教育設備を整備することで、児童・生徒の社会参加や自立を目指した教育と人材育成の推進を図れる。  |
| (2) 沖縄振興開発金融公庫に対する補給金に必要な経費<br>(昭和48年度) | 54,000             | 54,000               | 1,411,412           | 2.3.4      | 沖縄振興開発金融公庫においては、国の沖縄振興施策と一体となった政策金融を適切に実施するとともに、民間金融機関が行う金融を質・量の両面から補完するため、長期・低利の資金を円滑かつ安定的に供給するため、セーフティネット貸付、沖縄創業者等支援貸付、沖縄離島振興貸付、小規模事業者経営改善資金貸付(マル経)などの政策金融を円滑に実施することによって一定の評価を得ている。   | -<br>(アンケートの各項目で70%の評価)  | 沖縄振興開発金融公庫による出融資が実行され、厳しい経済環境の下、沖縄の中小・小規模事業者の育成に寄与するとともに、県民生活の向上等を支援する。   |
| (3) ハブ対策に必要な経費<br>(昭和47年度)              | 45,744<br>(45,744) | 45,470               | 48,661              | 1.5        | 特殊抗毒素(抗ハブ毒ヒト抗毒素)研究<br>ハブの自動低密度化手法の開発研究(誘引剤の研究)<br>抗ハブ毒ヒト抗毒素の実用化事業   | ハブ年間咬傷数:65人<br>(特殊抗毒素の開発)  | 沖縄県では年間約100件のハブ咬傷事故が発生しているが、副作用の少ない安全な特殊抗毒素の実用化とハブの低密度化等が図られることにより、日常生活におけるハブの脅威が減る事が期待できる。   |
| (4) 知的クラスター形成に向けた研究拠点構築事業<br>(平成22年度)   | -                  | 241,158<br>(234,836) | 354,508             | -          | ①研究拠点の整備及び管理運営<br>沖縄県の既存施設(沖縄県工業技術センター)を活用して共用研究施設を整備するとともに、その管理運営を行う。<br>②共同研究プロジェクトの実施<br>沖縄科学技術大学院大学等、公的研究機関及び企業等が連携した共同研究を実施し、組織間・研究者間のネットワーク構築及び研究基盤の高度化を図る。<br>③情報の発信・普及<br>知的クラスターの形成に資する情報(共同研究成果等)を県内外に発信し、その普及と連携機関等の開拓を図る。 | 共同研究機関数(件数):<br>20件<br>(シンポジウム等開催数(回数(参加者数)):-(100人))                                | 沖縄科学技術大学院大学(その設置準備を行う独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構を含む。以下同じ。)を含む沖縄県内外の大学及び公的研究機関、民間企業・研究所等の沖縄における研究交流を促進し、これらの組織間及び研究者間のネットワークを構築・発展させるとともに、沖縄の研究基盤の高度化を推進し、もって沖縄における世界的水準の知的クラスターを形成に資することにより、沖縄の自立的発展に寄与する。 |
| (5) 沖縄ライフ・イノベーション創出基盤強化事業<br>(平成23年度)   | -                  | -                    | 700,000             | -          | ①研究開発設備・機器の整備・活用<br>ライフ分野の研究開発に必要な動物実験、遺伝子組換え実験等に必要な研究設備・機器整備等を行う。<br>②研究開発設備・機器配置・活用のための施設整備<br>①の設備・機器を配置するとともに、研究開発機関やバイオベンチャー企業等が入居し、設備・機器を活用した研究開発を行うための施設を整備する。   | 研究開発機関またはバイオベンチャー企業の入居率:-<br><br>(研究開発設備・機器の設置及び施設整備:研究設備・機器及び施設のニーズ調査を行い、基本構想を策定する) | 沖縄科学技術大学院大学(その設置準備を行う独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構を含む。以下同じ。)を核として健康・医療分野の知的・産業クラスターを形成するため、ニーズが強い動物実験、遺伝子組換え実験等に必要な設備・機器を整備するとともに、研究開発機関、バイオベンチャー企業等が研究を行う先端生命科学研究施設を整備することにより、沖縄の自立的発展に寄与する。                |

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-41(政策10-施策⑦))

| 施策名   | 沖縄の戦後処理対策   |         |             |                          | 担当部局名  | 沖縄振興局   |  |      |      | 作成責任者名  | 特定事業担当参事官 山谷 英之 |  |  |  |
|---|---|---------|-------------|--------------------------|--|---|--|------|------|---|-----------------|--|--|--|
| 施策の概要   | 先の大戦において、国内最大の地上戦が行われた沖縄の歴史的背景等を踏まえ、不発弾等処理対策や土地の位置境界明確化事業等の推進を図る。 |         |             |                          | 政策体系上の位置付け   | 沖縄政策の推進   |  |      |      |   |                 |  |  |  |
| 達成すべき目標   | 沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ、沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与する。           |         |             |                          | 目標設定の考え方・根拠  | 沖縄振興計画(総理大臣決定)において、「沖縄における不発弾処理や旧軍飛行場用地など戦後処理等の諸問題に引き続き取り組む。」と記述。 |  |      |      | 政策評価実施予定時期  | 平成24年8月         |  |  |  |
| 測定指標  | 基準値   | 基準年度    | 目標値         | 目標年度                     | 年度ごとの目標値   |   |  |      |      | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠   |                 |  |  |  |
|   |   |         |             |                          | 23年度   | 24年度  | 25年度   | 26年度 | 27年度 |   |                 |  |  |  |
| 1 沖縄不発弾等対策事業の実施状況(不発弾等処理事業の実施件数)                              | 2箇所   | 平成19年度  | 5箇所         | 平成23年度                   | 5箇所  | -   | -  | -    | -    | なお多くの不発弾等が地中に埋没していると推測され、不発弾等をできる限り早期に処理し、事故防止等を図るために今後も事業を推進する必要があることから、市町村が単独で行う公共工事の計画を各市町村に照会するとともに、これまでの探査・発掘の実績等を基に目標を設定している。 |                 |  |  |  |
| 2 沖縄不発弾等対策事業の実施状況(広域探査発掘事業の実施地区数)                             | 5地区   | 平成19年度  | 2地区         | 平成23年度                   | 2地区  | -   | -  | -    | -    |   |                 |  |  |  |
| 3 沖縄不発弾等対策事業の実施状況(市町村支援事業の実施件数)                               | 11箇所  | 平成19年度  | 9箇所         | 平成23年度                   | 9箇所  | -   | -  | -    | -    |   |                 |  |  |  |
| 4 沖縄不発弾等対策事業の実施状況(特定処理事業における事故発生件数)                           | -   | 平成23年度  | 0件          | 平成23年度                   | 0件   | -   | -  | -    | -    | 不発弾等をできる限り早期に処理し、事故防止等を図るために、発見された不発弾等の撤去の際に必要な土のう積等の防護壁を設置し、安全の確保を図り、特定処理事業において事故が起こらないことを目標としている。                                 |                 |  |  |  |
| 5 対馬丸遭難学童遺族給付事業に係る支給の実施状況(当該年の9月又は当該年度の末月までに誤りなく支給を完了した件数の割合) | -   | 平成23年度  | 100%        | 平成23年度                   | 100%   | -   | -  | -    | -    | 対馬丸の遭難に伴い死亡した学童の遺族に弔意を表し、慰藉するという事業の趣旨を踏まえ、適正、円滑に特別支出金の支給が実施されているか否かを目標としている。  |                 |  |  |  |
| 6 対馬丸平和祈念事業の語り部の講演回数  | -   | 平成23年度  | 100回        | 平成23年度                   | 100回   | -   | -  | -    | -    | 遺族や生存者の高齢化が進むなか、沖縄戦の悲劇の象徴である対馬丸事件を後世代に伝えるとともに、遭難学童への哀悼と平和を祈念するため、対馬丸記念会が対馬丸記念館の内外で行う語り部の講演回数を指標とし、過去5年間の講演回数の平均値を目標としている。           |                 |  |  |  |
| 7 対馬丸平和祈念事業の語り部に係るアンケート調査において有益とする者の割合                        | -   | 平成23年度  | 90%         | 平成23年度                   | 90%  | -   | -  | -    | -    | 遺族や生存者の高齢化が進むなか、沖縄戦の悲劇の象徴である対馬丸事件を後世代に伝えるとともに、遭難学童への哀悼と平和を祈念するため、本事業を有益とする者の割合を指標とし、その割合が90%以上であることを目標としている。                        |                 |  |  |  |
| 8 沖縄戦関係資料閲覧室の利用状況(ホームページ利用件数)                                 | 79,970件   | 平成19年度  | 80,000件     | 平成23年度                   | 80,000件  | -   | -  | -    | -    | 多くの尊い命が失われた沖縄戦について、一般の理解に資するため、閲覧室のホームページの利用件数及び来室者数を測定指標とし、これまでの利用実績を基に目標を設定している。  |                 |  |  |  |
| 9 沖縄戦関係資料閲覧室の利用状況(来室者数)                                       | 323人  | 平成19年度  | 320人        | 平成23年度                   | 320人   | -   | -  | -    | -    |   |                 |  |  |  |
| 10 位置境界明確化事業の実施状況(認証面積率)                                      | 99.6901%  | 平成19年度  | 前年度比増       | 平成23年度                   | 前年度比増  | -   | -  | -    | -    | 関係地主との十分な合意形成を図り、位置境界の明確化を実施していく必要があるため、認証面積率の上昇を目標としている。   |                 |  |  |  |
| 達成手段(開始年度)  | 補正後予算額(執行額)(千円)   |         | 23年度予算額(千円) | 関連する指標                   | 達成手段の概要  | 達成手段の目標(23年度)   | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容  |      |      |   |                 |  |  |  |
|   | 21年度  | 22年度    |             |                          |  |   |  |      |      |   |                 |  |  |  |
| (1) 沖縄の戦後処理対策に必要な経費(昭和50年度)                                   | 591,244<br>(556,014)  | 921,915 | 1,658,458   | 1,2,3,4,5,6,<br>7,8,9,10 | 本土に比べて多くの不発弾等が存在しているという沖縄県の特長事情に鑑み、不発弾等対策について国庫補助率の嵩上げや補助対象の拡大など、本土に比べて手厚い支援を実施。<br>また、対馬丸記念会が対馬丸等の関連資料を収集・展示する特別展及び語り部(対馬丸平和祈念事業)への補助等。 | 広域探査発掘加速化事業(磁気探査面積) 540,000㎡                                      | 広域探査発掘加速化事業を始め、不発弾等対策について本土に比べ手厚い支援を実施することにより、探査発掘事業の推進に寄与する。<br>また、対馬丸平和祈念事業の運営に対し、補助を実施することにより、遭難学童への哀悼と平和を祈念するとともに、対馬丸事件を後世代に伝えている。 |      |      |   |                 |  |  |  |

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-42(政策11-施策①))

| 施策名                                   | 子ども・若者育成支援の総合的推進(子ども・若者ビジョン)  |        |   |        | 担当部局名   | 政策統括官(共生社会政策担当) | 作成責任者名  | 参事官(青少年企画担当) 齊藤 馨 |         |  |
|---------------------------------------|---|--------|---|--------|---|-----------------|---|-------------------|---------|--|
| 施策の概要                                 | 平成22年4月に施行された「子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)」に基づく大綱として、施策の基本的な方針等を定めた「子ども・若者ビジョン」(平成23年7月23日子ども・若者育成支援推進本部決定)が策定されたことを受け、その総合的な推進を図る。 |        |   |        | 政策体系上の位置付け  | 共生社会実現のための施策の推進 |   |                   |         |  |
| 達成すべき目標                               | 子ども・若者が生き生きと幸せに、社会の形成者として健やかに成長するよう支援するとともに、学校、家庭、地域等が連携・協力して子ども・若者の育成支援に取り組む社会の実現。   |        | 目標設定の考え方・根拠   |        | 子ども・若者育成支援推進法では、①子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備、②社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備を目的としている。また、同法に基づく大綱である子ども・若者ビジョンでは、施策の基本的な方針等を定めており、その推進を図ることとしている。 |                 |   | 政策評価実施予定時期        | 平成24年8月 |  |
| 測定指標                                  | 基準  |        | 目標  |        | 施策の進捗状況(目標)   |                 |   |                   |         | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠   |
|                                       | 基準年度  | 目標年度   | 23年度  | 24年度   | 25年度  | 26年度            | 27年度  |                   |         |  |
| 「子ども・若者ビジョン」に盛り込まれた施策のフォローアップ         | 施策の進捗状況を確認  | 平成22年度 | 施策の進捗状況の確認(子ども・若者育成支援推進点検・評価会議によるフォローアップ、子ども・若者白書の取りまとめによる施策の進捗状況の確認) | 平成23年度 | 施策の進捗状況の確認(子ども・若者育成支援推進点検・評価会議によるフォローアップ、子ども・若者白書の取りまとめによる施策の進捗状況の確認)   | -               | -   | -                 | -       | 子ども・若者ビジョンに基づく施策の実施状況について点検・評価等を行うため、有識者や若者等から構成される子ども・若者育成支援推進点検・評価会議を開催することと、子ども・若者白書を作成することを踏まえて設定した。 |
| 達成手段(開始年度)                            | 補正後予算額(執行額)(千円)   |        | 23年度予算額(千円)   | 関連する指標 | 達成手段の概要   | 達成手段の目標(23年度)   | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容                                   |                   |         |  |
|                                       | 21年度  | 22年度   |   |        |   |                 |   |                   |         |  |
| 子ども・若者育成支援推進点検・評価会議によるフォローアップ(平成23年度) | -   | -      | -   | 1      | 子ども・若者ビジョンに基づく施策の実施状況について点検・評価等を行うため、子ども・若者育成支援推進点検・評価会議を開催する。  | 点検・評価会議の開催      | 子ども・若者育成支援推進点検・評価会議を開催することにより、子ども・若者ビジョンの進捗状況を把握することができる。 |                   |         |  |
| 子ども・若者白書の取りまとめによる施策の進捗状況の確認(平成23年度)   | -   | -      | -   | 1      | 子ども・若者を取り巻く現状や子ども・若者に関する施策をまとめた子ども・若者白書を作成することにより、子ども・若者育成支援施策の実施状況を把握する。   | 白書の作成           | 子ども・若者白書を作成することにより、子ども・若者ビジョンの進捗状況を把握することができる。            |                   |         |  |

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-43(政策11-施策②))

|                                     |   |        |   |             |   |                 |      |      |            |   |  |  |
|-------------------------------------|---|--------|---|-------------|---|-----------------|------|------|------------|---|--|--|
| 施策名                                 | 青少年インターネット環境整備の総合的推進(青少年インターネット環境整備基本計画)  |        |   |             | 担当部局名   | 政策統括官(共生社会政策担当) |      |      | 作成責任者名     | 参事官(青少年環境整備担当) 高須一弘   |  |  |
| 施策の概要                               | 平成21年4月に施行された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(平成20年法律第79号。いわゆる「青少年インターネット環境整備法」)に基づき策定された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」(平成21年6月30日インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議決定)においては、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、国が取り組むべき施策を定めている。基本計画に基づき、国、地方公共団体、民間団体等が連携して青少年のインターネット利用環境整備のための施策を総合的かつ効果的に推進する。 |        |   |             | 政策体系上の位置付け  | 共生社会実現のための施策の推進 |      |      |            |   |  |  |
| 達成すべき目標                             | 青少年が適切なインターネット活用能力を身につけるとともに、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会が最小化され、もって青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境が整備される。  |        |   | 目標設定の考え方・根拠 | 青少年インターネット環境整備法において、「青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置を講ずるとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及その他の青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための措置等を講ずることにより、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにして、青少年の権利の擁護に資することを目的」とすると規定されている。 |                 |      |      | 政策評価実施予定時期 | 平成24年8月   |  |  |
| 測定指標                                | 基準  | 基準年度   | 目標  | 目標年度        | 施策の進捗状況(目標)   |                 |      |      |            | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠                                  |  |  |
|                                     |   |        |   |             | 23年度  | 24年度            | 25年度 | 26年度 | 27年度       |   |  |  |
| 青少年インターネット環境整備基本計画に盛り込まれた施策のフォローアップ | 施策の進捗状況の確認  | 平成21年度 | 施策の進捗状況の確認(子ども・若者育成支援推進本部によるフォローアップによる施策の進捗状況の確認) | 平成23年度      |   | -               | -    | -    | -          | 毎年、関係府省に対して行っている、青少年インターネット環境整備基本計画における施策の進捗状況の調査結果を踏まえて設定した。 |  |  |
| 達成手段(開始年度)                          | 補正後予算額(執行額)(千円)   |        | 23年度予算額(千円)                                       | 関連する指標      | 達成手段の概要   |                 |      |      |            | 達成手段の目標(23年度)   | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容  |  |
|                                     | 21年度  | 22年度   |   |             |   |                 |      |      |            |   |  |  |
| (1) 子ども・若者育成支援推進本部によるフォローアップ        | -   | -      | -   | 1           | 関係府省に対し、青少年インターネット環境整備基本計画における施策の進捗状況を調査し、その結果を、子ども・若者育成支援推進本部に報告する。  |                 |      |      |            | 報告の実施   | 青少年インターネット環境整備基本計画における施策の進捗状況の調査結果を、子ども・若者育成支援推進本部に報告することにより、フォローアップを実施し、施策の進捗状況を確認することができるため。 |  |

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-44(政策11-施策③))

|                              |  |  |  |      |               |                 |            |                |  |                              |
|------------------------------|--|--|--|------|---------------|-----------------|------------|----------------|--|------------------------------|
| 施策名                          | 子ども・子育て支援の総合的推進(子ども・子育てビジョン)   |  |  |      | 担当部局名         | 政策統括官(共生社会政策担当) | 作成責任者名     | 少子化担当参事官 小林 洋子 |  |                              |
| 施策の概要                        | 我が国は、平成17年、総人口が減少に転じる人口減少社会を迎えた。急速な少子化の進行と人口減少は、国や社会の存立基盤に関わる重大な問題であり、制度・政策・意識改革など少子化対策の効果的な再構築・実現を図ることが求められている。このために少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)に基づき策定された「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)等に基づき、これまで少子化社会対策を総合的に推進してきたところである。 |  |  |      | 政策体系上の位置付け    | 共生社会実現のための施策の推進 |            |                |  |                              |
| 達成すべき目標                      | 「子ども・子育てビジョン」においては、平成26年までの今後5年間を目標とした施策の数値目標を盛り込んでおり、今後のこの数値目標達成を目指して施策を推進していく。   |  | 目標設定の考え方・根拠  |      | 少子化社会対策基本法第7条 |                 | 政策評価実施予定時期 | 平成24年8月        |  |                              |
| 測定指標                         | 基準   |  | 目標   |      | 施策の進捗状況(目標)   |                 |            |                |  | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 |
|                              | 基準年度   | 目標年度   | 23年度   | 24年度 | 25年度          | 26年度            | 27年度       |                |  |                              |
| 子ども・子育てビジョンに盛り込まれた施策のフォローアップ | 施策の進捗状況を確認<br>平成22年度   | 施策の進捗状況の確認(少子化社会対策会議によるフォローアップ、子ども・子育て白書の取りまとめによる施策の進捗状況の確認)<br>平成23年度 | 施策の進捗状況の確認(少子化社会対策会議によるフォローアップ、子ども・子育て白書の取りまとめによる施策の進捗状況の確認) | —    | —             | —               | —          | —              | 子ども・子育てビジョンに盛り込まれた個別施策について、子ども・子育て白書における施策の進捗状況の調査結果を踏まえて設定した。<br>年度ごとの目標値は、施策の進捗状況の確認(少子化社会対策会議によるフォローアップ、子ども・子育て白書の取りまとめによる施策の進捗状況の確認) |                              |



平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-45(政策11-施策④))

|                                     |   |                          |             |             |  |  |  |      |            |  |  |  |
|-------------------------------------|---|--------------------------|-------------|-------------|--|--|--|------|------------|--|--|--|
| 施策名                                 | 子ども・子育て支援、子ども・若者育成支援に関する調査研究・人材育成等  |                          |             |             | 担当部局名  | 政策統括官(共生社会政策担当)                          |  |      | 作成責任者名     | 少子化担当参事官 小林 洋子<br>青少年企画担当参事官 斉藤 馨  |  |  |
| 施策の概要                               | 子ども・子育て支援、子ども・若者育成支援に関する施策について、原因の分析、支援の方法等必要な調査研究、人材の養成や国民の理解促進を図るための人材育成・理解促進事業やホームページでの情報発信等を行う。 |                          |             |             | 政策体系上の位置付け   | 共生社会実現のための施策の推進                          |  |      |            |  |  |  |
| 達成すべき目標                             | 子ども・子育て支援、子ども・若者育成支援に関する施策について、社会全体で子どもと子育てを支援することの重要性について国民の理解を促すとともに、学校、家庭、地域等が連携・協力して取り組む社会の実現。  |                          |             | 目標設定の考え方・根拠 | ・少子化社会対策基本法第17条第2項<br>・子ども・若者育成支援推進法   |  |  |      | 政策評価実施予定時期 | 平成24年8月  |  |  |
| 測定指標                                | 基準値   | 基準年度                     | 目標値         | 目標年度        | 年度ごとの目標値   |  |  |      |            | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠  |  |  |
|                                     |   |                          |             |             | 23年度   | 24年度                                     | 25年度   | 26年度 | 27年度       |  |  |  |
| 1 子育てしやすい環境づくりについて関心がある人の割合         | 69.2%   | 平成22年度                   | 85%         | 平成25年度      | 75%  | 80%                                      | 85%  | -    | -          | ・少子化対策基本法第17条第2項において、「国及び地方公共団体は、安心して子どもを生み、育てることができる社会の形成について国民の関心と理解を深めるよう必要な教育及び啓発を行うものとする。」とされていることや、少子化は子育て家庭だけではなく、国民一人一人に関わる問題であることから当該測定指標を設定した。<br>・平成22年度の実績値は69.2%で、目標値85%以上との大幅な乖離があった。また、平成22年1月の「子ども・子育てビジョン」に基づき、各種の子ども・子育て支援施策が進められており(数値目標は26年度)、これら施策の効果は年々徐々に国民意識に反映されていくと思われることから、目標年度を25年度に設定 |  |  |
| 2 青少年の育成・支援活動に参加している、又は参加したいと思う人の割合 | 38.1%   | 平成22年度                   | 40%以上       | 平成23年度      | 40%以上  | -  | -  | -    | -          | 平成22年度の基準値を超えるよう設定した。  |  |  |
| 達成手段(開始年度)                          | 補正後予算額(執行額)(千円)   |                          | 23年度予算額(千円) | 関連する指標      | 達成手段の概要  | 達成手段の目標(23年度)                            | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容  |      |            |  |  |  |
|                                     | 21年度  | 22年度                     |             |             |  |  |  |      |            |  |  |  |
| (1) 少子化社会対策推進経費(平成16年度)             | 191,412千円<br>(75,900千円)   | 139,555千円<br>(104,023千円) | 82,172千円    | 1           | 子ども・子育て支援に関する調査研究、一般国民を対象とした理解促進事業及びホームページによる情報発信等の実施  | 子ども・子育て支援に係る調査研究の実施等(一)                  | 子ども・子育て支援に関する調査研究、一般国民を対象とした理解促進事業及びホームページによる情報発信等を実施することは、子育て支援施策の更なる向上、施策の見直し、効果的・効率的な実施に寄与する。                         |      |            |  |  |  |
| (2) 子ども・若者育成支援推進経費(平成23年度)          | (240,621)   | 362,132                  | 313,460     | 1           | 子ども・若者育成支援に関する国民の理解を得たり、支援者を育成するための啓発活動や研修を実施することにより、人材の養成及び資質の向上を図る。また、子ども・若者が社会生活を営む上での困難を有することになった原因や支援の方法等、子ども・若者育成支援に関する調査研究を実施し、情報の収集、分析及び提供を行う。 | 青少年の育成・支援活動に参加している、又は参加したいと思う人の割合: 40%以上 | 子ども・若者育成支援に関する調査研究・人材育成等を実施することにより、国民の更なる理解の促進、支援者の育成を図っていく。また、実施する調査については、結果等についての分析を行い、広く情報提供を行うとともに、今後の施策の推進のために活用する。 |      |            |  |  |  |

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-46(政策11-施策⑤))

|                             |                            |        |            |             |                          |                 |      |            |         |  |  |
|-----------------------------|----------------------------|--------|------------|-------------|--------------------------|-----------------|------|------------|---------|--|--|
| 施策名                         | 食育の総合的推進(食育推進基本計画)         |        |            |             | 担当部局名                    | 政策統括官(共生社会政策担当) |      |            | 作成責任者名  | 参事官(食育推進担当)齊藤 馨  |  |
| 施策の概要                       | 食育推進基本計画に盛り込まれた施策のフォローアップ  |        |            |             | 政策体系上の位置付け               | 共生社会実現のための施策の推進 |      |            |         |  |  |
| 達成すべき目標                     | 食育推進基本計画に盛り込まれた施策が推進されること。 |        |            | 目標設定の考え方・根拠 | 食育基本法(平成17年法律第63号)に基づき実施 |                 |      | 政策評価実施予定時期 | 平成24年8月 |  |  |
| 測定指標                        | 基準                         | 基準年度   | 目標         | 目標年度        | 施策の進捗状況(目標)              |                 |      |            |         | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠   |  |
|                             |                            |        |            |             | 23年度                     | 24年度            | 25年度 | 26年度       | 27年度    |  |  |
| 1 食育推進基本計画に盛り込まれた施策のフォローアップ | 施策の進捗状況を確認                 | 平成20年度 | 施策の進捗状況を確認 | 平成23年度      | 施策の進捗状況を確認               | -               | -    | -          | -       | 食育基本法において、食育推進会議は食育基本計画を作成し、その実施を推進することとされており、また、政府は、毎年、国会に、食育の推進のために講じた施策を報告することとされていることから、食育推進基本計画に盛り込まれた施策のフォローアップが必要であることから設定。 |  |

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-47(政策11-施策⑥))

|                        |  |        |                     |             |   |                 |      |      |            |  |   |  |
|------------------------|--|--------|---------------------|-------------|---|-----------------|------|------|------------|--|---|--|
| 施策名                    | 食育に関する調査研究等  |        |                     |             | 担当部局名   | 政策統括官(共生社会政策担当) |      |      | 作成責任者名     | 参事官(食育推進担当)齊藤 馨  |   |  |
| 施策の概要                  | 食育基本法に基づく施策を実施し、食育に対する国民の理解を促進する                                 |        |                     |             | 政策体系上の位置付け  | 共生社会実現のための施策の推進 |      |      |            |  |   |  |
| 達成すべき目標                | 食育基本法に基づく施策の推進により、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむことができる社会を実現すること。 |        |                     | 目標設定の考え方・根拠 | 第2次食育推進基本計画中に掲げる目標値   |                 |      |      | 政策評価実施予定時期 | 平成24年8月  |   |  |
| 測定指標                   | 基準値  | 基準年度   | 目標値                 | 目標年度        | 年度ごとの目標値  |                 |      |      |            | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠  |   |  |
|                        |  |        |                     |             | 23年度  | 24年度            | 25年度 | 26年度 | 27年度       |  |   |  |
| 1 食育に関心を持っている人の割合      | 71%  | 22年度   | 90%                 | 27年度        | 90%   | -               | -    | -    | -          | 食育を国民運動として推進し、成果を挙げるためには、国民一人一人が自ら実践を心掛ける必要があるが、これにはまずより多くの国民に食育に関心を持ってもらうことが欠かせないことから、平成17年度に70%となっていた割合を平成22年度までに90%以上とすることを目指していたが、平成22年度においても目標値と大きくかい離している。<br>このため、「第2次食育推進基本計画」(計画期間:平成23~27年度)において、引き続き27年度までに90%以上とすることを目指すこととしている。 |   |  |
| 達成手段<br>(開始年度)         | 補正後予算額(執行額)(千円)  |        | 23年度<br>予算額<br>(千円) | 関連する<br>指標  | 達成手段の概要   |                 |      |      |            | 達成手段<br>の目標<br>(23年度)  | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容                         |  |
|                        | 21年度   | 22年度   |                     |             |   |                 |      |      |            |  |   |  |
| (1) 食育推進経費<br>(平成18年度) | 97,815   | 53,850 | 45,213              | —           | 食育に関する食育に関する施策を総合的・計画的に推進するとともに、国民の食育に関する理解を促進するため、6月の食育月間の中核的行事である食育推進全国大会の開催、食育推進ボランティアの表彰等を実施する。 |                 |      |      |            | 食育に関心を持っている人の割合を90%  | 食育推進全国大会の開催、食育推進ボランティアの表彰等を通じて、国民の食育に対する関心を高める。 |  |

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-48(政策11-施策⑦))

| 施策名                                     | 高齢社会対策の総合的推進(高齢社会対策大綱)  |  |  |      | 担当部局名        | 政策統括官(共生社会政策担当) | 作成責任者名 | 参事官(高齢化対策担当)小林 洋子 |   |                              |
|---|---|--|--|------|--------------|-----------------|--------|-------------------|---|------------------------------|
| 施策の概要                                   | 高齢社会対策基本法(平成7年法律第129号)に基づき策定された「高齢社会対策大綱」(平成13年12月28日閣議決定)では、国が推進すべき施策分野として「就業・所得」、「健康・福祉」、「学習・社会参加」、「生活環境」及び「調査研究等の推進」の5分野を定めている。大綱に基づき、国、地方公共団体、民間団体等と連携して高齢社会対策を総合的に推進するため、「高齢社会白書」の発行および意識調査等を実施する。 |  |  |      | 政策体系上の位置付け   | 共生社会実現のための施策の推進 |        |                   |   |                              |
| 達成すべき目標                                 | 施策の進捗状況の確認(高齢社会対策会議によるフォローアップ、高齢社会白書の取りまとめによる施策の進捗状況の確認)  |  | 目標設定の考え方・根拠  |      | 高齢社会対策基本法第7条 |                 |        | 政策評価実施予定時期        | 平成24年8月   |                              |
| 測定指標                                    | 基準  |  | 目標   |      | 施策の進捗状況(目標)  |                 |        |                   |   | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 |
|   | 基準年度  | 目標年度   | 23年度   | 24年度 | 25年度         | 26年度            | 27年度   |                   |   |                              |
| 高齢社会対策の総合的推進(高齢社会対策大綱)に盛り込まれた施策のフォローアップ | 施策の進捗状況の確認<br>平成19年度  | 施策の進捗状況の確認(高齢社会対策会議によるフォローアップ、高齢社会白書の取りまとめによる施策の進捗状況の確認)<br>平成23年度 | 施策の進捗状況の確認(高齢社会対策会議によるフォローアップ、高齢社会白書の取りまとめによる施策の進捗状況の確認) | -    | -            | -               | -      | -                 | ・高齢社会対策大綱に盛り込まれた個別施策について、高齢社会白書における施策の進捗状況の調査結果を踏まえて設定した。<br>・年度ごとの目標は、施策の進捗状況の確認(高齢社会対策会議によるフォローアップ、高齢社会白書の取りまとめによる施策の進捗状況の確認) |                              |

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-49(政策11-施策⑧))

|                       |  |                        |             |             |   |                      |  |            |         |  |  |
|-----------------------|--|------------------------|-------------|-------------|---|----------------------|--|------------|---------|--|--|
| 施策名                   | 高齢社会対策に関する調査研究・参画促進  |                        |             |             | 担当部局名   | 政策統括官(共生社会政策担当)      |  |            | 作成責任者名  | 参事官(高齢化対策担当)小林 洋子  |  |
| 施策の概要                 | 高齢社会対策基本法及び高齢社会対策大綱に沿って、高齢社会対策の総合的な推進を図るため、地方公共団体・NPOと連携し、「社会参加活動等の事例紹介事業」、「高齢社会フォーラム」など、高齢社会対策に関する普及・啓発のための事業を実施する。 |                        |             |             | 政策体系上の位置付け  | 共生社会実現のための施策の推進      |  |            |         |  |  |
| 達成すべき目標               | 国民一人一人が長生きして良かったと誇りを持って実感できる、心の通い合う連帯の精神に満ちた豊かで活力のある社会の実現。   |                        |             | 目標設定の考え方・根拠 | 高齢社会対策基本法第11条第2項  |                      |  | 政策評価実施予定時期 | 平成24年8月 |  |  |
| 測定指標                  | 基準値  | 基準年度                   | 目標値         | 目標年度        | 年度ごとの目標値  |                      |  |            |         | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠  |  |
|                       |  |                        |             |             | 23年度  | 24年度                 | 25年度   | 26年度       | 27年度    |  |  |
| 社会参加したいと思う高齢者の割合      | 72.3%  | 平成22年度                 | 70%以上       | 平成23年度      | 70%以上   | -                    | -  | -          | -       | 昨年から取り入れた指標であり、今年度も引き続き測定指標として設定。平成22年度は目標を上回ってはいるものの、結果に世代間でのばらつきもあり、本指標を今後も全体として測定することが重要。 |  |
| 達成手段(開始年度)            | 補正後予算額(執行額)(千円)  |                        | 23年度予算額(千円) | 関連する指標      | 達成手段の概要   | 達成手段の目標(23年度)        | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容  |            |         |  |  |
|                       | 21年度   | 22年度                   |             |             |   |                      |  |            |         |  |  |
| (1) 高齢社会対策推進経費(平成8年度) | 63,800千円<br>(72,134千円)   | 78,852千円<br>(84,188千円) | 52,955千円    | 1           | 高齢社会対策に関する調査研究、高齢社会対策に関する普及・啓発のための事業及びホームページによる情報発信等の実施 | 高齢社会対策に係る調査研究の実施等(一) | 高齢社会対策に関する調査研究、普及・啓発のための事業及びホームページによる情報発信等を実施することは、高齢社会対策の更なる質の向上、事業や施策の見直しや効果的・効率的な実施に寄与する。 |            |         |  |  |

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-50(政策11-施策⑨))

|   |  |        |                     |            |  |                       |  |                   |      |  |
|---|--|--------|---------------------|------------|--|-----------------------|--|-------------------|------|--|
| 施策名   | バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する調査研究等   |        |                     |            | 担当部局名  | 政策統括官(共生社会政策担当)       | 作成責任者名                                   | 参事官(総合調整第2担当)齊藤 馨 |      |  |
| 施策の概要                                       | 社会全体のバリアフリー・ユニバーサルデザインに関する取組を一層推進するため、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」(平成20年3月28日バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する関係閣僚会議決定)に基づき、その推進に関して功績のあった者に対する表彰による優れた取組の普及・啓発の促進を図る |        |                     |            | 政策体系上の位置付け   | 共生社会実現のための施策の推進       |  |                   |      |  |
| 達成すべき目標                                     | 「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」に基づく取組の推進により、バリアフリー・ユニバーサルデザインが当然のこととして理解され、共生社会の実現が図られること。   |        | 目標設定の考え方・根拠         |            | バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱における目標値   |                       | 政策評価実施予定時期                               | 平成24年8月           |      |  |
| 測定指標  | 基準値  | 基準年度   | 目標値                 | 目標年度       | 年度ごとの目標値   |                       |  |                   |      | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠  |
|   |  |        |                     |            | 23年度   | 24年度                  | 25年度                                     | 26年度              | 27年度 |  |
| 1 バリアフリーの認知度                                | 93.8%  | 17年度   | 100%                | 24年度       | 100%   | 100%                  | -  | -                 | -    | 国民誰もが、障害者や高齢者等の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について理解することが必要であることから、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」(平成20年3月28日バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する関係閣僚会議決定)に掲げられている目標値を引き続き目指す。 |
| 達成手段<br>(開始年度)                              | 補正後予算額(執行額)(千円)  |        | 23年度<br>予算額<br>(千円) | 関連する<br>指標 | 達成手段の概要  | 達成手段<br>の目標<br>(23年度) | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容                  |                   |      |  |
|   | 21年度   | 22年度   |                     |            |  |                       |  |                   |      |  |
| バリアフリー・ユニバーサルデザイン<br>(1) 施策推進経費<br>(平成14年度) | 8,405  | 11,202 | 7,411               | —          | バリアフリー・ユニバーサルデザインに対する国民の理解を促進するため、バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に顕著な功績のある企業・団体等を表彰する等 | バリアフリーの認知度<br>100%    | 表彰等を通じて、バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する国民の理解が促進される |                   |      |  |

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-51(政策11-施策⑩))

|                            |   |        |             |   |             |                 |            |         |        |   |
|----------------------------|---|--------|-------------|---|-------------|-----------------|------------|---------|--------|---|
| 施策名                        | 障害者施策の総合的推進(障害者基本計画)  |        |             |   | 担当部局名       | 政策統括官(共生社会政策担当) |            |         | 作成責任者名 | 参事官(障害者施策担当)<br>難波吉雄  |
| 施策の概要                      | 障害者基本法(昭和45年法律第84号)に基づき策定された「障害者基本計画」(平成14年12月24日閣議決定)では、国が取り組むべき施策分野として「啓発・広報」、「生活支援」、「生活環境」、「教育・育成」、「雇用・就業」、「保健・医療」、「情報・コミュニケーション」及び「国際協力」の8分野を定めている。基本計画に基づき、国の行政機関をはじめとした関係諸機関が連携・協力し、それぞれの施策の総合的かつ計画的な推進を図る。また、障害者基本法が23年度に改正された場合、障害者政策委員会が設置され、施策の総合的推進が一層進む予定である。 |        |             |   | 政策体系上の位置付け  | 共生社会実現のための施策の推進 |            |         |        |   |
| 達成すべき目標                    | 障害者基本計画に定められた、個別施策分野等について計画の後期である平成24年度末までにその内容を着実に推進する。  |        | 目標設定の考え方・根拠 | 障害者基本法第11条(旧法第9条)及びそれに基づく障害者基本計画(平成14年12月24日閣議決定) |             |                 | 政策評価実施予定時期 | 平成24年8月 |        |   |
| 測定指標                       | 基準  | 基準年度   | 目標          | 目標年度  | 施策の進捗状況(目標) |                 |            |         |        | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠                                    |
|                            |   |        |             |   | 23年度        | 24年度            | 25年度       | 26年度    | 27年度   |   |
| 1 障害者基本計画に盛り込まれた施策のフォローアップ | 施策の進捗状況を確認  | 平成18年度 | 施策の進捗状況を確認  | 平成25年度  | 施策の進捗状況を確認  | 施策の進捗状況を確認      | 施策の進捗状況を確認 | —       | —      | 障害者基本法に基づき平成14年12月24日閣議決定。平成15年度から24年度までの10年間に講ずべき基本的方向について定める。 |

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-52(政策11-施策①))

| 施策名                       | 障害者施策に関する調査研究・連携推進等  |        |                     |            | 担当部局名   | 政策統括官(共生社会政策担当)       |   |   |   | 作成責任者名  | 参事官(障害者施策担当)<br>難波吉雄 |  |  |  |
|---------------------------|--|--------|---------------------|------------|---|-----------------------|---|---|---|---|----------------------|--|--|--|
| 施策の概要                     | 障害者基本計画の後期重点施策5か年計画においては、障害者が地域において自立して生活し、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の理念の普及を図るため、障害及び障害者に関する国民理解を促進し、併せて障害者への配慮等について国民の強力を得るため、「共生社会」の周知度の目標として平成24年度までに世代全体の50%以上、若者(20代)の50%以上を目指し、幅広い国民の参加による啓発・広報活動を強力に推進することとしており、障害者基本法を踏まえ策定された「障害者週間の実施について」(平成16年12月1日障害者施策推進本部決定)に基づき、障害や障害のある人に対する国民の関心、理解を深めるとともに、障害のある人の社会参加の意識の高揚を図るため、毎年12月3日から9日までの1週間を「障害者週間」とし、前後の期間を含め、全国で、官民にわたって多彩な行事を集中的に実施するなど、積極的な啓発・広報活動を実施する。障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現は、重要な課題となっている。 |        |                     |            | 政策体系上の位置付け  | 共生社会実現のための施策の推進       |   |   |   |   |                      |  |  |  |
| 達成すべき目標                   | 障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向け、共生社会の考え方の国民への周知を図ること。  |        |                     |            | 目標設定の考え方・根拠   | 障害者基本法第7条(旧法第5条)      |   |   |   | 政策評価実施予定時期  | 平成24年8月              |  |  |  |
| 測定指標                      | 基準値  |        | 目標値                 |            | 年度ごとの目標値  |                       |   |   |   | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠   |                      |  |  |  |
|                           | 基準年度   | 目標年度   | 23年度                | 24年度       | 25年度  | 26年度                  | 27年度  |   |   |   |                      |  |  |  |
| 1 共生社会の認知度<br>・世代全体       | 40.2%  | 平成18年度 | 50%                 | 平成24年度     | 50%以上   | 50%以上                 | -   | - | - | 障害者基本計画(平成15年度～24年度)の後期5か年計画(20年度～24年度)において、障害者が地域において自立して生活し、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の理念の普及を図るため、障害及び障害者に関する国民理解を促進し、併せて障害者への配慮等について国民の強力を得るため、「共生社会」の周知度の目標として平成24年度までに世代全体の50%以上、若者(20代)の50%以上を目指し、幅広い国民の参加による啓発・広報活動を強力に推進することとした。 |                      |  |  |  |
| 2 共生社会の認知度<br>・若者(20歳代)   | 26.7%  | 平成18年度 | 50%                 | 平成24年度     | 50%以上   | 50%以上                 | -   | - | - |   |                      |  |  |  |
| 達成手段<br>(開始年度)            | 補正後予算額(執行額)(千円)  |        | 23年度<br>予算額<br>(千円) | 関連する<br>指標 | 達成手段の概要   | 達成手段<br>の目標<br>(23年度) | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容   |   |   |   |                      |  |  |  |
|                           | 21年度   | 22年度   |                     |            |   |                       |   |   |   |   |                      |  |  |  |
| (1) 障害者施策促進経費<br>(昭和56年度) | 29,539   | 15,951 | 14,798              | 1.2        | 作文・ポスターの募集、その優秀作品の作者の表彰、活用。<br>障害者に関する様々なテーマのセミナーの開催による理解の促進。 | 24年度までに50%である。        | 心の輪を広げる体験作文・障害者の日のポスターを募集し、ポスター優秀作品を行政機関・公共交通機関等へ張り出したり、作文は作品集として教育機関、福祉機関、関係団体等に配布している。作文は、優秀作品が小学校の道徳の教材に使われるなど、障害者理解、ひいては共生社会の理解につながっている。<br>また、障害者週間の連続セミナーでは10程度の団体がセミナーを開催し、のべ600人の参加を得ている参加者は障害者に関するあらゆる方面の関係者であり、社会の全体的な理解の促進に寄与している。 |   |   |   |                      |  |  |  |



平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-53(政策11-施策⑫))

|                                |  |                                |                                |                     |  |                     |                     |   |  |
|--------------------------------|--|--------------------------------|--------------------------------|---------------------|--|---------------------|---------------------|---|--|
| 施策名                            | 交通安全対策の総合的推進(交通安全基本計画)   |                                |                                |                     | 担当部局名  | 政策統括官(共生社会政策担当)     | 作成責任者名              | 参事官(交通安全対策担当)安部 雅俊  |  |
| 施策の概要                          | 交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)に基づき策定された「第9次交通安全基本計画」(平成23年3月31日中央交通安全対策会議決定)では、平成23年度から平成27年度までの5年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めている。同基本計画に基づき、国の関係行政機関及び地方公共団体においては、交通の状況や地域の実態に即して、交通の安全に関する施策を具体的に定め、これを強力的に推進する。 |                                |                                |                     | 政策体系上の位置付け   | 共生社会実現のための施策の推進     |                     |   |  |
| 達成すべき目標                        | 第9次交通安全基本計画の各種交通安全施策を実施することにより、安全で安心な社会の実現を図るための交通安全の確保に努める。   |                                | 目標設定の考え方・根拠                    | 第9次交通安全基本計画         |  |                     | 政策評価実施予定時期          | 平成24年8月   |  |
| 測定指標                           | 基準   | 目標                             | 施策の進捗状況(目標)                    |                     |  |                     |                     | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠                                  |  |
|                                | 基準年度   | 目標年度                           | 23年度                           | 24年度                | 25年度   | 26年度                | 27年度                |   |  |
| 1 第9次交通安全基本計画に盛り込まれた施策のフォローアップ | 第9次交通安全基本計画の作成<br>平成23年度   | 第9次交通安全基本計画に掲げた施策の推進<br>平成23年度 | 第9次交通安全基本計画に掲げた施策の推進<br>平成23年度 | 平成23年度に講じた施策の報告(白書) | 平成24年度に講じた施策の報告(白書)  | 平成25年度に講じた施策の報告(白書) | 平成26年度に講じた施策の報告(白書) | 第9次交通安全基本計画では、平成23年度から平成27年度までの5年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めているため。 |  |
| 達成手段(開始年度)                     | 補正後予算額(執行額)(千円)  |                                | 23年度予算額(千円)                    | 関連する指標              | 達成手段の概要  |                     |                     | 達成手段の目標(23年度)   | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容  |
|                                | 21年度   | 22年度                           |                                |                     | 第9次交通安全基本計画では、陸上交通(道路交通、鉄道交通)、海上交通、航空交通の各分野における交通安全施策を掲げ、これを強力的に推進。<br><br>【各種交通安全施策】<br>1. 道路交通環境の整備 2. 交通安全思想の普及徹底 3. 安全運転の確保 4. 車両の安全性の確保 5. 道路交通秩序の維持 6. 救助・救急活動の充実 7. 損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の推進 8. 研究開発及び調査研究の充実 等 |                     |                     | 第9次交通安全基本計画で掲げた対策の推進。<br>(-)                                  | 第9次交通安全基本計画で掲げた各種交通安全施策を強力的に推進することにより、安全で安心な社会の実現を図るための交通安全の確保に寄与する。 |

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-54(政策11-施策⑬))

|   |  |                      |             |             |  |                 |      |            |                |  |  |  |
|---|--|----------------------|-------------|-------------|--|-----------------|------|------------|----------------|--|--|--|
| 施策名   | 交通安全対策に関する調査研究・人材育成等   |                      |             |             | 担当部局名  | 政策統括官(共生社会政策担当) |      |            | 作成責任者名         | 参事官(交通安全対策担当)安部 雅俊   |  |  |
| 施策の概要   | 第9次交通安全基本計画及び平成23年度内閣府交通安全業務計画に基づき、道路交通の安全に関する調査研究の推進を図るとともに、交通安全思想の普及・啓発を図り、交通ルールの遵守と正しいマナーの実践を習慣付けるため「春・秋の全国交通安全運動」、「交通指導員等交通ボランティア支援事業」などの各種事業を、関係省庁・都道府県・政令指定都市・関係団体等と連携を図りつつ推進する。 |                      |             |             | 政策体系上の位置付け   | 共生社会実現のための施策の推進 |      |            |                |  |  |  |
| 達成すべき目標   | 内閣府で実施する各種交通安全施策を実施することにより、安全で安心な社会の実現を図るための交通安全の確保に努める。   |                      |             | 目標設定の考え方・根拠 | 第9次交通安全基本計画及び平成23年度内閣府交通安全業務計画   |                 |      | 政策評価実施予定時期 | 平成24年8月        |  |  |  |
| 測定指標  | 基準値  | 基準年度                 | 目標値         | 目標年度        | 年度ごとの目標値   |                 |      |            |                | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠  |  |  |
|   |  |                      |             |             | 23年度   | 24年度            | 25年度 | 26年度       | 27年度           |  |  |  |
| 1 普段から交通安全を意識していると思う人の割合                              | 89%  | 平成22年度               | 90%         | 平成23年度      | 90%  | -               | -    | -          | -              | ・国民の意識調査で「普段から交通安全を意識していると思う人」の割合が9割に達することで、国民の交通安全意識が高いことが裏付けられるため。<br>・平成22年度事後評価結果を踏まえ、「普段から交通安全を意識していると思う人」の割合の目標値を90%と設定。                   |  |  |
| 2 自動車の運転、自転車の運転や歩行の際に、交通事故を起こさない、交通事故に遭わない行動をしている人の割合 | 90%  | 平成22年度               | 90%         | 平成23年度      | 90%  | -               | -    | -          | -              | ・国民の意識調査で「交通事故を起こさない、交通事故に遭わない行動をしている人」の割合が9割に達することで、国民の交通安全意識が高いことが裏付けられるため。<br>・平成22年度事後評価結果を踏まえ、「交通事故を起こさない、交通事故に遭わない行動をしている人」の割合の目標値を90%と設定。 |  |  |
| 達成手段(開始年度)  | 補正後予算額(執行額)(千円)  |                      | 23年度予算額(千円) | 関連する指標      | 達成手段の概要  |                 |      |            | 達成手段の目標(23年度)  | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容  |  |  |
|   | 21年度   | 22年度                 |             |             |  |                 |      |            |                |  |  |  |
| (1) 交通安全対策推進経費(平成23年度)                                | 331,957<br>(284,541)   | 261,283<br>(187,741) | 180,817     | 1・2         | 交通安全対策推進経費は、交通安全対策調査研究等経費、交通安全対策人材育成等経費、交通安全対策理解促進経費からなり、これら各種交通安全施策を実施するもの。 |                 |      |            | 各種交通安全施策の実施(-) | 第9次交通安全基本計画及び平成23年度内閣府交通安全業務計画で掲げた各種交通安全施策を強力に推進することにより、安全で安心な社会の実現を図るための交通安全の確保に寄与する。   |  |  |

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-55(政策11-施策⑭))

|                               |  |        |             |             |  |                 |            |            |                      |                                     |  |
|-------------------------------|--|--------|-------------|-------------|--|-----------------|------------|------------|----------------------|-------------------------------------|--|
| 施策名                           | 犯罪被害者等施策の総合的推進(犯罪被害者等基本計画)                                   |        |             |             | 担当部局名  | 政策統括官(共生社会政策担当) |            | 作成責任者名     | 犯罪被害者等施策推進室参事官 河原 誉子 |                                     |  |
| 施策の概要                         | 犯罪被害者等基本計画策定等に関し各種会議を運営し、総合調整を図るとともに、同計画に盛り込まれた施策の進捗状況を確認する。 |        |             |             | 政策体系上の位置付け   | 共生社会実現のための施策の推進 |            |            |                      |                                     |  |
| 達成すべき目標                       | 犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた幅広い取組の実現                         |        |             | 目標設定の考え方・根拠 | 犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)前文の理念   |                 |            | 政策評価実施予定時期 | 平成24年8月              |                                     |  |
| 測定指標                          | 基準値  |        | 目標値         |             | 年度ごとの目標値   |                 |            |            |                      | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠       |  |
|                               |  | 基準年度   |             | 目標年度        | 23年度   | 24年度            | 25年度       | 26年度       | 27年度                 |                                     |  |
| 1 犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた施策のフォローアップ | 施策の進捗状況を確認   | 平成20年度 | 施策の進捗状況を確認  | 平成27年度      | 施策の進捗状況を確認   | 施策の進捗状況を確認      | 施策の進捗状況を確認 | 施策の進捗状況を確認 | 施策の進捗状況を確認           | 施策の進捗状況を確認                          | 施策の進捗状況の確認(犯罪被害者等施策推進会議または基本計画策定・推進専門委員会等会議におけるフォローアップ、犯罪被害者白書の取りまとめによる施策の進捗状況の確認) |
| 達成手段(開始年度)                    | 補正後予算額(執行額)(千円)  |        | 23年度予算額(千円) | 関連する指標      | 達成手段の概要  |                 |            |            | 達成手段の目標(23年度)        | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容             |  |
|                               | 21年度   | 22年度   |             |             |  |                 |            |            |                      |                                     |  |
| (1) 第2次犯罪被害者等基本計画の施策のフォローアップ  | -  | -      | -           | 1           | 犯罪被害者等施策推進会議または基本計画策定・推進専門委員会等会議におけるフォローアップ、犯罪被害者白書の取りまとめによる施策の進捗状況の確認 |                 |            |            | -                    | 第2次犯罪被害者基本計画のフォローアップを実施し、施策の進捗状況の確認 |  |

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-56(政策11-施策⑮))

|                          |   |                     |             |             |   |                 |      |            |                         |  |  |
|--------------------------|---|---------------------|-------------|-------------|---|-----------------|------|------------|-------------------------|--|--|
| 施策名                      | 犯罪被害者等施策に関する調査研究・連携推進等  |                     |             |             | 担当部局名                                   | 政策統括官(共生社会政策担当) |      |            | 作成責任者名                  | 犯罪被害者等施策推進室参事官 河原 誉子   |  |
| 施策の概要                    | 犯罪被害者白書の作成及び各種調査を実施し、各課題に係る情報・データを把握、蓄積するとともに、ホームページへの掲載等を行う。       |                     |             |             | 政策体系上の位置付け                              | 共生社会実現のための施策の推進 |      |            |                         |  |  |
| 達成すべき目標                  | 国民及び関係者が犯罪被害者等施策に対する理解や関心を深めるとともに、地域における犯罪被害者等支援に関する取組に向けた気運が醸成される。 |                     |             | 目標設定の考え方・根拠 | 犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第二十一条(調査研究の推進等)等 |                 |      | 政策評価実施予定時期 | 平成24年8月                 |  |  |
| 測定指標                     | 基準値   | 基準年度                | 目標値         | 目標年度        | 年度ごとの目標値                                |                 |      |            |                         | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠  |  |
|                          |   |                     |             |             | 23年度                                    | 24年度            | 25年度 | 26年度       | 27年度                    |  |  |
| 1 犯罪被害者支援に関心を持っている人の割合   | 41.3%   | 平成22年度              | 60%         | 平成23年度      | 60%                                     | -               | -    | -          | -                       | 「共生社会政策に関する意識調査」(平成23年4月実施)結果等を踏まえ、目標値を設定。                                   |  |
| 達成手段(開始年度)               | 補正後予算額(執行額)(千円)   |                     | 23年度予算額(千円) | 関連する指標      | 達成手段の概要                                 |                 |      |            | 達成手段の目標(23年度)           | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容  |  |
|                          | 21年度  | 22年度                |             |             |   |                 |      |            |                         |  |  |
| (1) 犯罪被害者等施策推進経費(平成17年度) | 152,979<br>(98,552)   | 121,140<br>(66,045) | 99,801      | 1           | 「国民のつどい」等各種広報啓発事業を通じた国民の理解や関心を深める取組の推進  |                 |      |            | 犯罪被害者支援に関心を持っている人の割合60% | 平成23年度に実施する各種広報啓発事業の実施を通じて、「共生社会政策に関する意識調査」における犯罪被害者支援に関心を持っている人の割合上昇を目標とする。 |  |

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-57(政策11-施策⑩))

| 施策名                         | 自殺対策の総合的推進   |        |             |             | 担当部局名   | 政策統括官(共生社会政策担当) |  |            | 作成責任者名  | 自殺対策推進室参事官 安部 雅俊  |  |  |
|-----------------------------|--|--------|-------------|-------------|---|-----------------|--|------------|---------|---|--|--|
| 施策の概要                       | <p>自殺対策基本法(平成18年法律第85号)に基づき策定された「自殺総合対策大綱」(平成19年6月8日閣議決定、平成20年10月31日一部改正)では、国が推進すべき自殺対策の指針として9項目48の重点分野及び平成28年までに達成すべき目標が示されている。また、大綱に基づき、大綱策定後1年間のフォローアップ結果及び最近の自殺の動向を踏まえ、自殺対策の一層の推進を図るため、当面、強化し、加速化していくべき施策を「自殺対策加速化プラン」として策定した(平成20年10月31日自殺総合対策会議決定)。さらに、自殺をめぐる厳しい状況を受け、政務三役と有識者からなる自殺対策緊急戦略チームより、平成21年末・年度末に向けて「自殺対策100日プラン」が提言された(平成21年11月27日)。これを受けて、現下の自殺をめぐる厳しい情勢を踏まえ、様々な悩みや問題を抱えた人々に届く「当事者本位」の施策の展開ができるよう、政府全体の意識を改革し、一丸となって自殺対策の緊急的な強化を図るため、「いのちを守る自殺対策緊急プラン」(平成22年2月5日自殺総合対策会議決定)を策定し、機動的に対策を講じた。</p> <p>さらに、平成22年9月7日には、自殺総合対策会議の下に「自殺対策タスクフォース」を設置し、「年内に集中的に実施する自殺対策の取組について」(平成22年9月7日自殺対策タスクフォース決定)を策定し、同年中の自殺者数を可能な限り減少させる取組を行った。</p> <p>当初、タスクフォースは平成23年3月31日までの時限措置であったが、設置期限を1年間延長し、24年3月31日までとすることが決定され、引き続き23年の自殺者数を可能な限り減少させるよう取り組むこととなった。</p> |        |             |             | 政策体系上の位置付け  | 共生社会実現のための施策の推進 |  |            |         |   |  |  |
| 達成すべき目標                     | 本施策の推進により、年間3万人を超える自殺者数の減少を図る。   |        |             | 目標設定の考え方・根拠 | 自殺対策推進会議での審議及び自殺対策白の作成を通じ、自殺総合対策大綱に盛り込まれた施策の進捗状況を確認することを目標値として設定した。 |                 |  | 政策評価実施予定時期 | 平成24年8月 |   |  |  |
| 測定指標                        | 基準   |        | 目標          |             | 施策の進捗状況(目標)   |                 |  |            |         | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠  |  |  |
|                             | 基準年度   | 目標年度   | 23年度        | 24年度        | 25年度  | 26年度            | 27年度   |            |         |   |  |  |
| 1 自殺総合対策大綱に盛り込まれた施策のフォローアップ | 施策の進捗状況の確認   | 平成20年度 | 施策の進捗状況の確認  | 平成23年度      | 施策の進捗状況の確認  | -               | -  | -          | -       | 自殺対策推進会議での審議及び自殺対策白の作成を通じ、自殺総合対策大綱に盛り込まれた施策の進捗状況を確認することを目標値として設定した。 |  |  |
| 達成手段(開始年度)                  | 補正後予算額(執行額)(千円)  |        | 23年度予算額(千円) | 関連する指標      | 達成手段の概要   | 達成手段の目標(23年度)   | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容  |            |         |   |  |  |
|                             | 21年度   | 22年度   |             |             |   |                 |  |            |         |   |  |  |
| (1) 自殺対策の総合的推進(平成20年度)      | -  | -      | -           | 1           | 自殺対策推進会議、自殺対策タスクフォースにおけるフォローアップ、自殺対策白書のとりまとめによる施策の進捗状況の確認を行う。       | 施策の進捗状況の確認      | 自殺対策推進会議、自殺対策タスクフォースの開催、自殺予防週間の実施、自殺対策強化月間の実施により、自殺対策の推進を図ることができるため。 |            |         |   |  |  |

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-58(政策11-施策⑰))

|                             |   |        |             |        |   |  |      |      |                                |  |                  |  |  |  |  |
|-----------------------------|---|--------|-------------|--------|---|--|------|------|--------------------------------|--|------------------|--|--|--|--|
| 施策名                         | 自殺対策に関する調査研究・人材育成等  |        |             |        | 担当部局名   | 政策統括官(共生社会政策担当)  |      |      |                                | 作成責任者名   | 自殺対策推進室参事官 安部 雅俊 |  |  |  |  |
| 施策の概要                       | 国、地方公共団体、民間団体等と連携した各種啓発事業や、「自殺予防週間」(毎年9月10日～16日)及び「自殺強化月間」(毎年3月)の実施、パンフレットの配布、HP等を通じて、自殺や精神疾患に対する正しい知識を普及し、自殺予防に向けた機運の醸成を図る。また、都道府県・政令指定都市自殺対策主管課長等会議の開催や地域における自殺者遺族支援団体の自立化を支援することにより、自殺対策に従事する者の技能の向上や相互の連携を推進する。 |        |             |        |   |  |      |      | 政策体系上の位置付け                     | 共生社会実現のための施策の推進  |                  |  |  |  |  |
| 達成すべき目標                     | 本施策の推進により、年間3万人を超える自殺者数の減少を図る。  |        |             |        | 目標設定の考え方・根拠   | 自殺対策推進会議での審議及び自殺対策白書の作成を通じ、自殺総合対策大綱に盛り込まれた施策の進捗状況を確認することを目標値として設定した。 |      |      |                                | 政策評価実施予定時期   | 平成24年8月          |  |  |  |  |
| 測定指標                        | 基準値   |        | 目標値         |        | 年度ごとの目標値  |  |      |      |                                | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠  |                  |  |  |  |  |
|                             | 基準年度  |        | 目標年度        |        | 23年度  | 24年度   | 25年度 | 26年度 | 27年度                           |  |                  |  |  |  |  |
| 1 自殺対策は自分自身に関わる問題であると思う人の割合 | 33%   | 平成22年度 | 40%以上       | 平成23年度 | 40%以上   | -  | -    | -    | -                              | 自殺対策についての普及啓発活動の実施状況の確認を行うために測定指標として設定した。  |                  |  |  |  |  |
| 達成手段(開始年度)                  | 補正後予算額(執行額)(千円)   |        | 23年度予算額(千円) | 関連する指標 | 達成手段の概要   |  |      |      | 達成手段の目標(23年度)                  | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容  |                  |  |  |  |  |
|                             | 21年度  | 22年度   |             |        |   |  |      |      |                                |  |                  |  |  |  |  |
| (1) 自殺対策推進経費(平成23年度)        | 10091313(10,163)  | 97,561 | 3,911,044   | 1      | 3月の自殺対策強化月間や、9月の自殺予防週間において、関係機関や民間団体とも連携して重点的に啓発活動を実施することにより、自殺対策は自分自身に関わる問題であることについて国民の理解の更なる促進を図っていく。 |  |      |      | 自殺対策は自分自身に関わる問題であると思う人の割合(40%) | 3月の自殺対策強化月間や、9月の自殺予防週間において、関係機関や民間団体とも連携して重点的に啓発活動を実施することにより、国民の理解の更なる促進を図ることができるため。 |                  |  |  |  |  |

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-59(政策10-施策⑩))

|  |   |           |             |        |   |  |   |      |      |  |                     |  |  |  |
|--|---|-----------|-------------|--------|---|--|---|------|------|--|---------------------|--|--|--|
| 施策名  | 青年国際交流の推進   |           |             |        | 担当部局名   | 政策統括官(共生社会政策担当)  |   |      |      | 作成責任者名   | 参事官(青年国際交流担当) 佐藤 正昭 |  |  |  |
| 施策の概要  | 日本青年を海外に派遣し、または外国青年を日本に招へし、あるいは日本青年と外国青年が船内で共同生活を行うことにより、ディスカッション等を通じた日本と諸外国の青年の交流を行い、青年相互の理解と友好を促進するとともに、青年の国際的視野を広めて、国際協調の精神を養い、次代を担うにふさわしい国際性を備えた健全な青年を育成する。 |           |             |        | 政策体系上の位置付け  | 共生社会実現のための施策の推進  |   |      |      |  |                     |  |  |  |
| 達成すべき目標  | 本施策の推進により、国際化の進む社会の各分野で活躍できる青年の育成を促す。   |           |             |        | 目標設定の考え方・根拠   | 「子ども・若者ビジョン」(平成22年7月23日 子ども・若者育成支援推進本部決定)において、「子ども・若者等に対する施策の基本的方向」中、「多様な価値観に触れる機会の確保等」、「社会参加の促進」を行う手段として国際交流が掲げられている。 |   |      |      | 政策評価実施予定時期   | 平成24年8月             |  |  |  |
| 測定指標   | 基準値   |           | 目標値         |        | 年度ごとの目標値  |  |   |      |      | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠  |                     |  |  |  |
|  |   | 基準年度      |             | 目標年度   | 23年度  | 24年度   | 25年度  | 26年度 | 27年度 |  |                     |  |  |  |
| 1 青年国際交流事業の各事業における参加青年アンケート調査において、事業参加が青年本人の将来に役立ったと思う者の割合 | 94%   | 平成20年度    | 90%         | 23年度   | 90%   | -  | -   | -    | -    | 事業を通じて培われた国際的な視野やディスカッション能力、ネットワークを用いて国際化の進む社会の各分野で活躍できる青年の育成を促すことを目標としている。事業終了後に参加青年に対して事業参加が青年本人の将来に役立ったと思う者の割合を測定指標として観測し、その割合が90%以上となることをもって測定方法とした。 |                     |  |  |  |
| 達成手段(開始年度)   | 補正後予算額(執行額)(千円)   |           | 23年度予算額(千円) | 関連する指標 | 達成手段の概要   | 達成手段の目標(23年度)  | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容   |      |      |  |                     |  |  |  |
|  | 21年度  | 22年度      |             |        |   |  |   |      |      |  |                     |  |  |  |
| (1) 青年国際交流経費(昭和34年度)                                       | 1,579,627<br>(1,703,286)  | 1,564,885 | 1321        | 1      | 国際青年育成交流事業、日本・中国親善交流事業、日本・韓国親善交流事業、「世界青年の船」事業、「東南アジア青年の船」事業、青年社会活動コアリーダー育成プログラムにおいて、日本青年と外国青年の交流を行っている。 | 日本青年の参加<br>315人<br>外国青年の参加<br>569人<br>(事業参加が青年本人の将来に役立ったと思う者の割合:<br>90%以上)   | 青年国際交流事業への参加を通して、高いディスカッション能力やコミュニケーション能力の向上、また、普段の生活の場を超えた多様な価値観に触れる機会を持つことにより、青年の育成に寄与することができる。各事業についての詳細なアンケートを行い、各事業のプログラム内容についての評価を行い、次年度プログラムの検討に活用している。関係機関と連携し、事前準備を入念に行うことにより、各事業のプログラムの質を充実させていく。 |      |      |  |                     |  |  |  |

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-60(政策11-施策①))

|                            |   |        |                      |        |   |  |  |                    |                    |                               |   |  |  |  |
|----------------------------|---|--------|----------------------|--------|---|--|--|--------------------|--------------------|-------------------------------|---|--|--|--|
| 施策名                        | 栄典事務の適切な遂行  |        |                      |        | 担当部局名   | 賞勲局  |  |                    |                    | 作成責任者名                        | 総務課長 原 宏彰   |  |  |  |
| 施策の概要                      | 栄典は、日本国憲法第7条に規定する国事行為として、内閣の助言と承認の下に天皇陛下から授与されるものであり、これに関連する審査、伝達等の事務を行う。 |        |                      |        | 政策体系上の位置付け  | 栄典事務の適切な遂行   |  |                    |                    |                               |   |  |  |  |
| 達成すべき目標                    | 適切な審査を行うとともに、春秋叙勲候補者推薦要綱(平成15年閣議報告)等に定められた総数の発令に努める。                      |        |                      |        | 目標設定の考え方・根拠   | 受章者の予定数については、春秋叙勲候補者推薦要綱(平成15年閣議報告)において「毎回おおむね4,000名」と、危険業務従事者叙勲受章者の選考手続きについて(平成15年閣議了解)において「毎回おおむね3,600名」と、褒章受章者の選考手続きについて(平成15年閣議了解)において「毎回おおむね800名」と、それぞれ規定され、発令日については、勲章及び文化勲章各受章者の選考手続きについて(昭和53年閣議了解)等において規定されている。 |  |                    |                    | 政策評価実施予定時期                    | 平成24年8月   |  |  |  |
| 測定指標                       | 基準値   | 基準年度   | 目標値                  | 目標年度   | 年度ごとの目標値  |  |  |                    |                    | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |   |  |  |  |
|                            |   |        |                      |        | 23年度  | 24年度   | 25年度   | 26年度               | 27年度               |                               |   |  |  |  |
| 1 春秋叙勲の発令数                 | 春秋ごと概ね4,000名  | 平成15年秋 | 春秋ごと概ね4,000名         | 平成23年度 | 春秋ごと概ね4,000名  | 春秋ごと概ね4,000名   | 春秋ごと概ね4,000名   | 春秋ごと概ね4,000名       | 春秋ごと概ね4,000名       | 春秋ごと概ね4,000名                  | わが国の歴史と文化を象徴する制度であり、日本国憲法第7条に規定する天皇の国事行為としての栄典の授与の確実かつ安定した実施のため、受章者の予定数については、春秋叙勲候補者推薦要綱(平成15年閣議報告)において「毎回おおむね4,000名」と規定されている。                    |  |  |  |
| 2 危険業務従事者叙勲の発令数            | 毎回の発令ごと概ね3,600名(年2回)  | 平成15年秋 | 毎回の発令ごと概ね3,600名(年2回) | 平成23年度 | 毎回の発令ごと概ね3,600名   | 毎回の発令ごと概ね3,600名  | 毎回の発令ごと概ね3,600名  | 毎回の発令ごと概ね3,600名    | 毎回の発令ごと概ね3,600名    | 毎回の発令ごと概ね3,600名               | わが国の歴史と文化を象徴する制度であり、日本国憲法第7条に規定する天皇の国事行為としての栄典の授与の確実かつ安定した実施のため、受章者の予定数については、危険業務従事者叙勲受章者の選考手続きについて(平成15年閣議了解)において「毎回おおむね3,600名」と規定されている。         |  |  |  |
| 3 春秋褒章の発令数                 | 春秋ごと概ね800名  | 平成15年秋 | 春秋ごと概ね800名           | 平成23年度 | 春秋ごと概ね800名  | 春秋ごと概ね800名   | 春秋ごと概ね800名   | 春秋ごと概ね800名         | 春秋ごと概ね800名         | 春秋ごと概ね800名                    | わが国の歴史と文化を象徴する制度であり、日本国憲法第7条に規定する天皇の国事行為としての栄典の授与の確実かつ安定した実施のため、受章者の予定数については、褒章受章者の選考手続きについて(平成15年閣議了解)において「毎回おおむね800名」と規定されている。                  |  |  |  |
| 4 発令日                      | 春:4月29日<br>秋:11月3日  | 平成15年秋 | 春:4月29日<br>秋:11月3日   | 平成23年度 | 春:4月29日<br>秋:11月3日  | 春:4月29日<br>秋:11月3日   | 春:4月29日<br>秋:11月3日   | 春:4月29日<br>秋:11月3日 | 春:4月29日<br>秋:11月3日 | 春:4月29日<br>秋:11月3日            | わが国の歴史と文化を象徴する制度であり、日本国憲法第7条に規定する天皇の国事行為としての栄典の授与の確実かつ安定した実施のため、発令日については、勲章及び文化勲章各受章者の選考手続きについて(昭和53年閣議了解)等において「春にあっては4月29日、秋にあっては11月3日」と規定されている。 |  |  |  |
| 5 「一般推薦制度」に係るホームページへのアクセス数 | 23,445件   | 平成20年度 | 前年度比増                | 平成23年度 | 51,565件以上   | -  | -  | -                  | -                  | -                             | 国民が「一般推薦制度」の概要を認識することにより、人目につみにくい分野において真に功労のある人など春秋叙勲の候補として把握するため、「一般推薦制度」に係るホームページへのアクセス数を前年度比増とする。  |  |  |  |
| 達成手段(開始年度)                 | 補正後予算額(執行額)(千円)   |        | 23年度予算額(千円)          | 関連する指標 | 達成手段の概要   | 達成手段の目標(23年度)  | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容  |                    |                    |                               |   |  |  |  |
|                            | 21年度  | 22年度   |                      |        |   |  |  |                    |                    |                               |   |  |  |  |
| 栄典事務の適切な遂行に必要な経費(平成20年度)   | 2,913(2,905)  | 2,825  | 2,556                | 1.2.3  | 春秋叙勲候補者推薦要綱(平成15年閣議報告)等に定められた春秋叙勲、危険業務従事者叙勲、春秋褒章の受章者予定数の発令に努める。 | 叙勲:春秋概ね4000名<br>危険:毎回概ね3600名<br>褒章:春秋概ね800名(-)   | 栄典が日々公共のために努力を重ねている人々、地域において高い志をもって公共のための活動を行っている人々にとっての大きな励みとなる |                    |                    |                               |   |  |  |  |
|                            |   |        |                      | 4      | 勲章及び文化勲章各受章者の選考手続きについて(昭和53年閣議了解)等に定められた発令日に発令を行う。              | 春:4/29発令<br>秋:11/3発令(-)  |  |                    |                    |                               |   |  |  |  |
|                            |   |        |                      | 5      | 「一般推薦制度」の円滑な実施、充実のためのインターネットを活用した啓発活動を実施する。                     | (HPアクセス数の前年比増)   |  |                    |                    |                               |   |  |  |  |



平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-61(政策12-施策①))

|                                |   |      |        |   |  |                |      |   |            |                              |   |   |
|--------------------------------|---|------|--------|---|--|----------------|------|---|------------|------------------------------|---|---|
| 施策名                            | 男女共同参画施策の総合的推進(男女共同参画基本計画)  |      |        |   | 担当部局名  | 男女共同参画局        |      |   | 作成責任者名     | 推進課長 藤澤美穂                    |   |   |
| 施策の概要                          | 平成22年12月17日に閣議決定した、第3次男女共同参画基本計画に基づき、政府一体となった総合的かつ計画的な男女共同参画社会実現のための施策の推進状況を確認し、必要に応じて取組の強化等を働きかける。 |      |        |   | 政策体系上の位置付け   | 男女共同参画社会の形成の促進 |      |   |            |                              |   |   |
| 達成すべき目標                        | 第3次男女共同参画基本計画における、平成32年までを見通した施策の基本的方向の実現と平成27年度末までに実施する「具体的施策」の推進。                                 |      |        | 目標設定の考え方・根拠                                     | 男女共同参画社会基本法第13条において、政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、男女共同参画基本計画を定めなければならないとされている。平成22年12月に第3次男女共同参画基本計画が閣議決定されたことを受け、同計画に基づき、男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進する必要がある。 |                |      |   | 政策評価実施予定時期 | 平成24年8月                      |   |   |
| 測定指標                           | 基準  | 目標   |        |   | 施策の進捗状況(目標)  |                |      |   |            | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 |   |   |
|                                | 基準年度  | 目標年度 | 23年度   | 24年度  | 25年度   | 26年度           | 27年度 |   |            |                              |   |   |
| 第3次男女共同参画基本計画に盛り込まれた施策の推進状況の確認 | —   | —    | 平成27年度 | 施策の推進状況の確認<br>(男女共同参画白書の取りまとめによる<br>施策の推進状況の確認) |  |                | —    | — | —          | —                            | — | 男女共同参画社会基本法第12条において、「政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない」と定められているため。 |

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-62(政策12-施策②))

|  |   |                    |                     |             |   |  |   |          |          |  |           |  |  |  |
|--|---|--------------------|---------------------|-------------|---|--|---|----------|----------|--|-----------|--|--|--|
| 施策名  | 男女共同参画に関する普及・啓発   |                    |                     |             | 担当部局名   | 男女共同参画局  |   |          |          | 作成責任者名   | 総務課長 木下 茂 |  |  |  |
| 施策の概要  | 男女共同参画社会を形成するに当たっては、人々の中に根付く性別に基づく固定的な役割分担意識が障害となっており、男女共同参画についての一般国民の理解や認識を深める必要がある。そのためには、国から積極的な広報・啓発を行うとともに、地方公共団体及び民間団体への情報提供により男女共同参画に関する取組を支援することが重要である。本施策では、「男女共同参画週間」の実施、広報誌及びホームページでの情報提供、各種表彰の実施による人材育成等を通じて広報・啓発活動を行う。 |                    |                     |             | 政策体系上の位置付け  | 男女共同参画社会の形成の促進   |   |          |          |  |           |  |  |  |
| 達成すべき目標  | 男女共同参画社会の形成についての基本理念に関する国民の理解を深める。  |                    |                     | 目標設定の考え方・根拠 | 男女共同参画社会基本法第16条において、「国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。」と定められている。  |  |   |          |          | 政策評価実施予定時期   | 平成24年8月   |  |  |  |
| 測定指標   | 基準値   |                    | 目標値                 |             | 年度ごとの目標値  |  |   |          |          | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠                          |           |  |  |  |
|  | 基準年度  | 目標年度               | 23年度                | 24年度        | 25年度  | 26年度   | 27年度  |          |          |  |           |  |  |  |
| 1 男女の多様な生き方を認める割合<br>(「男女共同参画社会に関する世論調査」における固定的性別役割分担意識に対して「反対」「どちらかといえば反対」という回答の割合) | 55.1%   | 平成21年度             | 60%                 | 平成27年度      | 56%   | 57%  | 58%   | 59%      | 60%      | ・男女共同参画に関する国民の認識の深さを具体化したものである。<br>・昨年度以上のパーセンテージを目指す。 |           |  |  |  |
| 2 内閣府男女共同参画局ホームページへのアクセス件数   | 32000件/月  | 平成19年度             | 37000件/月            | 平成27年度      | 33000件/月  | 34000件/月   | 35000件/月  | 36000件/月 | 37000件/月 | ・男女共同参画に関する国民の認識の深さを具体化したものである。<br>・昨年度以上のアクセス件数を目指す。  |           |  |  |  |
| 3 総合情報誌「共同参画」に関するアンケートの肯定的な評価の割合   | 87%   | 平成20年度             | 70%以上               | 平成23年度      | 70%以上   | 70%以上  | 70%以上   | 70%以上    | 70%以上    | ・男女共同参画に関する意識の高さを具体化したものである。<br>・肯定的な読者数の維持を目指す。       |           |  |  |  |
| 達成手段<br>(開始年度)   | 補正後予算額(執行額)(千円)   |                    | 23年度<br>予算額<br>(千円) | 関連する<br>指標  | 達成手段の概要   | 達成手段<br>の目標<br>(23年度)  | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容   |          |          |  |           |  |  |  |
|  | 21年度  | 22年度               |                     |             |   |  |   |          |          |  |           |  |  |  |
| 男女共同参画に関する普及・啓発<br>(1)に必要な経費<br>(平成6年度)  | 58,657<br>(34,360)  | 37,374<br>(26,509) | 22,014              | 1、2、3       | 男女共同参画社会を形成するに当たっては、人々の中に根付く性別に基づく固定的な役割分担意識が障害となっており、男女共同参画についての一般国民の理解や認識を深める必要がある。そのためには、国から積極的な広報・啓発を行うとともに、地方公共団体及び民間団体への情報提供により男女共同参画に関する取組を支援することが重要である。本施策では、「男女共同参画週間」の実施、広報誌及びホームページでの情報提供、各種表彰の実施による人材育成等を通じて広報・啓発活動を行う。 | —<br><br>(HPアクセス件数33000件)<br><br>(固定的性別役割分担意識に否定的な回答56%)<br><br>(広報誌に肯定的な評価の割合70%) | 男女共同参画社会は、広く国民に関わるものであり、その促進に当たっては、人々の中に根付く性別に基づく固定的な役割分担意識が障害となっていることから、積極的な広報・啓発によって、男女共同参画についての一般国民の理解や認識を深める。 |          |          |  |           |  |  |  |

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-63(政策12-施策)

| 施策名   | 男女共同参画を促進するための地方公共団体・民間団体等との連携   |        |            |             | 担当部局名   | 男女共同参画局        |      |   |   | 作成責任者名   | 総務課長 木下 茂 |  |  |  |
|---|--|--------|------------|-------------|---|----------------|------|---|---|--|-----------|--|--|--|
| 施策の概要   | 男女共同参画社会の形成は、広く国民に関わるとともに、あらゆる分野に関わるものであり、国のみならず地方公共団体、民間団体の取組が重要である。このため、地域における男女共同参画の促進のための支援、地域レベルの啓発を進めるための各種会議、フォーラム等の開催、地方における人材育成のための研修等を通じ、地方公共団体・民間団体等の取組を支援・促進するとともに、これらの主体における男女共同参画社会の形成に向けた総合的かつ実践的な取組が展開されるよう促す。 |        |            |             | 政策体系上の位置付け  | 男女共同参画社会の形成の促進 |      |   |   |  |           |  |  |  |
| 達成すべき目標   | 地方公共団体・民間団体、国民の各界各層が連携して、地域における意識啓発や人材育成を進めるほか、地域の各主体の連携・協働による地域の課題解決を促す。  |        |            | 目標設定の考え方・根拠 | 男女共同参画社会基本法第20条において「国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」と定められている。 |                |      |   |   | 政策評価実施予定時期   | 平成24年8月   |  |  |  |
| 測定指標  | 基準値  |        | 目標値        |             | 年度ごとの目標値  |                |      |   |   | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠  |           |  |  |  |
|   | 基準年度   | 目標年度   | 23年度       | 24年度        | 25年度  | 26年度           | 27年度 |   |   |  |           |  |  |  |
| 1 「男女共同参画フォーラム」におけるアンケートの肯定的な評価の割合                            | 70%<br>(「全国会議及びフォーラム」全般に対する評価)   | 平成19年度 | 80%        | 平成23年度      | 80%   | —              | —    | — | — | ・アンケートにおける参加者からの意見を踏まえ、毎年度プログラム等の見直しを行うことで、参加者の満足度を上げ効率のよい開催が期待できることから当指標の設定を行った。<br>・平成22年度事後評価結果を踏まえ、「男女共同参画フォーラム」におけるアンケートでの肯定的な評価の割合を80%と設定した。   |           |  |  |  |
| 2 「男女共同参画苦情処理研修」における肯定的な評価の割合                                 | 76.6%  | 平成21年度 | 80%        | 平成23年度      | 80%   | —              | —    | — | — | ・アンケートにおける参加者からの意見を踏まえ、毎年度プログラムの見直しを行うことで、研修のより高い効果を期待できることから当指標の設定を行った。<br>・平成22年度事後評価結果を踏まえ、「男女共同参画苦情処理研修」におけるアンケートでの肯定的な評価の割合を80%と設定した。   |           |  |  |  |
| 3 地域における男女共同参画促進の取組事例収集件数                                     | 57件  | 平成21年度 | 100件以上     | 平成23年度      | 100件以上  | —              | —    | — | — | ・地域における男女共同参画の促進については、緊急の課題として取組が必要である震災支援状況調査を行うこととしており、幅広い事例の収集が見込まれる。<br>また、平成22年度事後評価結果を踏まえ、地域における男女共同参画促進の事例収集件数を100件以上と設定した。   |           |  |  |  |
| 4 「国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業」におけるアンケートの肯定的な評価の割合及び新規共催団体数 | 89%<br>5団体   | 平成22年度 | 80%<br>1団体 | 平成23年度      | 80%<br>1団体  | —              | —    | — | — | ・「国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業」(以下「国・地方共催事業」とは、内閣府が、男女共同参画推進連携会議の構成団体(89団体(平成23年8月15日現在))や地域版男女共同参画推進連携会議(12団体(同))と共催し、そのときの男女共同参画の課題に関連したセミナー、シンポジウム等を開催することにより、当該構成団体において男女共同参画の理解を深めることを目的としたもの。<br>・平成19年度より毎年度開催しているものであり、年度ごとに、これらの団体に対して公募し、応募・審査・採択を経て実施している。<br>・男女共同参画を推進するためには、これらの団体(民間団体)との連携が不可欠であり、その推進・連携の輪を広げるためには、アンケートによる参加者からの意見を踏まえたプログラム等の見直しを行うことに加え、新規団体(これまでに共催したことのない団体)と共催することが重要である。<br>・アンケートの肯定的な評価については、平成22年度の結果を踏まえ、80%と設定した。<br>・新規共催団体数については、これまでに共催したことのない団体(少なくとも1団体)を含めて共催することを目標として設定した。 |           |  |  |  |

| 達成手段<br>(開始年度)  | 補正後予算額(執行額)(千円)     |                    | 23年度<br>予算額<br>(千円) | 関連する<br>指標 | 達成手段の概要  | 達成手段<br>の目標<br>(23年度)  | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容  |
|---|---------------------|--------------------|---------------------|------------|--|--|--|
|   | 21年度                | 22年度               |                     |            |  |  |  |
| 男女共同参画を促進するための地方公共団体・民間団体等との連携<br>(1)に必要な経費<br>(平成13年度) | 128,186<br>(64,161) | 97,090<br>(63,877) | 93,156              | 1,2,3,4    | 男女共同参画社会の形成は、広く国民に関わるとともに、あらゆる分野に関わるものであり、国のみならず地方公共団体、民間団体の取組が重要である。このため、地域における男女共同参画の促進のための支援、地域レベルの啓発を進めるための各種会議、フォーラム等の開催、地方における人材育成のための研修等を通じ、地方公共団体・民間団体等の取組を支援・促進するとともに、これらの主体における男女共同参画社会の形成に向けた総合的かつ実践的な取組が展開されるよう促す。 | —<br><br>(フォーラム<br>満足度:<br>80%)<br>(苦情処理研<br>修満足度:<br>80%)<br>(地域の取組<br>事例:100件<br>以上)<br>(国・地方共<br>催事業満足<br>度:80%)<br>(新規共催団<br>体数:1団体) | 男女共同参画を促進するための地方公共団体・民間団体等との連携に必要な経費により事業を実施することで、国のみならず、地方公共団体、地域、民間団体等の各界各層への取組の支援につながり、「男女共同参画社会」の形成の促進を図ることができるため。 |

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-64(政策12-施策④))

|  |  |                 |                       |             |  |                                     |  |          |            |  |   |
|--|--|-----------------|-----------------------|-------------|--|-------------------------------------|--|----------|------------|--|---|
| 施策名  | 国際交流・国際協力の促進   |                 |                       |             | 担当部局名  | 男女共同参画局                             |  |          | 作成責任者名     | 総務課長 木下 茂  |   |
| 施策の概要  | 女性の地位向上のための国際的規範や基準、取組の国内への浸透を図るとともに、男女共同参画社会の形成に向けた国際交流、国際協力を促進するため、国際的動向に関する情報収集・分析、我が国の施策・取組についての資料の作成・発信を行うほか、各種国際会議に積極的に出席し、各国代表との意見交換等を行う。 |                 |                       |             | 政策体系上の位置付け   | 男女共同参画社会の形成の促進                      |  |          |            |  |   |
| 達成すべき目標  | 男女共同参画についての国際的取組を国内へ浸透させるとともに、国際的動向の情報収集や分析を行い、我が国の施策・取組を発信することで、国際交流と国際協力を促進する。   |                 |                       | 目標設定の考え方・根拠 | 男女共同参画社会基本法において、「国際的協調」が5つの基本理念の1つとなっている。第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月閣議決定)の中で、第15分野「国際規範の尊重と国際社会の『平等・開発・平和』への貢献」が定められている。  |                                     |  |          | 政策評価実施予定時期 | 平成24年8月  |   |
| 測定指標   | 基準値  |                 | 目標値                   |             | 年度ごとの目標値   |                                     |  |          |            | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠  |   |
|  | 基準年度   | 目標年度            | 23年度                  | 24年度        | 25年度   | 26年度                                | 27年度   |          |            |  |   |
| 「国連婦人の地位委員会」等の男女共同参画に関する国際会議への出席回数                               | 6回   | 過去5年の平均         | 7回                    | 平成23年度      | 7回   | 7回                                  | 7回   | 7回       | 7回         | ・国際会議等へ積極的に出席し、国際的に関する情報収集・分析、我が国の施策・取組についての資料の作成・発信を行うことで、我が国の「男女共同参画社会」の形成の促進につながるものとなるため。 |   |
| 測定指標   | 基準   |                 | 目標                    |             | 施策の進捗状況(目標)  |                                     |  |          |            | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠   |   |
|  | 基準年度   | 目標年度            | 23年度                  | 24年度        | 25年度   | 26年度                                | 27年度   |          |            |  |   |
| 第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月閣議決定)第15分野「国際規範の尊重と国際社会の『平等・開発・平和』への貢献」の推進 | 具体的施策の推進   | 平成21年度          | 推進度合いに基づいた第4次基本計画への反映 | 平成27年度      | 具体的施策の推進   | 具体的施策の推進                            | 具体的施策の推進   | 具体的施策の推進 | 具体的施策の推進   | 推進度合いに基づいた第4次基本計画への反映  | 男女共同参画社会基本法(平成11年施行)において、「男女共同参画基本計画」を定めなければならない。」と規定されているため。 |
| 達成手段(開始年度)   | 補正後予算額(執行額)(千円)  |                 | 23年度予算額(千円)           | 関連する指標      | 達成手段の概要  | 達成手段の目標(23年度)                       | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容  |          |            |  |   |
|  | 21年度   | 22年度            |                       |             |  |                                     |  |          |            |  |   |
| 国際交流・国際協力の促進に必要な経費(平成12年度)                                       | 43,129(21,470)   | 109,400(77,080) | 24,501                | 1.2.3       | 「国連婦人の地位委員会」「APEC女性と経済会合」等の男女共同参画に関する国際会議へ出席し、国際的な意思決定の場に我が国の基本的な考え方を反映させるとともに、英文冊子を配布するなど日本の男女共同参画に関する施策を海外に積極的に紹介する。国際会議等を通じて、女性の地位向上のための海外の取組方針・事例等について聴取し積極的に国内への紹介・浸透を図る。 | 国際会議への出席<br>各国・国際機関等の情報・資料収集<br>(一) | 国際会議出席・関係者との意見交換等を通じて男女共同参画に関する国際社会における最新の取組・情報を収集することにより、国内の関連施策策定への活用へ寄与する。また、諸外国のネットワークを強化することができるほか、我が国の取組について国際社会に発信するとともに、国際規範づくりに対し積極的に貢献できる。<br>また、国内施策の策定において主要国・国際機関の情報を活用し、我が国の関連施策を積極的に国際社会に発信し、国際的動向等を国内に普及することにより、国際協調の下での男女共同参画社会の形成が進むことに寄与する。 |          |            |  |   |

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-65(政策12-施策⑤))

|   |   |                        |                            |   |   |                            |                            |                            |                            |  |   |
|---|---|------------------------|----------------------------|---|---|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|--|---|
| 施策名   | 女性に対する暴力の根絶に向けた取組   |                        |                            |   | 担当部局名   | 男女共同参画局推進課暴力対策推進室          |                            | 作成責任者名                     | 暴力対策推進室長 原 典久              |  |   |
| 施策の概要   | 配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害し、男女共同参画社会の実現を阻害するものである。女性に対する暴力は潜在化しやすく、女性を男性に比べて従属的な地位に追い込む社会的問題であることから、社会の意識を喚起するとともに、女性の人権の尊重や女性に対する暴力防止のための意識啓発や教育の充実、被害者支援の取組を充実する。 |                        |                            |   | 政策体系上の位置付け  | 男女共同参画社会の形成の促進             |                            |                            |                            |  |   |
| 達成すべき目標   | 女性に対する暴力は重大な人権侵害であるとの意識を社会に喚起し、女性の人権の尊重や女性に対する暴力の根絶を推進する。   |                        | 目標設定の考え方・根拠                | 第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月閣議決定)の中で、第9分野「女性に対するあらゆる暴力の根絶」が定められている。 |   | 政策評価実施予定時期                 | 平成24年8月                    |                            |                            |  |   |
| 測定指標  | 基準値   | 基準年度                   | 目標値                        | 目標年度  | 年度ごとの目標値  |                            |                            |                            |                            | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠  |   |
|   |   |                        |                            |   | 23年度  | 24年度                       | 25年度                       | 26年度                       | 27年度                       |  |   |
| 1 女性に対する暴力に関するポスター等の配布箇所数                             | 全地方公共団体(都道府県・政令指定都市及び市区町村)  | 平成17年度                 | 全地方公共団体(都道府県・政令指定都市及び市区町村) | 平成23年度  | 全地方公共団体(都道府県・政令指定都市66カ所、市区町村1902カ所)   | 全地方公共団体(都道府県・政令指定都市及び市区町村) | 全地方公共団体(都道府県・政令指定都市及び市区町村) | 全地方公共団体(都道府県・政令指定都市及び市区町村) | 全地方公共団体(都道府県・政令指定都市及び市区町村) | 全地方公共団体(都道府県・政令指定都市及び市区町村)   | ・国民に対し、女性に対する暴力の根絶に向けた意識啓発・教育の充実を図るため、「女性に対する暴力をなくす運動」として期間を設け、集中的、総合的に広報啓発を行うことは、女性に対する暴力の根絶に向けた取組の促進につながるものとなるため。 |
| 測定指標  | 基準  | 基準年度                   | 目標                         | 目標年度  | 施策の進捗状況(目標)   |                            |                            |                            |                            | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠   |   |
|   |   |                        |                            |   | 23年度  | 24年度                       | 25年度                       | 26年度                       | 27年度                       |  |   |
| 2 第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月閣議決定)第9分野「女性に対するあらゆる暴力の根絶」の推進 | 具体的施策の推進  | 平成22年度                 | 推進度合いに基づいた第4次基本計画への反映      | 平成27年度  | 具体的施策の推進  | 具体的施策の推進                   | 具体的施策の推進                   | 具体的施策の推進                   | 具体的施策の推進                   | 推進度合いに基づいた第4次基本計画への反映  | 男女共同参画社会基本法(平成11年施行)において、「男女共同参画基本計画を定めなければならない。」と規定されているため。  |
| 達成手段(開始年度)  | 補正後予算額(執行額)(千円)   |                        | 23年度予算額(千円)                | 関連する指標  | 達成手段の概要   |                            |                            |                            | 達成手段の目標(23年度)              | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容  |   |
|   | 21年度  | 22年度                   |                            |   |   |                            |                            |                            |                            |  |   |
| 1. 女性に対する暴力の根絶に向けた取組に必要な経費                            | 90,199<br>(72,084)  | 1,120,051<br>(653,181) | 87,849                     | 1, 2  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民に対し、女性に対する暴力の根絶に向けた意識啓発・教育の充実を図るため、「女性に対する暴力をなくす運動」として期間を設け、集中的、総合的に広報啓発を行うとともに、若年層を対象とした予防啓発の促進等、社会情勢の変化に対応した個別課題への取組を進める。</li> <li>・「配偶者からの暴力等被害者支援強化促進事業」を実施し、男女共同参画センターの相談員等への性暴力被害者支援に関する研修を行う。</li> <li>・また、官民の配偶者暴力被害者支援の関係者を対象としたワークショップを行い、地域における関係者の連携事例や先進的な取組の共有・意見等を通じ、官民・官民の更なる連携強化等を図る。</li> </ul> |                            |                            |                            | 女性に対する暴力の根絶に向けた取組の促進       | 達成手段に係る事業や調査等を行い、また「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に施策に係る広報啓発を集中的、総合的に実施することなどにより、社会の意識を喚起し、女性の人権の尊重や女性に対する暴力の根絶を推進することに寄与する。 |   |

|   |   |   |         |   |  |                             |   |
|---|---|---|---------|---|--|-----------------------------|---|
| <p>東日本大震災による女性の悩み・<br/>(2 暴力に関する相談事業に必要な経<br/>費</p> | - | - | 237,300 | 2 | <p>被災地の自治体と協力し、震災に関連する悩み全般に関する相談や、配偶者等からの暴力や性暴力などに関する相談を受け付ける臨時的相談窓口を開設し、女性の悩み相談や暴力被害者支援を行っている全国のNPOや男女センターなどの相談員を被災地に派遣し、電話相談及び窓口相談を実施するほか、相談者の希望に応じ、仮設住宅等への訪問相談を実施する。被災地に派遣する相談員等には、事前研修を実施する。また、相談事業実施中に、相談状況について適宜取りまとめを実施し、被災者支援等の関係者に情報提供することにより、避難者が居住する地方公共団体における被災者支援への女性の視点の盛り込みを促す。</p> | <p>女性に対する暴力の根絶に向けた取組の促進</p> | <p>被災地において女性等が様々な不安、悩み、ストレス、暴力被害などを安心して相談できるサービスを提供することにより、被災女性等が抱える悩み等の解消を図り、その後の生活再建に向けた取組を促すことが期待できる。<br/>また、このような相談しやすい体制等を整備することは、女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくりにつながるものであり、ひいては女性に対する暴力の根絶を推進することに寄与する。</p> |
|---|---|---|---------|---|--|-----------------------------|---|

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-66(政策12-施策⑥))

|                                |  |                   |                 |        |   |  |                    |                    |                    |   |   |  |  |  |
|--------------------------------|--|-------------------|-----------------|--------|---|--|--------------------|--------------------|--------------------|---|---|--|--|--|
| 施策名                            | 女性の参画の拡大に向けた取組   |                   |                 |        | 担当部局名   | 男女共同参画局  |                    |                    |                    | 作成責任者名  | 推進課長 藤澤 美穂  |  |  |  |
| 施策の概要                          | 女性の参画の現状を明らかにすることにより各種機関・団体等の取組を促すとともに、制度や実情を調査・分析することにより効果的な施策を実施するための基礎資料とし、女性の参画の拡大及びポジティブ・アクション推進についての啓発を図る。 |                   |                 |        | 政策体系上の位置付け  | 男女共同参画社会の形成の促進   |                    |                    |                    |   |   |  |  |  |
| 達成すべき目標                        | 女性の参画の拡大に向けた取組を進めることにより、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」との目標の達成を目指す。                 |                   |                 |        | 目標設定の考え方・根拠   | 平成15年6月20日男女共同参画推進本部にて「女性のチャレンジ支援策の推進について」が決定されている。また、第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月閣議決定)の中で、左記目標の達成に向けた実効性あるポジティブ・アクションが喫緊の課題とされ、第1分野に「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」が定められたほか、各分野で女性の参画拡大が定められている。 |                    |                    |                    | 政策評価実施予定時期  | 平成24年8月   |  |  |  |
| 測定指標                           | 基準   | 基準年度              | 目標              | 目標年度   | 施策の進捗状況(目標)   |  |                    |                    |                    | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠  |   |  |  |  |
|                                |  |                   |                 |        | 23年度  | 24年度   | 25年度               | 26年度               | 27年度               |   |   |  |  |  |
| 1 女性の参画の拡大状況の確認                | -  | -                 | 女性の参画状況の確認(毎年度) | 平成23年度 | 女性の参画状況の確認(各調査による)  | 女性の参画状況の確認(各調査による)   | 女性の参画状況の確認(各調査による) | 女性の参画状況の確認(各調査による) | 女性の参画状況の確認(各調査による) | 女性の参画の拡大に向けては、女性の参画の現状を明らかにすることにより各種機関・団体等の取組を促すことが必要である。<br>・第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月閣議決定)においても、第1分野「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」において、平成27年度末までに実施する具体的施策として、「様々な分野における女性の政策・方針決定過程への参画状況について定期的に調査して情報提供する。」とされており、女性の参画の拡大状況を毎年度着実に調査・公表することが指標として適切と思料。 |   |  |  |  |
| 達成手段(開始年度)                     | 補正後予算額(執行額)(千円)  |                   | 23年度予算額(千円)     | 関連する指標 | 達成手段の概要   |  |                    |                    |                    | 達成手段の目標(23年度)   | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容   |  |  |  |
|                                | 21年度   | 22年度              |                 |        |   |  |                    |                    |                    |   |   |  |  |  |
| 女性の参画の拡大に向けた取組に(1)必要な経費(平成9年度) | 29,708<br>(19,179)   | 14,914<br>(7,124) | 14,609          | 1      | ・様々な分野における女性の政策・方針決定過程への参画状況や地方公共団体における男女共同参画の推進状況や国の審議会等への女性委員の登用状況の定期的な調査・公表。<br>・多様な専門分野の女性を登録した人材データベースの作成・充実。<br>・ポジティブ・アクションの推進に係る状況や具体的な措置を調査し、課題解決型・参加型の広報により、若年層及び企業への啓発を行うもの。 |  |                    |                    |                    | 女性の参画に関する情報の収集等<br>(一)  | 女性の参画に関する状況の把握、女性人材に関する情報の収集・提供、ポジティブ・アクションの推進に係る状況の把握及び具体的な措置に関する調査及び意識啓発により、女性の登用の促進を図る |  |  |  |



平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-67(政策12-施策⑦))

|  |  |      |             |        |  |   |      |      |      |  |  |  |  |  |  |
|--|--|------|-------------|--------|--|---|------|------|------|--|--|--|--|--|--|
| 施策名  | 新分野における男女共同参画の推進   |      |             |        | 担当部局名  | 男女共同参画局   |      |      |      | 作成責任者名   | 推進課長 藤澤 美穂   |  |  |  |  |
| 施策の概要                                      | 男女共同参画の意義についての正しい理解が浸透し、男性自身が自らの問題として、男女共同参画を捉えられるよう、普及啓発、総合的な調査・分析による効果的な施策の検討、男性の家庭・地域への参画促進を行う。 |      |             |        | 政策体系上の位置付け   | 男女共同参画社会の形成の促進  |      |      |      |  |  |  |  |  |  |
| 達成すべき目標                                    | 男性自身の男性に関する固定的性別役割分担意識の解消を図るとともに、長時間労働の抑制等働き方の見直し等による男性の地域生活や家庭生活への参画を促進する。                        |      |             |        | 目標設定の考え方・根拠  | 第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月閣議決定)の中で、第3分野「男性、子どもにとっての男女共同参画」が定められている。 |      |      |      | 政策評価実施予定時期   | 平成24年8月  |  |  |  |  |
| 測定指標                                       | 基準値  | 基準年度 | 目標値         | 目標年度   | 年度ごとの目標値   |   |      |      |      | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠  |  |  |  |  |  |
|  |  |      |             |        | 23年度   | 24年度  | 25年度 | 26年度 | 27年度 |  |  |  |  |  |  |
| 1 男性の男女共同参画推進(仮称)シンポジウムにおけるアンケートの肯定的な評価の割合 | -  | -    | 70%         | 平成23年度 | 70%  | -   | -    | -    | -    | アンケートにおける参加者からの意見を踏まえ、毎年度プログラム等の見直しを行うことで、参加者の満足度を上げ効率のよい開催ができることから当該指標を設定。目標値については、類似事業の実施初年度の値に倣い設定。 |  |  |  |  |  |
| 達成手段(開始年度)                                 | 補正後予算額(執行額)(千円)  |      | 23年度予算額(千円) | 関連する指標 | 達成手段の概要  |   |      |      |      | 達成手段の目標(23年度)  | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容  |  |  |  |  |
| (1) 新分野における男女共同参画の推進経費(平成23年度新規)           | -  | -    | 27,364      | 1      | <ul style="list-style-type: none"> <li>これまでアプローチが少なかった男性に対し、男女共同参画の意義の理解促進を図るとともに、固定的性別役割分担意識からの開放に資する取組としての情報提供、シンポジウム、マスメディアを活用した広報活動等。</li> <li>男性自身の男性に関する固定的性別役割分担意識の解消に関する調査研究。</li> <li>男性の家庭や地域活動への参画についての先進事例の収集・提供。</li> </ul> |   |      |      |      | -<br>(シンポジウム満足度:70%)   | 広報活動により、男女共同参画の意義についての正しい理解が浸透し、男性自身が自らの問題として、男女共同参画を捉えられるよう促すとともに、調査研究により、男性の男女共同参画推進のための効果的な施策を実施するための基礎資料とするほか、先進事例の収集・提供により、男性の地域・家庭への参画促進を図ることができる。 |  |  |  |  |

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-68(政策12-施策⑧))

|  |  |                    |             |        |   |   |      |      |      |   |  |  |  |  |  |
|--|--|--------------------|-------------|--------|---|---|------|------|------|---|--|--|--|--|--|
| 施策名  | 仕事と生活の調和の推進  |                    |             |        | 担当部局名   | 男女共同参画局   |      |      |      | 作成責任者名  | 推進課長 藤澤 美穂   |  |  |  |  |
| 施策の概要  | 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(平成22年6月に新たに制定)に基づき、政・労・使・自治体、国民等、官民が一体となり、総合的にワーク・ライフ・バランスの取組を推進する。 |                    |             |        | 政策体系上の位置付け  | 男女共同参画社会の形成の促進  |      |      |      |   |  |  |  |  |  |
| 達成すべき目標  | 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」の基本理念に関する国民の理解を深め、国民運動を通じた気運の醸成を図る。  |                    |             |        | 目標設定の考え方・根拠   | 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」(平成22年6月 仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定。以下、憲章)の中に、国の果たすべき役割として「国は、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む」と定められている。 |      |      |      | 政策評価実施予定時期  | 平成24年8月  |  |  |  |  |
| 測定指標   | 基準   | 基準年度               | 目標          | 目標年度   | 施策の進捗状況(目標)   |   |      |      |      | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠   |  |  |  |  |  |
|  |  |                    |             |        | 23年度  | 24年度  | 25年度 | 26年度 | 27年度 |   |  |  |  |  |  |
| 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」に基づく施策の進捗状況の確認         | -  | -                  | 施策の推進状況の確認  | 平成23年度 | 施策の推進状況の確認(「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポート」の発刊による施策の進捗状況の確認)  |   |      |      |      | ・憲章に基づき企業や働く者、国民の効果的な取組、国や地方公共団体の施策の方針を定めた「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、「仕事と生活の調和した社会の実現に向けた全体としての進捗状況を把握・評価し、政策への反映を図る」としているため。 |  |  |  |  |  |
| 達成手段(開始年度)                                       | 補正後予算額(執行額)(千円)  |                    | 23年度予算額(千円) | 関連する指標 | 達成手段の概要   |   |      |      |      | 達成手段の目標(23年度)   | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容  |  |  |  |  |
|  | 21年度   | 22年度               |             |        |   |   |      |      |      |   |  |  |  |  |  |
| 仕事と生活の調和の推進<br>(1) (平成20年度。ただし、当局における実施は22年9月から) | (一)<br>※平成22年9月まで他部局での管轄。  | 32,986<br>(29,676) | 18,384      | 1      | 「仕事と生活の調和連携推進・評価部会」において、「憲章」及び「行動指針」に基づき、その点検・評価を行い、その結果をレポートにまとめ公表するほか、各企業がワーク・ライフ・バランスについて情報交換、意見交換を行う場を設定する。<br>ワーク・ライフ・バランスに係る調査を行うほか、各種施策、具体的な取組事例、調査・研究結果等の情報をメールマガジン形式で提供する。 |   |      |      |      | 仕事と生活の調和レポートの作成<br><br>メールマガジンを毎月1回配信<br><br>仕事と生活の調和担当者交流会の開催<br><br>(一)   | 「仕事と生活の調和連携推進・評価部会」を運営し「憲章」及び「行動指針」に基づく点検・評価を行うとともに、関係者の連携推進、啓発や情報発信を行うなどにより、仕事と生活の調和の推進を図る。<br>効果的な広報・啓発活動を行うことにより、仕事と生活の調和についての理解を促進し、仕事と生活の調和が実現した社会の構築に向けて、国民的な気運の醸成を図る。 |  |  |  |  |

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-69(政策13-施策①))

| 施策名                             | 食品健康影響評価技術研究の推進  |                      |                                  |             | 担当部局名  | 食品安全委員会事務局       | 作成責任者名   | 情報・緊急時対応課長 本郷 秀毅 |   |  |
|---------------------------------|--|----------------------|----------------------------------|-------------|--|------------------|--|------------------|---|--|
| 施策の概要                           | 食品健康影響評価(リスク評価)の推進のため、あらかじめ研究領域を設定し公募を行う「研究領域設定型」の競争的研究資金制度の下、リスク評価に関するガイドライン・評価基準の策定等に資する研究を委託方式にて実施する。 |                      |                                  |             | 政策体系上の位置付け   | 食品の安全性の確保        |  |                  |   |  |
| 達成すべき目標                         | 信頼性の高い食品健康影響評価の効果的・効率的な実施を促進する。  |                      |                                  | 目標設定の考え方・根拠 | 食品安全基本法(平成15年5月23日法律第48号)第16条及び同法第23条第1項第6号  |                  | 政策評価実施予定時期   | 平成24年8月          |   |  |
| 測定指標                            | 基準値  |                      | 目標値                              |             | 年度ごとの目標値   |                  |  |                  |   | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠  |
|                                 | 基準年度   | 目標年度                 | 23年度                             | 24年度        | 25年度   | 26年度             | 27年度   |                  |   |  |
| 「食品健康影響評価技術研究の実施について」に定める事後評価結果 | 平均評価点が3以上の研究課題が50%以上   | 平成20年度               | すべての評価項目について平均評価点が3以上の研究課題が50%以上 | 平成23年度      | すべての評価項目について平均評価点が3以上の研究課題が50%以上   | -                | -  | -                | - | 個々の技術研究においては研究目標が達成できない場合があることを踏まえ、事後評価結果において、概ね目標を達成したと認められる評価点の研究課題が過半を超えていることを目標値として設定した。 |
| 「食品健康影響評価技術研究の実施について」に定める中間評価結果 | 平均評価点が3以上の研究課題が50%以上   | 平成20年度               | 平均評価点が3以上の研究課題が50%以上             | 平成23年度      | 平均評価点が3以上の研究課題が50%以上   | -                | -  | -                | - | 個々の技術研究においては研究目標が達成できない場合があることを踏まえ、中間評価結果において、概ね目標を達成したと認められる評価点の研究課題が過半を超えていることを目標値として設定した。 |
| 達成手段(開始年度)                      | 補正後予算額(執行額)(千円)  |                      | 23年度予算額(千円)                      | 関連する指標      | 達成手段の概要  | 達成手段の目標(23年度)    | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容  |                  |   |  |
|                                 | 21年度   | 22年度                 |                                  |             |  |                  |  |                  |   |  |
| (1) 食品健康影響評価技術の研究に必要な経費         | 322,559<br>(320,277)   | 342,532<br>(337,820) | 241,535                          | 1.2         | 今後概ね5年間に食品安全委員会において推進することが必要な調査・研究について、目標及び目標達成に向けた方策(道筋)等を内容とする「食品の安全性の確保のための調査研究の推進の方向性」に沿って、リスク評価の適切な実施に資する研究を実施する。<br>また、リスク評価の適切な実施に資する研究を推進するため、次の取組を引き続き実施する。<br>・独自の研究機関を有しない食品安全委員会における食品健康影響評価技術研究の重要性にかんがみ、リスク評価の効率化に必要な研究を一層推進するため、研究の委託に係る予算を拡充して要求する。<br>・従来以上に多くの研究機関に対して調査研究事業について周知し、応募者の範囲の拡大に努める。 | 食品健康影響評価技術の研究の実施 | 「食品の安全性の確保のための調査研究の推進の方向性」に沿って、リスク評価の的確な実施に資する研究を行うことにより、信頼性の高いリスク評価の効果的・効率的な実施の促進に寄与する。 |                  |   |  |

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-70(政策13-施策②))

|   |  |                    |             |             |   |                             |  |            |             |   |
|---|--|--------------------|-------------|-------------|---|-----------------------------|--|------------|-------------|---|
| 施策名   | 食品安全の確保に必要な総合的施策の推進  |                    |             |             | 担当部局名   | 食品安全委員会事務局                  |  | 作成責任者名     | 勧告広報課長 北池 隆 |   |
| 施策の概要   | 国民が高い関心を持っている食品の安全に関わる事項等に関する、厚生労働省、農林水産省等と連携しつつ行う関係者間での情報共有及び意見交換並びに正確な情報の周知等を目的とするホームページ、メールマガジン、パンフレット、季刊誌等を通じた情報発信等の食品安全の確保に必要な総合的施策を実施する。 |                    |             |             | 政策体系上の位置付け  | 食品の安全性の確保                   |  |            |             |   |
| 達成すべき目標   | 食品安全委員会が行う食品健康影響評価の内容等に対する理解を深めることにより、食品安全に関する関係者相互間におけるリスクコミュニケーションを促進する。   |                    |             | 目標設定の考え方・根拠 | 食品安全基本法(平成15年5月23日法律第48号)第13条及び同法第24条第1項第7号   |                             |  | 政策評価実施予定時期 | 平成24年8月     |   |
| 測定指標  | 基準値  | 基準年度               | 目標値         | 目標年度        | 年度ごとの目標値  |                             |  |            |             | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠   |
|   |  |                    |             |             | 23年度  | 24年度                        | 25年度   | 26年度       | 27年度        |   |
| 1 食品健康影響評価の内容に関する意見交換会への参加者に対するアンケート調査において、「内容について理解度が増進した者」の割合 | 53.4%  | 平成19年度             | 60%         | 平成23年度      | 60%   | -                           | -  | -          | -           | 過去に食品安全委員会が開催した意見交換会におけるアンケート調査において、説明内容について理解が深まったとする者の割合は平均で約40%であったことから、意見交換会において、リスク分析の考え方や食品安全委員会の活動について分かりやすい情報の提供に努めることにより、「リスク分析の考え方や食品安全委員会の活動についての理解が増進した者の割合」が60%以上となることを目標値として設定。 |
| 2 食品健康影響評価の内容に関する意見交換会への参加者に対するアンケート調査において、「意見交換会に満足した者」の割合     | 73.7%  | 平成20年度             | 60%         | 平成23年度      | 60%   | -                           | -  | -          | -           | 相互理解を深める新たな手法の導入や円滑な意見交換会の運営は、リスクコミュニケーションを推進する上で重要な要素である。このような取組により、「意見交換会に満足した者」の割合が60%以上となることを目標値として設定。  |
| 3 年度末におけるメールマガジンの登録者数(対前年度末に対する増加率)                             | 36.6%  | 平成19年度             | 18%         | 平成23年度      | 18%   | -                           | -  | -          | -           | リスクコミュニケーションの推進においては、リスク分析の考え方を理解した上で、食品の安全性について考えることができる関係者が増加することが重要であり、地方も含めた全体的な評価を行うに当たっては、メールマガジンの登録者数を測定指標とすることが有効と考えられるため、メールマガジンの登録者数の増加率が18%以上となることを目標値として設定。                       |
| 達成手段(開始年度)  | 補正後予算額(執行額)(千円)  |                    | 23年度予算額(千円) | 関連する指標      | 達成手段の概要   | 達成手段の目標(23年度)               | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容  |            |             |   |
|   | 21年度   | 22年度               |             |             |   |                             |  |            |             |   |
| 食品健康影響評価に関するリスク(1)コミュニケーションの推進(平成15年度)                          | 100,157<br>(75,107)  | 54,316<br>(41,681) | 23,557      | 1.2.3       | 食品健康影響評価に関するリスクコミュニケーションについて、より一層きめ細かく促進するために、以下の取組を実施する。<br>・意見交換会について、県や消費者団体等と連携を図りながら、適切な企画・設計を行う。<br>・意見交換会において食品健康影響評価の内容について、分かりやすい情報提供と意見の交換を行うとともに、関心の高い内容については動画配信を実施する。<br>・メールマガジンに関し、食品安全委員会の活動等に関する情報を迅速に掲載するとともに、読者の関心に配慮した魅力あるコンテンツとする。 | 食品健康影響評価に関するリスクコミュニケーションの促進 | 国民が意見交換会に参加すること及びメールマガジンを読むことにより、食品健康影響評価の内容や食品安全委員会の活動が社会的に認識されることにより、食品安全に関するリスクコミュニケーションの推進に寄与する。 |            |             |   |

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-71(政策14-施策①))

|   |   |                      |             |             |  |             |      |            |            |                               |  |
|---|---|----------------------|-------------|-------------|--|-------------|------|------------|------------|-------------------------------|--|
| 施策名   | 原子力利用の安全確保に係る施策の遂行  |                      |             |             | 担当部局名  | 原子力安全委員会事務局 |      | 作成責任者名     | 総務課長 水間 英城 |                               |  |
| 施策の概要   | 有識者からなる調査審議機関として、専門的・中立的な立場から、関連知見の収集・整理を踏まえた、安全規制等に係る見解等の表明、原子力施設の設置許可等に係る安全審査、安全審査等に用いる指針類の整備、行政庁の安全規制活動に対する監視・監査、原子力防災体制の整備、社会とのコミュニケーション等を行う。 |                      |             |             | 政策体系上の位置付け   | 原子力利用の安全確保  |      |            |            |                               |  |
| 達成すべき目標   | 本施策の遂行を通じ、我が国の原子力の研究、開発及び利用における安全の確保に寄与する。  |                      |             | 目標設定の考え方・根拠 | ・原子力基本法(昭和30年法律第186号)<br>・原子力委員会及び原子力安全委員会設置法(昭和30年法律第188号)<br>・原子力安全委員会の当面の施策の基本方針について(H22.12.3 原子力安全委員会決定) |             |      | 政策評価実施予定時期 | 平成24年8月    |                               |  |
| 測定指標  | 基準値   | 基準年度                 | 目標値         | 目標年度        | 年度ごとの目標値   |             |      |            |            | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |  |
|   |   |                      |             |             | 23年度   | 24年度        | 25年度 | 26年度       | 27年度       |                               |  |
| 安全規制に的確に反映すべき最新の科学的知見の収集・整理、必要に応じた原子力安全委員会としての見解の表明及び安全審査指針類の整備(安全規制に係る見解、専門部会等報告書及び指針類の策定・改訂の件数) | 安全審査指針類および原子力防災指針における見直しの方針を年度末までに示す  | 平成23年度               | 安全審査指針類を改定  | —           | 安全審査指針類および原子力防災指針における見直しの方針を年度末までに示す   | -           | -    | -          | -          | -                             | 「原子力安全委員会の当面の施策の基本方針について」(平成22年12月3日原子力安全委員会決定)<br>「安全審査指針類の検討について(指示)」(平成23年6月16日原子力安全委員会決定)<br>「原子力施設等の防災対策について」の検討について(指示)」(平成23年6月16日原子力安全委員会決定) |
| 達成手段(開始年度)  | 補正後予算額(執行額)(千円)   |                      | 23年度予算額(千円) | 関連する指標      | 達成手段の概要  |             |      |            |            | 達成手段の目標(23年度)                 | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容  |
|   | 21年度  | 22年度                 |             |             |  |             |      |            |            |                               |  |
| (1) 原子力安全行政の充実・強化(平成12年度)   | 397,180<br>(370,103)  | 407,724<br>(325,735) | 383,770     | 1           | 原子力施設の防災対策及び原子力緊急事態発生時における緊急時機動体制の強化、国内外の原子力の安全確保に関する情報収集・情報公開の一層の推進のための原子力公開資料センターの運営やデータの取りまとめを行う。         |             |      |            |            | —                             | 原子力施設の防災対策、安全審査等の着実な実施による原子力施設の安全の確保、国内外における原子力の安全確保に関する情報の収集・交換、及び関連する情報の公開・提供等により我が国の原子力安全行政の一層の充実・強化を図る。  |
| (2) 原子力安全確保総合調査(平成12年度)   | 225,041<br>(176,766)  | 121,797<br>(44,438)  | 87,354      | 1           | 最新の科学技術的知見に基づく安全審査指針類の策定・改訂、原子力防災対策の実効性向上等の原子力の安全確保に係る諸活動を実施するために必要となる基礎資料の整備等に必要調査等を行うため、調査委託を実施する。         |             |      |            |            | 調査委託件数<br>2件                  | 指針類の改定等の安全確保に係る各種施策に活用する調査委託を実施する。   |
| (3) 原子力安全委員会運営(平成12年度)  | 87,662<br>(98,767)  | 87,466<br>(82,317)   | 86,090      | 1           | 最新の科学技術的知見に基づく安全審査指針類の策定・改訂、原子力防災対策の実効性向上等の原子力の安全確保に係る諸活動を実施するため、専門家等から意見を伺う。                                |             |      |            |            | 各種検討会議<br>50回                 | 指針類の改定等の安全確保に係る各種施策の検討のための専門家からの意見を聴取する。   |

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-72(政策16-施策①))

|                                    |  |           |                        |             |   |                        |                        |            |               |                               |  |
|------------------------------------|--|-----------|------------------------|-------------|---|------------------------|------------------------|------------|---------------|-------------------------------|--|
| 施策名                                | 新しい公益法人制度への円滑な移行と適正な法人運営の確保  |           |                        |             | 担当部局名   | 公益法人行政担当室・公益認定等委員会事務局  |                        | 作成責任者名     | 参事官・総務課長 清水正博 |                               |  |
| 施策の概要                              | 新公益法人制度では従来の公益法人は平成25年11月末までの期間に移行申請を行わないと解散になるとされていることから、移行期間内の円滑な移行を実現するとともに、移行法人の適切な監督を実施 |           |                        |             | 政策体系上の位置付け  | 公益法人制度改革等の推進           |                        |            |               |                               |  |
| 達成すべき目標                            | 早期の申請を促進した上で、柔軟かつ迅速な審査を行い、新制度への円滑な移行を進めるとともに、適切な監督を実施し、「民による公益の増進」を実現                        |           |                        | 目標設定の考え方・根拠 | 第177回国会衆議院内閣委員会大臣所信において、公益認定等の早期申請を促すとともに、柔軟かつ迅速な審査を実施し、「民による公益」の担い手となる法人を積極的に世の中に送り出すよう努める旨発言  |                        |                        | 政策評価実施予定時期 | 平成24年8月       |                               |  |
| 測定指標                               | 基準値  | 基準年度      | 目標値                    | 目標年度        | 年度ごとの目標値  |                        |                        |            |               | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |  |
|                                    |  |           |                        |             | 23年度  | 24年度                   | 25年度                   | 26年度       | 27年度          |                               |  |
| 1年間における申請件数(移行認定1申請、移行認可申請、公益認定申請) | —  | —         | 2000件                  | 平成23年度      | 2000件   | —                      | —                      | —          | —             | —                             | 新公益法人制度においては、現在の特例民法法人は、平成25年11月末までに移行しなければ解散となるため、新たな公益の担い手となる法人を増やし、「民による公益の増進」をできるだけ早期に実現するためには、特例民法法人からの早期申請を促進し、円滑に新制度に移行させることが求められる。<br>一方、国所管の特例民法法人(平成20年12月現在で6,625法人)のうち、平成22年度末時点で申請があった法人数は約1,100法人に留まっており、未申請の法人が新制度に円滑に移行し、かつできるだけ申請を前倒して早期に申請してもら観点から、平成23年度の目標申請件数を約2,000件に設定した。 |
| 不利益処分である命令及び認定・2認可の取消しを講じられた法人の割合  | —  | —         | 1%以下                   | 平成23年度      | 1%以下  | —                      | —                      | —          | —             | —                             | 税制優遇等の社会的恩恵をうけつつ、不特定多数の者を対象に公益目的事業を行う公益法人については、継続的に公益認定基準に適合していることが必要である。そのため、毎事業年度提出される財産目録、事業報告書等の確認等により認定基準を満たさない状況が明らかになった場合には、命令等の行政庁による適切な監督が必要である。<br>これまでのところ内閣府から公益法人に対して不利益処分を講じたことはないが、新制度に移行する法人が今後増えていくことも踏まえ、目標値を1%以下に設定した。  |
| 測定指標                               | 基準   | 基準年度      | 目標                     | 目標年度        | 施策の進捗状況(目標)   |                        |                        |            |               | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠  |  |
|                                    |  |           |                        |             | 23年度  | 24年度                   | 25年度                   | 26年度       | 27年度          |                               |  |
| 3ヶ月における諮問数                         | —  | —         | 1ヶ月間の諮問件数を4ヶ月前の申請件数とする | 平成25年度      | 1ヶ月間の諮問件数を4ヶ月前の申請件数とする  | 1ヶ月間の諮問件数を4ヶ月前の申請件数とする | 1ヶ月間の諮問件数を4ヶ月前の申請件数とする | —          | —             | —                             | これまで審査期間を原則4ヶ月以内に認定等することを目標に柔軟かつ迅速な審査に取り組んでおり、平成22年度には763件の処分を行っている。平成23年8月1日には、こうした審査実績を踏まえ、審査期間を4ヶ月とした標準処理期間を設定しており、これらを踏まえ目標値を設定した。   |
| 達成手段(開始年度)                         | 補正後予算額(執行額)(千円)  |           | 23年度予算額(千円)            | 関連する指標      | 達成手段の概要   |                        |                        |            |               | 達成手段の目標(23年度)                 | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容  |
|                                    | 21年度   | 22年度      |                        |             |   |                        |                        |            |               |                               |  |
| (1) 公益法人制度改革等の推進に必要な経費             | 98,171千円   | 128,860千円 | 97,423千円               | 1.2.3       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○内閣府職員による窓口相談(月200コマ)</li> <li>○民間の専門家を活用した相談会(平成23年度は年15回/1回50~90法人、地方5回/1回20~40法人)</li> <li>○申請の検討が進んでいない法人を対象とした内閣府職員による基礎的研修会(月1~2回程度/1回20~25法人)</li> <li>○ホームページ「公益法人information」を通じた情報発信 <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請のポイントを解説した動画コンテンツ</li> <li>・申請書の記載例</li> <li>・監督に関する情報提供等</li> </ul> </li> <li>○ニュースレター「公益認定等委員会だより」の発行など各種媒体の活用</li> </ul> |                        |                        |            |               | —                             | 申請検討中の法人からの相談に積極的に応じるとともに、申請検討中の法人に対して積極的に情報発信することにより、早期の申請を促し、更には新公益法人制度への理解を高め、よりスムーズな申請を実現し、審査の迅速化に寄与する。<br>その他、移行した法人に新制度を一層理解していただくことで、適切な法人運営を行っていただき不利益処分が必要な事象の発生を防止する。  |

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-73(政策16-施策②))

| 施策名   | 特例民法法人の監督に関する関係行政機関の事務の調整   |      |                                    |             | 担当部局名  | 公益法人行政担当室・公益認定等委員会事務局              |                                    | 作成責任者名     | 参事官・総務課長 清水正博 |  |
|---|---|------|------------------------------------|-------------|--|------------------------------------|------------------------------------|------------|---------------|--|
| 施策の概要   | 「特例民法法人に関する年次報告」の作成・公表を通じて、指導監督基準等に基づく各府省の所管特例民法法人に対する指導監督状況を的確に把握し、必要に応じ各府省に指導監督の徹底を要請 |      |                                    |             | 政策体系上の位置付け   | 公益法人制度改革等の推進                       |                                    |            |               |  |
| 達成すべき目標   | 透明性の確保による特例民法法人の適切な運営を確保し、新制度への円滑な移行に寄与することにより、民間非営利部門の健全な発展を促進し「民による公益の増進」を実現          |      |                                    | 目標設定の考え方・根拠 | 第177回国会衆議院内閣委員会大臣所信において、公益認定等の早期申請を促すとともに、柔軟かつ迅速な審査を実施し、「民による公益」の担い手となる法人を積極的に世の中に送り出すよう努める旨発言 |                                    |                                    | 政策評価実施予定時期 | 平成24年8月       |  |
| 測定指標  | 基準  |      | 目標                                 |             | 施策の進捗状況(目標)  |                                    |                                    |            |               | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠                                       |
|   | 基準  | 基準年度 | 目標                                 | 目標年度        | 23年度   | 24年度                               | 25年度                               | 26年度       | 27年度          |  |
| 特例民法法人の実態・状況等を明らかにするための各種調査の的確な実施及び公表による指導監督の徹底 | —   | —    | 「公益法人の設立許可及び指導監督基準」等を遵守していない法人数の減少 | 平成23年度      | 「公益法人の設立許可及び指導監督基準」等を遵守していない法人数の減少   | 「公益法人の設立許可及び指導監督基準」等を遵守していない法人数の減少 | 「公益法人の設立許可及び指導監督基準」等を遵守していない法人数の減少 | —          | —             | 新制度への円滑な移行のためには、特例民法法人の実態の把握を通じ所管官庁による指導監督が適切になされる必要があることを踏まえ設定した。 |

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-74(政策16-施策①))

|            |  |                  |             |              |                 |   |      |      |               |                               |   |
|------------|--|------------------|-------------|--------------|-----------------|---|------|------|---------------|-------------------------------|---|
| 施策名        | 経済社会活動の総合的研究                               |                  |             |              | 担当部局名           | 経済社会総合研究所   |      |      |               | 作成責任者名                        | 総務部長 小野 稔<br>景気統計部長 増島 稔<br>情報研究交流部長 勝見 博   |
| 施策の概要      | 経済活動及び社会活動についての経済理論その他これに類する理論を用いた研究       |                  |             |              | 政策体系上の位置付け      | 経済社会総合研究所の推進  |      |      |               |                               |   |
| 達成すべき目標    | 本施策の推進により、政策の企画立案・推進を支援するとともに、国民への情報提供を行う。 |                  |             | 目標設定の考え方・根拠  | 内閣府設置法第4条第3項第5号 |   |      |      | 政策評価実施予定時期    | 平成24年8月                       |   |
| 測定指標       | 基準値  | 基準年度             | 目標値         | 目標年度         | 年度ごとの目標値        |   |      |      |               | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |   |
|            |  |                  |             |              | 23年度            | 24年度  | 25年度 | 26年度 | 27年度          |                               |   |
| 1          | ESRI Discussion Paper 等の研究成果に関するHPへのアクセス件数 | 109,173          | 平成21年度      | 120,000      | 平成23年度          | 120,000   | —    | —    | —             | —                             | HPのアクセス件数は研究等の成果が政策部局及び国民にとってどの程度注目・活用されたかを示すものであり、政策部局への貢献及び国民への情報提供を推し量る指標として適切と言える。また、本指標について、前年度並みの水準を確保することは、研究等の成果に一定の評価が得られたものとするため、平成20年度政策評価より、「前年度並み」との目標基準を設定している。 |
| 2          | 景気指標に関するHPへのアクセス件数                         | 532,056          | 平成21年度      | 500,000      | 平成23年度          | 500,000   | —    | —    | —             | —                             |   |
| 3          | ESRI-経済政策フォーラムについての、参加者の肯定的評価の割合           | 80.7%            | 平成20年度      | 総じて3分の2以上80% | 平成23年度          | 総じて3分の2以上80%  | —    | —    | —             | —                             |   |
| 達成手段(開始年度) | 補正後予算額(執行額)(千円)                            |                  | 23年度予算額(千円) | 関連する指標       | 達成手段の概要         |   |      |      | 達成手段の目標(23年度) | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容       |   |
| (1)        | 経済社会活動の総合的研究(平成12年度)                       | 665,044(562,447) | 594,319     | 473,592      | 1,2,3           | 経済活動及び社会活動についての経済理論等を用いた研究として、幸福度・社会的進歩の計測の研究、各種計量経済モデルの開発・整備、景気動向に関する統計の作成、フォーラムの開催等を行う。 |      |      |               | 左記研究等の実施(一)                   | 政策部局及び国民の関心が高く、又は政策に関係した研究等を実施することにより、政策の企画立案・推進の支援、国民への情報提供に寄与する。  |



平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-75(政策16-施策②))

|  |   |         |             |        |  |                 |      |      |      |  |  |  |  |  |  |
|--|---|---------|-------------|--------|--|-----------------|------|------|------|--|--|--|--|--|--|
| 施策名  | 国民経済計算  |         |             |        | 担当部局名  | 経済社会総合研究所       |      |      |      | 作成責任者名   | 国民経済計算部企画調査課長 二村 秀彦  |  |  |  |  |
| 施策の概要  | 国民経済計算関連統計の作成のため、推計に必要な基礎調査の実施、推計プログラムの開発や修正、地域経済計算やサテライト勘定の調査研究を請負契約により実施している。また、四半期別GDP速報(QE)における地方政府の政府最終消費支出を推計するため、地方政府の予算執行状況を把握する必要があり、地方公共団体委託調査を実施している。  |         |             |        | 政策体系上の位置付け   | 経済社会総合研究の推進     |      |      |      |  |  |  |  |  |  |
| 達成すべき目標  | 国連の示す国民経済計算体系の基準に則して、国民経済計算の推計を行い、四半期別GDP速報(QE)、国民経済計算年報を公表するとともに、地域経済計算やサテライト勘定の調査研究を行っており、国民経済計算関連統計を作成・整備する。また、基礎資料が不足している分野については、民間非営利団体実態調査等を独自に実施している。これらの事業を通じて政策判断材料を提供し、経済財政政策の企画・推進を支援すること、また国民への情報提供を行うことをその目的としている。 |         |             |        | 目標設定の考え方・根拠  | 内閣府設置法第4条第3項第6号 |      |      |      | 政策評価実施予定時期   | 平成24年8月  |  |  |  |  |
| 測定指標   | 基準値   |         | 目標値         |        | 年度ごとの目標値   |                 |      |      |      | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠  |  |  |  |  |  |
|  | 基準年度  | 23年度    | 24年度        | 25年度   | 26年度   | 27年度            |      |      |      |  |  |  |  |  |  |
| 「公的統計の品質に関するガイドライン」における品質評価の観点を踏まえ、①統計を事前の公表予定どおりに公表、②統計の作成方法、利用上の注意等の情報を公表。 | 100%  | 平成23年度  | 100%        | 平成23年度 | 100%   | 100%            | 100% | 100% | 100% | 「公的統計の品質に関するガイドライン」が平成23年4月8日各府省統計主管課長等会議申合せられたことを受け、①統計を事前の公表予定どおりに公表、②統計の作成方法、利用上の注意等の情報を公表を100%達成することを目標値として設定。 |  |  |  |  |  |
| 達成手段(開始年度)   | 補正後予算額(執行額)(千円)   |         | 23年度予算額(千円) | 関連する指標 | 達成手段の概要  |                 |      |      |      | 達成手段の目標(23年度)  | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容  |  |  |  |  |
| (1) 国民経済計算(平成12年度)   | 272,741(261,465)  | 255,829 | 283,238     | 1      | 国連の示す国民経済計算体系の基準に則して、国民経済計算の推計を行い、四半期別GDP速報(QE)、国民経済計算年報を公表するとともに、地域経済計算やサテライト勘定の調査研究を行っており、国民経済計算関連統計を作成・整備する。また、基礎資料が不足している分野については、民間非営利団体実態調査等を独自に実施する。 |                 |      |      |      | 左記事業の実施  | 左記の事業を通じて政策判断材料を提供し、経済財政政策の企画・推進を支援すること、また国民への情報提供を行うことをその目的としている。 |  |  |  |  |

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-76(政策16-施策③))

|                      |   |        |             |             |   |             |       |       |               |  |               |  |  |  |
|----------------------|---|--------|-------------|-------------|---|-------------|-------|-------|---------------|--|---------------|--|--|--|
| 施策名                  | 人材育成、能力開発   |        |             |             | 担当部局名   | 経済社会総合研究所   |       |       |               | 作成責任者名   | 経済研修所総務部長 勝見博 |  |  |  |
| 施策の概要                | ①計量経済分析、経済理論等に関する経済研修・経済理論研修の実施。<br>②当研究所が有する国民経済計算(SNA)統計の概念を理解し、その推計方法を習得するため、各府省の職員及びアセアン主要国の実務担当専門家を対象とするSNA研修の実施。<br>③発展途上国等の政府関係機関の職員を対象にマクロ経済政策等についての研修を国際協力機構(JICA)と協力して実施。 |        |             |             | 政策体系上の位置付け  | 経済社会総合研究の推進 |       |       |               |  |               |  |  |  |
| 達成すべき目標              | 政策担当者の企画立案能力や調査分析能力の向上を図り、より効果的・効率的な経済政策等を実施することに寄与する。  |        |             | 目標設定の考え方・根拠 | 内閣府設置法第4条第3項第56号  |             |       |       | 政策評価実施予定時期    | 平成24年8月  |               |  |  |  |
| 測定指標                 | 基準値   |        | 目標値         |             | 年度ごとの目標値  |             |       |       |               | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠                          |               |  |  |  |
|                      |   | 基準年度   |             | 目標年度        | 23年度  | 24年度        | 25年度  | 26年度  | 27年度          |  |               |  |  |  |
| 1 研修に対する研修員アンケートの満足度 | 84.2%   | 平成20年度 | 80%以上       | 平成23年度      | 80%以上   | 80%以上       | 80%以上 | 80%以上 | 80%以上         | 各研修において研修員の80%以上の満足度を得られれば、目標は達成されたと判断出来る為。            |               |  |  |  |
| 達成手段(開始年度)           | 補正後予算額(執行額)(千円)   |        | 23年度予算額(千円) | 関連する指標      | 達成手段の概要   |             |       |       | 達成手段の目標(23年度) | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容                                |               |  |  |  |
| (1) 経済研修所運営(平成12年度)  | 21年度  | 22年度   |             | 1           | <ul style="list-style-type: none"> <li>各府省の職員に対し、計量経済分析、経済理論等に関する経済研修・経済理論研修及びSNA研修の実施</li> <li>発展途上国等の政府関係機関の職員を対象にSNA研修、マクロ経済政策等の研修の実施</li> </ul> |             |       |       | 左記研修の実施       | 政策担当者の企画立案能力や調査分析能力の向上を図り、より効果的・効率的な経済政策等を実施することに寄与する。 |               |  |  |  |



| 達成手段<br>(開始年度)                             | 補正後予算額(執行額)(千円)    |                    | 23年度<br>予算額<br>(千円) | 関連する<br>指標 | 達成手段の概要  | 達成手段<br>の目標<br>(23年度)                                     | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容   |
|--|--------------------|--------------------|---------------------|------------|--|---|---|
|  | 21年度               | 22年度               |                     |            |  |   |   |
| 赤坂迎賓館参観経費<br>(1) (一般参観:昭和50年度、前庭公開:平成22年度) | 12,835<br>(12,337) | 15,450<br>(14,719) | 15,204              | 3.4.5      | 国公賓等の接遇に支障のない時期に参観(一般参観、前庭公開)を実施。一般参観については、夏季に10日間実施。参観希望者の募集を行い、応募多数の場合には抽選により参観者を決定。前庭公開については、秋季に3日間実施。入場は自由で申し込み等は不要。一般参観及び前庭公開ともに、写真パネル等により接遇時の様子を展示し、また、説明員による室内装飾等あるいは建築様式等の説明を行うなど、参観の内容を充実させている。 | 一般参観の参観者数20,000人<br>前庭公開の入場者数10,000人<br>(満足度調査:<br>80%以上) | 迎賓館は、国公賓等の接遇のための施設であり、施設の性質上、非公開が原則。他方、一昨年(平成21年12月)、建築後100年を迎え国宝に指定されるなど歴史的、文化的にも価値の高い建築物であることから参観の希望も多く、国民に対して公用室等を公開し、迎賓施設・賓客外交等の重要性について広く国民の理解を深めることを目的として実施。 |
| 京都迎賓館参観経費<br>(2) (平成17年度)                  | 16,344<br>(16,344) | 14,503<br>(14,503) | 12,849              | 3.5        | 国公賓等の接遇に支障のない時期に参観を実施。参観期間は10日間。応募多数の場合は、抽選により参観者を決定。参観に当たっては、接遇時のしつらいの再現、各種説明パネル等による接遇の様子、京都迎賓館で用いられた伝統技能・伝統技術の説明の展示をするなど、参観の内容を充実させている。  | 参観者数<br>12,000人<br>(満足度調査:<br>80%)                        | 京都迎賓館は、国公賓等の接遇のための施設であり、施設の性質上、非公開が原則。他方、日本の伝統的技能を生かして建設された価値の高い建築物であることから参観の希望も多く、国民に対して公用室等を公開し、迎賓施設・賓客外交等の重要性について広く国民の理解を深めることを目的として実施。                        |

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-78(政策18-施策①))

|  |   |                      |             |             |  |                 |   |            |         |                               |  |
|--|---|----------------------|-------------|-------------|--|-----------------|---|------------|---------|-------------------------------|--|
| 施策名                                      | 北方領土問題解決促進のための施策の推進   |                      |             |             | 担当部局名  | 北方対策本部          |   |            | 作成責任者名  | 参事官 山本 茂樹                     |  |
| 施策の概要                                    | 国民世論の啓発等を通じて、北方領土問題の解決の促進を図る。   |                      |             |             | 政策体系上の位置付け   | 北方領土問題の解決の促進    |   |            |         |                               |  |
| 達成すべき目標                                  | 北方領土問題に対する国民の理解と関心を高める。   |                      |             | 目標設定の考え方・根拠 | 内閣府設置法、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律、北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針において、国は北方領土問題に関する国民世論の啓発を図ることとされている。   |                 |   | 政策評価実施予定時期 | 平成24年8月 |                               |  |
| 測定指標                                     | 基準値   |                      | 目標値         |             | 年度ごとの目標値   |                 |   |            |         | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |  |
|  | 基準年度  |                      | 目標年度        |             | 23年度   | 24年度            | 25年度  | 26年度       | 27年度    |                               |  |
| 1  | 全国各地で開催される北方領土問題の解決の促進に資する行事等の情報を北方対策本部ホームページに掲載する回数                    | 月1回以上                | 平成22年度      | 月1回以上       | 平成23年度   | 月1回以上           | 月1回以上   | 月1回以上      | 月1回以上   | 月1回以上                         | 全国各地の行事等の情報を毎月必ず更新することが必要である。  |
| 2  | 北方対策本部ホームページへの月間平均アクセス件数(北方領土返還運動全国強調月間を除く)                             | 11,024件              | 平成22年度      | 12,000件     | 平成23年度   | 12,000件         | —   | —          | —       | —                             | 前年度(平成22年度)の実績値を上回る水準を維持することを目標とする(平成21年7月に北方対策本部ホームページへのアクセス件数の集計の記録を開始)。 |
| 3  | 北方対策本部ホームページで実施する意見募集における、北方領土問題の啓発を目的とした講演会やパネル展等のイベントへの参加意欲があるとの回答の割合 | 57%                  | 平成22年度      | 70%         | 平成23年度   | 70%             | 70%   | 70%        | 70%     | 70%                           | 平成20年11月にアンケート結果の集計を開始して以降、最も高い値を記録した平成21年度の実績値を上回る水準を維持することを目標とする。        |
| 達成手段(開始年度)                               | 補正後予算額(執行額)(千円)   |                      | 23年度予算額(千円) | 関連する指標      | 達成手段の概要  | 達成手段の目標(23年度)   | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容   |            |         |                               |  |
|  | 21年度  | 22年度                 |             |             |  |                 |   |            |         |                               |  |
| (1) 北方領土返還要求運動推進等経費(昭和43年度)              | 63,952<br>(55,949)  | 60,534<br>(55,614)   | 363,783     | 2           | 北方領土返還要求運動を推進する一環として、平成23年度は内閣府北方対策本部ホームページについて、よりわかりやすく、国民が北方領土問題について理解を深めるのに資するホームページとするため、全面的なリニューアルを行うことを盛り込んだ。<br>また、北方四島に関する写真や映像、資料等を網羅的にデジタル化して、オンラインで効果的に公開する北方四島デジタルライブラリーを開設する。なお、同ライブラリーは上記の内閣府北方対策本部ホームページにリンクする。 | リニューアルされたサイトの開設 | 内閣府北方対策本部ホームページのリニューアルや、同ページにリンクされる新たなホームページ(デジタルライブラリー)が開設されることにより、内閣府北方対策本部ホームページのアクセス件数の増加につながる。 |            |         |                               |  |
| (2) 独立行政法人北方領土問題対策協会運営費交付金に必要な経費(平成15年度) | 648,379<br>(648,379)  | 655,037<br>(655,037) | 1,325,973   | 2           | 北方領土返還要求運動を推進する一環として、北方四島に関する写真や映像、資料等の網羅的なデジタル化や、各種啓発活動に使用する動画コンテンツ等を作成し、北方四島デジタルライブラリー(上記)に掲載する。   | 動画コンテンツ等の作成     | 新たなホームページ(デジタルライブラリー)が、より充実した掲載内容になることで、同ページにリンクされる内閣府北方対策本部ホームページのアクセス件数の増加につながる。                  |            |         |                               |  |

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-79(政策19-施策①))

|                              |   |         |             |             |  |                                   |  |      |      |  |            |  |  |  |
|------------------------------|---|---------|-------------|-------------|--|-----------------------------------|--|------|------|--|------------|--|--|--|
| 施策名                          | 国際平和協力業務等の推進  |         |             |             | 担当部局名  | 国際平和協力本部事務局                       |  |      |      | 作成責任者名   | 参事官 荒木 潤一郎 |  |  |  |
| 施策の概要                        | 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成4年法律第79号。以下「国際平和協力法」)に基づき、国際平和協力業務等を実施する。 |         |             |             | 政策体系上の位置付け   | 国際平和協力業務等の推進                      |  |      |      |  |            |  |  |  |
| 達成すべき目標                      | 国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与し、我が国の国際平和協力業務等に対する国連、現地政府等から肯定評価を得る。    |         |             | 目標設定の考え方・根拠 | ・国際平和協力業務等において、国内や国連・現地政府等の評価が、国際平和協力法第1条に規定する目的「我が国が国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与すること」を果たしているかどうかを測る大きな目安になるため。   |                                   |  |      |      | 政策評価実施予定時期   | 平成24年8月    |  |  |  |
| 測定指標                         | 基準  |         | 目標          |             | 施策の進捗状況(目標)  |                                   |  |      |      | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠   |            |  |  |  |
|                              |   | 基準年度    |             | 目標年度        | 23年度   | 24年度                              | 25年度   | 26年度 | 27年度 |  |            |  |  |  |
| 1 国際平和協力業務等に対する国連、現地政府等の評価   | 肯定評価  | 平成19年度  | 肯定評価        | 平成23年度      | 肯定評価   | 肯定評価                              | 肯定評価   | 肯定評価 | 肯定評価 | ・国際平和協力業務等において、国内や国連・現地政府等の評価が、国際平和協力法第1条に規定する目的「我が国が国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与すること」を果たしているかどうかを測る大きな目安になるため。 |            |  |  |  |
| 達成手段(開始年度)                   | 補正後予算額(執行額)(千円)   |         | 23年度予算額(千円) | 関連する指標      | 達成手段の概要  | 達成手段の目標(23年度)                     | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容  |      |      |  |            |  |  |  |
|                              | 21年度  | 22年度    |             |             |  |                                   |  |      |      |  |            |  |  |  |
| (1) 国際平和協力隊の派遣(平成4年度)        | 236,832   | 238,937 | 238,523     | 1           | 国際連合の要請等に基づき、国際平和協力業務を実施するため、国際連合平和維持活動等に参加する国際平和協力隊員の派遣を行う。   | 国連及び派遣先国関係者等から我が国が行った派遣に対する肯定的な評価 | 国際連合平和維持活動等への隊員の派遣を行うことにより、国際平和のための努力に寄与し、国連、現地政府により肯定的な評価を受けることにつながるため。                               |      |      |  |            |  |  |  |
| (2) 国際平和協力のための人材育成経費(平成17年度) | 44,692  | 43,805  | 43,306      | 1           | 既に国際平和協力の現場で活動し、同分野における知見を有する者を対象として、公募を実施し、選考を行ったうえで国際平和協力研究員を採用。国際平和協力分野に関する調査・研究活動のほか、研究員各自の専門性を発揮しつつ各種事務局業務に従事させることにより、総合的な能力向上・人材育成を図るとともに、事務局機能の強化を図る。 | 年間4人程度の採用                         | 事務局機能の強化による国際平和協力本部事務局の業務の質を向上させるとともに国際平和協力分野で活躍する優秀な人材を輩出することにより、国際平和のための努力に寄与し、国連、現地政府等の肯定評価につながるため。 |      |      |  |            |  |  |  |
| (3) 人道救援物資備蓄経費(平成9年度)        | 187,237   | 158,676 | 125,734     | 1           | 人道的な国際救援活動等に協力するため、人道救援物資の調達・備蓄を行い、国際平和協力法第25条に基づく物資協力について、国際連合の要請等があった場合、迅速に対応する。   | 国際連合等からの要請への迅速な対応                 | 要請に応じ、物資面での協力の実施及びそのための体制を整えておくことにより、国際平和のための努力に寄与し、国連、現地政府等の肯定評価につながるため。                              |      |      |  |            |  |  |  |

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-80(政策20-施策①))

|            |   |        |      |          |             |                      |      |      |                               |   |                                      |  |  |  |
|------------|---|--------|------|----------|-------------|----------------------|------|------|-------------------------------|---|--------------------------------------|--|--|--|
| 施策名        | 政府・社会等に対する提言等   |        |      |          | 担当部局名       | 日本学術会議事務局            |      |      |                               | 作成責任者名  | 参事官(審議第一担当) 中澤貴生<br>参事官(審議第二担当) 石原祐志 |  |  |  |
| 施策の概要      | 各学術分野における様々な課題や社会が抱える特に重要な課題について、日本学術会議会員及び連携会員で構成する委員会等を設置、開催して、科学に関する重要事項の審議を行うことにより、政府からの諮問に対する答申、政府に対する勧告、その他政府、社会に対する提言等を行う。 |        |      |          | 政策体系上の位置付け  | 科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡 |      |      |                               |   |                                      |  |  |  |
| 達成すべき目標    | 日本学術会議法第2条に基づき、わが国の科学者の内外に対する代表機関(全国約84万人の科学者の代表として選出された会員210名と連携会員約2,000名で構成)として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させること。            |        |      |          | 目標設定の考え方・根拠 | 日本学術会議法第2条           |      |      |                               | 政策評価実施予定時期  | 平成24年8月                              |  |  |  |
| 測定指標       | 基準値   | 目標値    |      | 年度ごとの目標値 |             |                      |      |      | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |   |                                      |  |  |  |
|            |   | 基準年度   | 目標年度 | 23年度     | 24年度        | 25年度                 | 26年度 | 27年度 |                               |   |                                      |  |  |  |
| 1 意思の表出の件数 | 58件   | 平成20年度 | 58件  | 平成23年度   | 58件         | -                    | -    | -    | -                             | 日本学術会議(特に意思の表出について審議する委員会等の活動)は、会員の半数改選が行われる3年間を活動のサイクルとしており、測定指標「意思の表出の件数」に関しては、3年前である平成20年度における意思の表出件数の実績値を目標値として掲げた。 |                                      |  |  |  |

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-81(政策20-施策②))

|                                    |  |                          |             |        |  |                      |   |      |      |                               |                  |  |  |  |
|------------------------------------|--|--------------------------|-------------|--------|--|----------------------|---|------|------|-------------------------------|------------------|--|--|--|
| 施策名                                | 各国アカデミーとの交流等の国際的な活動  |                          |             |        | 担当部局名  | 日本学術会議事務局            |   |      |      | 作成責任者名                        | 参事官(国際業務担当) 渡部良一 |  |  |  |
| 施策の概要                              | 科学的知見が世界の政策形成に反映されるよう、G8各国等の科学アカデミーと連携して、G8サミットの議題に関し、科学的立場から意見を集約し、共同声明を发出するほか、国内学術研究団体との共同主催国際会議や持続可能な社会の実現に向けた地球規模の課題を議論する国際会議の開催、アジア地域における学術的な共同研究と協力を促進するために設立されたアジア学術会議に関連する活動、国際学術団体への加入、国際学術団体総会等への代表派遣などを通じ、国際学術団体との連携を図っている。 |                          |             |        | 政策体系上の位置付け   | 科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡 |   |      |      |                               |                  |  |  |  |
| 達成すべき目標                            | 日本学術会議法第2条に基づき、わが国の科学者の内外に対する代表機関(全国約84万人の科学者の代表として選出された会員210名と連携会員約2,000名で構成)として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させること。   |                          |             |        | 目標設定の考え方・根拠  | 日本学術会議法第2条           |   |      |      | 政策評価実施予定時期                    | 平成24年8月          |  |  |  |
| 測定指標                               | 基準値  |                          | 目標値         |        | 年度ごとの目標値   |                      |   |      |      | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |                  |  |  |  |
|                                    |  | 基準年度                     |             | 目標年度   | 23年度   | 24年度                 | 25年度  | 26年度 | 27年度 |                               |                  |  |  |  |
| 1 G8学術会議共同声明の発出                    | 1回   | 平成20年度                   | 1回          | 平成23年度 | 1回   | -                    | -   | -    | -    | これまでの発出状況を勘案して目標値(1回)を設定      |                  |  |  |  |
| 2 アジア学術会議の開催                       | 1回   | 平成20年度                   | 1回          | 平成23年度 | 1回   | -                    | -   | -    | -    | これまでの開催状況を勘案して目標値(1回)を設定      |                  |  |  |  |
| 3 二国間学術交流                          | 実施   | 平成20年度                   | 2回          | 平成23年度 | 2回   | -                    | -   | -    | -    | これまでの交流状況を勘案して目標値(2回)を設定      |                  |  |  |  |
| 4 ICSU(国際学術会議)、インターアカデミーカウンシル等への対応 | 2回   | 平成20年度                   | 2回          | 平成23年度 | 2回   | -                    | -   | -    | -    | これまでの対応状況を勘案して目標値(2回)を設定      |                  |  |  |  |
| 5 その他の国際学術団体等への代表派遣等               | 実施   | 平成20年度                   | 20回         | 平成23年度 | 20回  | -                    | -   | -    | -    | これまでの代表派遣等の状況を勘案して目標値(20回)を設定 |                  |  |  |  |
| 6 共同主催国際会議の開催                      | 8回   | 平成20年度                   | 7回          | 平成23年度 | 7回   | -                    | -   | -    | -    | これまでの開催状況を勘案して目標値(7回)を設定      |                  |  |  |  |
| 7 国際シンポジウムの開催                      | 1回   | 平成23年度                   | 1回          | 平成23年度 | 1回   | -                    | -   | -    | -    | これまでの開催状況を勘案して目標値(1回)を設定      |                  |  |  |  |
| 達成手段(開始年度)                         | 補正後予算額(執行額)(千円)  |                          | 23年度予算額(千円) | 関連する指標 | 達成手段の概要  | 達成手段の目標(23年度)        | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容   |      |      |                               |                  |  |  |  |
|                                    | 21年度   | 22年度                     |             |        |  |                      |   |      |      |                               |                  |  |  |  |
| (1) 各国アカデミーとの交流等の国際的な活動            | 303,530千円<br>(244,990千円)   | 285,539千円<br>(244,294千円) | 234,010千円   | 1~7    | 科学的知見が世界の政策形成に反映されるよう、G8各国等の科学アカデミーと連携して、G8サミットの議題に関し、科学的立場から意見を集約し、共同声明を发出するほか、国内学術研究団体との共同主催国際会議や持続可能な社会の実現に向けた地球規模の課題を議論する国際会議の開催、アジア地域における学術的な共同研究と協力を促進するために設立されたアジア学術会議に関連する活動、国際学術団体への加入、国際学術団体総会等への代表派遣などを通じ、国際学術団体との連携を図っている。 | (測定指標欄参照)            | 各国アカデミーとの交流等の国際的な活動を実施することにより、わが国の科学者の内外に対する代表機関(全国約84万人の科学者の代表として選出された会員210名と連携会員約2,000名で構成)として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透を図ることができる。 |      |      |                               |                  |  |  |  |



平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-82(政策20-施策③))

|                       |  |                      |             |        |   |                        |   |   |   |   |          |  |  |  |
|-----------------------|--|----------------------|-------------|--------|---|------------------------|---|---|---|---|----------|--|--|--|
| 施策名                   | 科学の役割についての普及・啓発  |                      |             |        | 担当部局名   | 日本学術会議事務局              |   |   |   | 作成責任者名  | 企画課長 清水誠 |  |  |  |
| 施策の概要                 | 日本学術会議会員等が講演、パネルディスカッション等を行うことを通じ、学術の成果を国民に還元するため、日本学術会議主催公開講演会を開催する。  |                      |             |        | 政策体系上の位置付け  | 科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡   |   |   |   |   |          |  |  |  |
| 達成すべき目標               | 日本学術会議法第2条に基づき、わが国の科学者の内外に対する代表機関(全国約84万人の科学者の代表として選出された会員210名と連携会員約2,000名で構成)として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させること。 |                      |             |        | 目標設定の考え方・根拠   | 日本学術会議法第2条             |   |   |   | 政策評価実施予定時期  | 平成24年8月  |  |  |  |
| 測定指標                  | 基準値  |                      | 目標値         |        | 年度ごとの目標値  |                        |   |   |   | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠                             |          |  |  |  |
|                       | 基準年度   | 目標年度                 | 23年度        | 24年度   | 25年度  | 26年度                   | 27年度  |   |   |   |          |  |  |  |
| 1 日本学術会議主催学術フォーラム開催回数 | 4  | 平成20年度               | 10          | 平成23年度 | 10  | -                      | -   | - | - | 平成22年度までの主催公開講演会の開催状況は、年4回程度であったが、学術フォーラムに改組したことを踏まえ設定した。 |          |  |  |  |
| 達成手段(開始年度)            | 補正後予算額(執行額)(千円)  |                      | 23年度予算額(千円) | 関連する指標 | 達成手段の概要   | 達成手段の目標(23年度)          | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容   |   |   |   |          |  |  |  |
|                       | 21年度   | 22年度                 |             |        |   |                        |   |   |   |   |          |  |  |  |
| (1) 科学の役割についての普及・啓発   | 5,478千円<br>(4,621千円)   | 2,715千円<br>(3,345千円) | 3,362千円     | 1      | 日本学術会議会員等が講演、パネルディスカッション等を行うことを通じ、学術の成果を国民に還元するため、日本学術会議主催公開講演会を開催する。 | 日本学術会議主催学術フォーラム開催回数10回 | わが国の科学者の内外に対する代表機関(全国約84万人の科学者の代表として選出された会員210名と連携会員約2,000名で構成)として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させること。 |   |   |   |          |  |  |  |

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-83(政策20-施策④))

|                         |  |                    |             |        |  |                              |  |      |      |   |          |  |  |  |
|-------------------------|--|--------------------|-------------|--------|--|------------------------------|--|------|------|---|----------|--|--|--|
| 施策名                     | 科学者間ネットワークの構築  |                    |             |        | 担当部局名  | 日本学術会議事務局                    |  |      |      | 作成責任者名  | 企画課長 清水誠 |  |  |  |
| 施策の概要                   | 科学者間のネットワーク構築に寄与するため、各地域で、日本学術会議で集積した研究成果や学術情報の提供を行うほか、地域の科学者からの意見・要望等を聴取するため、科学者懇談会、地区会議公開講演会を開催する。                   |                    |             |        | 政策体系上の位置付け   | 科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡         |  |      |      |   |          |  |  |  |
| 達成すべき目標                 | 日本学術会議法第2条に基づき、わが国の科学者の内外に対する代表機関(全国約84万人の科学者の代表として選出された会員210名と連携会員約2,000名で構成)として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させること。 |                    |             |        | 目標設定の考え方・根拠  | 日本学術会議法第2条                   |  |      |      | 政策評価実施予定時期  | 平成24年8月  |  |  |  |
| 測定指標                    | 基準値  |                    | 目標値         |        | 年度ごとの目標値   |                              |  |      |      | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠   |          |  |  |  |
|                         |  | 基準年度               |             | 目標年度   | 23年度   | 24年度                         | 25年度   | 26年度 | 27年度 |   |          |  |  |  |
| 1 地区会議公開講演会の開催          | 7回   | 平成22年度             | 7回          | 平成23年度 | 7回   | -                            | -  | -    | -    | これまでの開催状況を勘案して目標値を設定した。地域固有の問題を踏まえた事業計画を独自に策定し、地域密着型の学術講演会や科学者懇談会等の事業を通じて、地域からの情報発信を目指す地域主体の事業としている。  |          |  |  |  |
| 測定指標                    | 基準   |                    | 目標          |        | 施策の進捗状況(目標)  |                              |  |      |      | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠  |          |  |  |  |
|                         |  | 基準年度               |             | 目標年度   | 23年度   | 24年度                         | 25年度   | 26年度 | 27年度 |   |          |  |  |  |
| 2 学術団体の学術活動を支援するための政策提言 | 報告書のとりまとめ  | 平成20年度             | 政策提言等のとりまとめ | 平成23年度 | 政策提言等のとりまとめ  | -                            | -  | -    | -    | 審議の結果等を外部に報告する(報告書等を作成すること)に意義があると考え目標値を設定した。   |          |  |  |  |
| 3 地区会議の開催               | 実施   | 平成22年度             | 実施          | 平成23年度 | 実施   | -                            | -  | -    | -    | 地区会議は、日本学術会議の諸活動を地区内の科学者等に周知徹底し、及び日本学術会議に対する意見、要望等を汲み上げて日本学術会議と科学者との意思疎通を図るとともに、地域社会の学術の振興に寄与することを目的としている。地区会議は、この目的を達成するため、単独または部若しくは委員会と共同で地区内の関係大学、関係機関・団体等の協力を得て、科学者との懇談会の開催、地区会議ニュース等の発行、地域社会の学術の振興に寄与することを目的とする事業などの活動を行うこととされている。地区会議の開催は、当該地区の事業計画等を作成し、その作成・実施に当たっての情報収集・検討等を行うものであり、会議の回数ではなく、その質が重要であることから、「地区会議の開催」という目標値を設定した。 |          |  |  |  |
| 達成手段(開始年度)              | 補正後予算額(執行額)(千円)  |                    | 23年度予算額(千円) | 関連する指標 | 達成手段の概要  | 達成手段の目標(23年度)                | 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容  |      |      |   |          |  |  |  |
|                         | 21年度   | 22年度               |             |        |  |                              |  |      |      |   |          |  |  |  |
| (1) 科学者間ネットワークの構築       | 23,256千円(15,096千円)   | 17,362千円(14,366千円) | 13,272千円    | 1,3    | 科学者間のネットワーク構築に寄与するため、各地域で、日本学術会議で集積した研究成果や学術情報の提供を行うほか、地域の科学者からの意見・要望等を聴取するため、科学者懇談会、地区会議公開講演会を開催する。       | 地区会議公開講演会の開催7回、地区会議の開催       | 日本学術会議法第2条に基づき、わが国の科学者の内外に対する代表機関(全国約84万人の科学者の代表として選出された会員210名と連携会員約2,000名で構成)として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させること。 |      |      |   |          |  |  |  |
| (1) 科学者間ネットワークの構築       | 23,256千円(15,096千円)   | 17,362千円(14,366千円) | 13,272千円    | 2      | 科学者間のネットワーク構築に寄与するため、大学等の研究機関を超えて研究活動を支える学術研究団体をめぐる課題や機能強化等に関する審議を行い、その結果を日本学術会議協力学術研究団体を始め、広く学術研究団体に周知する。 | 学術団体の学術活動を支援するための政策提言等のとりまとめ | 日本学術会議法第2条に基づき、わが国の科学者の内外に対する代表機関(全国約84万人の科学者の代表として選出された会員210名と連携会員約2,000名で構成)として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させること。 |      |      |   |          |  |  |  |

平成23年度実施施策に係る事前分析表

(内閣府23-84(政策21-①))

|   |   |      |    |      |             |   |      |      |      |  |             |  |  |  |
|---|---|------|----|------|-------------|---|------|------|------|--|-------------|--|--|--|
| 施策名   | 民間人材登用等の推進  |      |    |      | 担当部局名       | 官民人材交流センター 総務課  |      |      |      | 作成責任者名   | 総務担当補佐 鈴木 一 |  |  |  |
| 施策の概要   | 総務省及び人事院とともに経済3団体の協力の下で運営する「官民人事交流推進ネットワーク」により、企業・府省間の意見交換会を開催し、官民間の人材移動を活性化し人材の有効活用の実現を推進する。 |      |    |      | 政策体系上の位置付け  | 官民人材交流センターの適切な運営  |      |      |      |  |             |  |  |  |
| 達成すべき目標   | 企業・府省間の意見交換会の実施が目標  |      |    |      | 目標設定の考え方・根拠 | 総務省及び人事院とともに経済3団体の協力の下で運営する「官民人事交流推進ネットワーク」により、企業・府省間の意見交換会を開催し、人材交流の推進を促すため。 |      |      |      | 政策評価実施予定時期   | 平成24年8月     |  |  |  |
| 測定指標  | 基準  | 基準年度 | 目標 | 目標年度 | 施策の進捗状況(目標) |   |      |      |      | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠                           |             |  |  |  |
|   |   |      |    |      | 23年度        | 24年度  | 25年度 | 26年度 | 27年度 |  |             |  |  |  |
| 総務省及び人事院とともに経済3団体の協力の下で運営する「官民人事交流推進ネットワーク」により、企業・府省間の意見交換会を開催。 | 実行  | 21年度 | -  | -    | 実施          | 実施  | -    | -    | -    | 総務省及び人事院とともに経済3団体の協力の下で運営する「官民人事交流推進ネットワーク」による交流事業による。 |             |  |  |  |